

平成24年 2 月宮崎県定例県議会（当初）

総務政策常任委員会会議録

平成24年 3 月13日～16日

場 所 第2委員会室

平成24年 3月13日（火曜日）

午前 9 時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成24年度宮崎県一般会計予算
- 議案第 2 号 平成24年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第 3 号 平成24年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第21号 宮崎県部設置条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 宮崎県公債管理特別会計条例
- 議案第29号 みやざき芸術文化振興基金条例
- 議案第34号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第49号 全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について
- 議案第50号 西日本宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について
- 議案第54号 みやざき男女共同参画プランの変更について

○請願第16号 消費税増税に反対する旨の意見書を国に提出することを求める請願

○県民政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・平成24年度組織改正案について
- ・「明日の安心」対話集会in宮崎～社会保障と税の一体改革を考える～の本県開催について
- ・経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト2012」について

出席委員（8人）

委 員 長	山 下 博 三
副 委 員 長	右 松 隆 央
委 員	外 山 三 博
委 員	星 原 透
委 員	宮 原 義 久
委 員	西 村 賢
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総 務 部

総 務 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 次 長 (総務・職員担当)	堀 野 誠
県参事兼総務部次長 (財務・市町村担当)	岡 田 英 治
危 機 管 理 局 長	甲 斐 睦 教
総 務 課 長	柳 田 俊 治
部参事兼人事課長	桑 山 秀 彦
部参事兼行政経営課長	大 坪 篤 史
財 政 課 長	日 隈 俊 郎

税 務 課 長 吉 本 佳 玄
市 町 村 課 長 鈴 木 一 郎
総務事務センター課長 花 坂 政 文
危 機 管 理 課 長 金 井 嘉 郁
消 防 保 安 課 長 山之内 点

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹 馬 場 輝 夫
議 事 課 主 査 花 畑 修 一

○山下委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元に配付している資料「委員会審査の進め方(案)」をごらんください。今回の委員会は、新年度当初予算の審査が中心となりますので、当初予算全体の説明を聞くため、総務部の審査を先に行い、その後、県民政策部ほかの審査を行いたいと存じます。また、総務部及び県民政策部の審査につきましては、長時間にわたることが予想されますので、お手元の資料のとおり、数課ごとに説明、質疑を行い、最後に総括質疑を行う形にしたいと存じます。

審査の進め方については以上であります。このとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第26号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対する人事委員会の

意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっております。その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時4分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○稲用総務部長 今回、御審議いただきます議案につきまして御説明いたします。

まず、平成24年度当初予算につきまして、お手元にお配りしております「平成24年度当初予算案の概要について」に基づきまして御説明させていただきます。

1 ページでございます。まず、今回の予算編成の基本的考え方ではありますが、財政改革の着実な実行、平成24年度重点施策の推進、役割分担等を踏まえた施策の構築・県民総力戦による実行を基本方針として編成したところであります。その中で、予算編成方針において設置を検討することとしておりました特別枠につきましては、極めて厳しい財政状況ではありますが、知事の判断によりまして、公共・非公共合わせまして総額50億円程度の地域経済活性化・防災対策特別枠として措置することとしたところであります。

また、公債費に係る経理の明確化や、公債費負担の平準化等を図るため、24年度から公債管理特別会計を設置することとしております。こ

のような考え方を踏まえまして、平成24年度当初予算の全体的な姿としましては、「みやぎの元気・安心創出予算」としたところであります。

地域経済活性化・防災対策特別枠の内容につきまして、まず、公共事業につきましては、補助・交付金事業に20億円、県単公共事業に17億8,000万円、合計で37億8,000万円を追加措置いたしました。このことによりまして、特に、各地域できめ細かな発注が可能な県単公共事業につきましては、前年度比で2.3%増を確保したところであります。また、その他の措置といたしまして、県立学校の緊急耐震対策など緊急的な防災対策や、地域経済への波及効果の大きい事業に12億4,000万円を措置しておりまして、特別枠総額で50億円程度の規模としております。

次に、2ページをごらんください。予算規模についてであります。一般会計の予算額は、5,728億3,000万円であります。公債管理特別会計を設置したことに伴い、1.3%の減となっておりますが、実質的な予算規模を比較するため、一般会計と公債管理特別会計を純計しますと、5,902億7,230万円となり、前年度比で97億円余、1.7%増となります。また、特別会計につきましては大幅に増加しておりますが、これは、公債管理特別会計を新たに設置したためであります。

3ページから歳入予算の特徴を記載しておりますが、4ページをお開きいただきたいと思います。まず、自主財源についてであります。まず、県税につきましては、年少扶養控除の廃止に伴う個人県民税の増などに伴い、809億6,000万円と、29億円余の増となっております。

次に、分担金及び負担金につきましては、今年度、市町村が国営土地改良事業負担金について約42億円の繰り上げ償還を行ったものが減となるため、大きく減少しております。また、財

産収入につきましては、公募方式による自動販売機設置の増などにより、1億4,000万円余の増となっております。

繰入金につきましては、国の経済対策により造成した基金からの繰り入れが減少するため、473億9,000万円と、41億円余の減となっております。なお、財政調整のための財政関係2基金からの繰り入れにつきましては、184億2,500万円と、収支不足の圧縮によりまして10億円余の減となっております。

この結果、5ページになりますが、基金残高の推移の表を見ていただきますと、平成24年度末の基金残高につきましては、今回新たに設置いたします公債管理特別会計で管理する額を除く、財政調整のための基金残高では、309億円程度となる見込みであります。

6ページをごらんください。依存財源であります。下の表をごらんいただきますと、まず、地方譲与税につきましては、地方法人特別譲与税等が増加しますことから、169億2,900万円と、12億円余の増となっております。地方特例交付金につきましては、子ども手当特例交付金の廃止に伴い、2億4,400万円と大きく減少しております。地方交付税は一応置きまして、国庫支出金であります。国の補助公共事業の減少等に伴いまして、786億5,100万円と、16億円余の減となっております。

7ページの1番上の表です。地方交付税及び臨時財政対策債の状況であります。まず、地方交付税は1,837億3,700万円と増加いたしましたが、一方で、臨時財政対策債が419億円と減少しておりまして、合計では2,256億3,700万円ということで、約4億円、0.2%の増にとどまっております。

次に、その下の表ですが、県債の状況であり

ます。平成24年度当初予算における県債発行額は、789億円であり、臨時財政対策債の減少等により6億円の減となっております。臨財債を除いた場合でも370億円と、2億円の減となっております。特別枠におきます公共事業の別枠措置などとのバランスを見きわめながら、抑制を図ったところであります。また、県債残高につきましては、24年度末で1兆519億円の減少する見込みであり、特に臨時財政対策債と口蹄疫対策転貸債等を除いた実質的な県債残高につきましては、305億円の圧縮を図り、6,000億円を切りまして、5,992億円となる見込みであります。

8ページをお開きください。歳出予算の特徴について御説明申し上げます。まず、性質別の状況を記載しておりますが、内容につきましては9ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、義務的経費につきましては、人件費、扶助費、公債費とも減少し、2,611億7,100万円で、23年度比69億円余の減となっております。このうち人件費につきましては、職員給与の改定や退職手当の減少により45億円余の減となっております。また、公債費につきましては、5年ぶりに減少し、949億700万円となっております。

次に、投資的経費であります。第三期財政改革推進計画に基づく公共事業の縮減・重点化などにより、1,096億4,900万円と90億円余の減となっております。このうち普通建設事業費につきましては、特別枠の設置に伴い県単公共事業などが増加しますが、一方で、国の補助公共事業の減や直轄事業負担金の減などにより全体で8.8%の減となっております。

一般行政経費につきましては、貸付金が増加することなどにより、2,020億1,000万円と、23年度比82億円余の増となっております。このう

ち補助費等は、社会保障関係費が大きく増加いたしますが、一方で、国の交付金による雇用関係の基金事業費などが減少するため、全体では8億円余の減少となります。

次の10ページから12ページまでは、款別の歳出予算の状況を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、13ページにつきましては、特別会計及び公営企業会計について記載しております。今回設置いたします公債管理特別会計につきましては、県債の元利償還等に要する経費として、総額1,193億円余の予算を計上しております。

次に、14ページであります。財政改革の着実な取り組みについてであります。平成24年度の当初予算の編成に当たりましては、2年目となります第3期財政改革推進計画を踏まえ、引き続き歳出削減、歳入確保の対策を積極的に講じたところであります。その結果、24年度の収支不足は一定程度圧縮し、184億円となりましたが、依然として財源調整のための基金取り崩しでの対応を余儀なくされたところであります。

財政改革の取り組み状況としましては、参考としましてページの下の方にまとめておりますが、ポイントだけ申し上げます。まず、23年度につきましては、基金残高について、中期財政見通しでは394億円でありましたが、執行段階での経費節約などの見直しを行った結果、492億円を確保できたところであります。24年度につきましては、申し上げましたように、収支不足が184億円程度となり、現時点での基金残高見込みは309億円となっておりますが、来年度におきましても、効率的・効果的な事業の展開に取り組みますとともに、執行段階での積極的な経費節約等の見直しを進めたいと考えております。

15ページからは財政改革に係る具体的な取り

組みを記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、16ページであります。その他、特記事項を記載しております。まず、ゼロ予算施策の推進についてであります。24年度におきましても県の所管する制度等の改善を初め、新たな予算を伴うことなく、県民へのサービス向上となる施策を積極的に推進することとしております。詳細は、資料の231ページ以降に記載しております。

次に、17ページであります。不適正な事務処理に関する再発防止策の着実な実施につきましては、記載しておりますとおり、予算執行システムや物品調達システム面での対策等をしっかりと推進することとしております。

19ページ以降は、平成24年度重点施策や重点推進事業を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

総務政策常任委員会資料の2ページをお開きいただきたいと思います。総務部の各課別集計表であります。総務部の平成24年度の当初予算額は、一般会計と特別会計を合計しまして2,616億6,273万8,000円で、前年度6月補正後と比べて1,243億3,093万円の増となっております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。総務部の主な新規・重点事業でございます。24年度は9つの新規・改善事業がございまして、主なものを御説明いたします。

まず、7ページの防災拠点施設整備調査等事業であります。現在、災害時に災害対策本部が置かれる県庁1号館につきましては、防災拠点施設としては耐震性能が不足しているため、通常の1.5倍の十分な耐震性能を有し、災害対策等を円滑に実施できる防災拠点施設の整備について調査等を行うものであります。

次に、9ページのみやぎきから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業であります。市町村が各地域の特色を生かして、共同もしくは単独で取り組む東日本大震災支援事業に対し、「みやぎ感謝プロジェクト」の一環として支援するものであります。

次に、12ページの県民・企業の防災力強化支援事業であります。5月の第4日曜日の宮崎県防災の日を中心とした県民参加型の総合防災訓練などを実施するとともに、県内中小企業の防災力向上のための研修会、事業継続計画の策定支援などによりまして、県民や企業の防災意識の向上を図るものであります。

次に、15ページの新総合防災情報ネットワーク整備事業であります。災害発生時の情報収集及び災害対策の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を総合情報ネットワークで結んでおりますが、前回の整備から15年が経過し老朽化したことなどに伴いまして、防災システムの信頼性の向上並びに機能強化を図るため、27年度までの4カ年をかけまして、更新工事等を実施することとしております。また、本事業のうち、防災救急ヘリ「あおぞら」からの映像を受信できる設備を、県北・県南の2カ所に整備する防災映像伝送システム整備工事は、地域経済活性化・防災対策特別枠を活用しまして、前倒しして実施することとしたものであります。

次に、特別議案について御説明いたします。

17ページをお開きください。議案第3号「平成24年度宮崎県公債管理特別会計予算」であります。これは、平成24年度から新たに設置いたします宮崎県公債管理特別会計において、県債に係る元利償還等の経費について措置するものであります。

関連いたしまして、27ページをお開きいただ

きたいと思います。議案第27号がこの特別会計を設置するための条例制定案であります。

もう一度前に戻っていただきまして、18ページでございます。議案第21号「宮崎県部設置条例の一部を改正する条例」であります。これは、新たな県総合計画「未来みやざき創造プラン」に基づく政策を推進するための組織体制を見直すに当たり、「県民政策部」を「総合政策部」に名称変更するため、所要の改正を行うものであります。また、右側のページの平成24年度組織改正案につきましては、その他報告であります。議案第21号と関連がありますので、後ほど議案とあわせて行政経営課長に説明させます。

次に、26ページでございます。議案第26号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは児童福祉法の改正に伴い、こども療育センターが「肢体不自由児施設」から「医療型障害児入所施設」及び「医療型児童発達支援センター」に位置づけられることとなったため、所要の改正を行うものであります。

次に、28ページ、議案第49号「全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について」並びに議案第50号「西日本宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について」であります。これは平成24年4月1日より熊本市が政令指定都市に移行することに伴い、同市の両事務協議会への加入並びに両協議会規約の一部変更について、地方自治法第252条の6の規定に基づき議会の議決に付するものであります。

特別議案は以上の6件でございます。それぞれの詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願

いたします。

私からは以上でございます。

○吉本税務課長 私のほうからは地方消費税清算金及び県税収入の当初予算につきまして説明いたします。

平成24年度当初予算案の概要の4ページをお開きください。自主財源の状況の表の地方消費税清算金の欄をごらんください。これは、本県を含めました全都道府県に国から払い込まれた地方消費税総額を、消費に関連した基準によりまして各都道府県間において清算・配分するものでございます。24年度の予算額は、218億9,151万9,000円を計上いたしております。前年度に比べまして5億533万4,000円、対前年度比2.4%の増というふうになっております。これは、国内の地方消費税総額が地方財政計画で増加すると見込まれていることからこのような額としております。

続きまして、県税収入予算につきまして説明いたします。総務政策常任委員会資料の1ページでございます。県税収入につきましては、県内の状況や主要企業の業績見通し、23年度の税収の状況、地方財政計画等を踏まえまして見込んだものでございます。当初予算は、①の県税計の欄のとおり、809億6,000万円を計上いたしております。前年度に比べまして、29億8,000万円の増、前年度比103.8%となっております。

それでは、主な税目について御説明いたします。増減額①－②の欄をごらんください。まず、個人県民税は、扶養控除の年少分廃止等の影響によりまして11億3,900万円余の増加でございます。法人県民税が、企業収益の堅調な推移によりまして1億4,000万円余の増加。利子割県民税が、銀行預金利子等の低下により1億9,800万円余の減少でございます。法人事業税につきまし

ては法人県民税と同様、企業収益の堅調な推移によりまし7億400万円余の増加でございます。譲渡割地方消費税が、消費の堅調な推移によりまして9億円余の増加。県たばこ税が、増税の影響等によりまして2億6,300万円余の増加。ゴルフ場利用税ですが、課税利用者数の減少等によりまして1億752万円余の減少と見込んでおります。説明は以上でございます。

○山下委員長 議案の概要説明及び歳入予算等の説明が終了いたしました。ここまでのところで質疑はありませんか。

各課に入りますけど、よろしいですか。それでは、引き続き、数課ごとに班分けして説明と質疑を行い、それが終了した後に総括質疑の時間を設けることといたします。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。なお、歳出予算の説明については重点・新規事業を中心に簡潔をお願いいたします。

まず、第1班ということで、総務課、人事課、行政経営課、財務課、税務課の審査を行います。総務課から順次説明をお願いいたします。

○柳田総務課長 総務課の平成24年度当初予算について御説明いたします。

お手元の常任会資料の2ページをごらんください。総務課の平成24年度当初予算額は、13億9,328万5,000円でございます。平成23年度6月補正後に比べて2,566万9,000円、率にして1.8%の減となっております。

それでは、当初予算の主なものについて御説明いたします。

歳出予算説明資料の61ページをお開きいただきたいと思っております。まず、(事項)文書管理費4,941万7,000円でございます。これは、文書の收受発送及び文書の管理・保存に係る非常勤職員等の人件費や、文書管理システムの運用管

理の経費等でございます。

次に、(事項)浄書管理費4,486万1,000円でございます。62ページをお開きください。これは、庁内印刷室における非常勤職員等の人件費や、各種印刷機器のリース料及び印刷用紙などの消耗品経費等でございます。

次に、(事項)文書センター運営費3,338万3,000円でございます。これは、本県公務文書の適正な保全を図るとともに、歴史的価値のある明治期からの公文書や県史資料を良好な環境のもとに保存し、県民の閲覧利用に供するための経費等でございます。

次に、(事項)庁舎公舎等管理費6億2,997万3,000円でございます。これは、庁舎等の光熱水費や保守管理のための清掃・警備等の委託費及び職員宿舍の建設費用を地方職員共済組合へ償還するための経費等でございます。なお、説明欄の4の新規事業、大災害発生時業務体制確立事業120万円及び(事項)新規事業、防災拠点施設調査等事業2,000万円につきましては、後ほど、委員会資料で説明をさせていただきます。

次に、63ページをごらんください。(事項)公有財産管理費3億1,968万2,000円でございます。これは、公有財産の維持管理に要する災害共済保険料や、公共下水道受益者負担金及び財産処分等の事務に必要な用地鑑定手数料や用地測量の経費等でございます。

次に、(事項)県有施設災害復旧費9,270万円でございます。これは、災害により被災した県有施設の災害復旧に要する経費でございます。

続きまして、新規事業について御説明いたします。常任会資料の6ページをお開きください。

まず、新規事業の大災害発生時業務体制確立事業であります。

1の目的にありますように、大災害発生時に

直ちに災害対策本部を立ち上げるためには、職員の安否等を確認し、業務執行体制を確立する必要がありますが、電話による確認が困難となる事態が懸念されます。このため、平成23年度に導入した安否確認メールシステムを管理運用することにより、迅速に業務継続体制を構築・維持するものであります。

次に、2の事業概要等ではありますが、(1)のメールシステムの仕組みにつきましては、中ほどにイメージ図を記載しておりますのでごらんください。例えば大地震等の発生後、自動的に安否確認メールが職員に送信されます。そして職員は、自分自身の安否や登庁の可否、勤務先到着までの時間等を返信します。返信されたメールは自動集計の後、安否情報が応急対策を行う庁内各部各課に提供され、業務執行体制の構築が開始されます。このシステムのメリットとしましては、災害発生後の職員の安否情報や登庁までの時間等を速やかに把握できることであります。次に、(2)の活用方法にありますように、①の災害発生時における災害対策本部等の要員確保などに活用できると考えております。

3の事業費につきましては、安否確認メールシステムの管理経費として120万円をお願いしております。

次に、7ページをごらんください。新規事業の防災拠点施設整備調査等事業であります。

まず、1の事業の目的につきましては、現在、災害時に災害対策本部が置かれる1号館は、建築基準法に基づく耐震性能は確保されておりますが、大規模地震が発生した場合、ひび割れ等により使用が困難となる事態が懸念される所でございます。このため、県民の生命や財産を守るため、十分な耐震性能——通常の1.5倍であります。これを有し、災害応急対策や復旧復

興対策を円滑に実施できる防災拠点施設の整備を検討するための調査等を行うものであります。

次に、2の事業概要等につきましては、東日本大震災における地盤の液状化や津波による庁舎等の被害状況の調査、防災拠点施設に求められる機能と耐震化工法に係る調査等を行うこととしております。また、民間の有識者等を含む検討委員会において、地盤等の調査結果の検証を行うとともに、施設整備に係る基本方針、事業手法等を検討します。具体的な調査等委託の内容としましては、資料の米印の調査等委託の概要にありますように、例えば液状化の影響及び対策に係る調査や施設の建設場所・規模等の調査・検討などを行うこととしております。なお、事業の進め方につきましては、場所、規模等の基本方針の検討結果を中間報告として議会に報告させていただき、その後、施設の床面積、配置、構造等の構想の検討を行い、年度末までには最終報告を取りまとめたいと考えております。

最後に、3の事業費は、2,000万円を計上しております。その内訳は、検討委員会運営等経費として152万円、調査等委託費として1,848万円となっております。

総務課は以上であります。

○桑山人事課長 人事課の平成24年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の2ページをごらんいただきたいと思います。人事課の平成24年度当初予算は、41億8,280万円でございます。平成23年度6月補正後に比べまして16億3,558万7,000円、率にして28.1%の減となっております。

それでは、主な事業につきまして御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の67ページをごらんいただきたいと思います。まず、(事項) 人事調整費で7億244万8,000円でございます。これは、説明欄1の非常勤職員の雇用あるいは3の臨時の職員の雇用など、人事給与管理の全庁的な調整に要する経費でございます。

次に、(事項) 人事給与費で30億3,544万円を計上しております。これにつきましては、68ページをごらんください。説明欄の2にあります退職手当29億5,864万4,000円が主なものでありまして、前年度当初に比べまして31.2%の減、13億3,961万4,000円の減となっております。これは、退職者数につきまして、定年退職者数が43名の減となるなど、大幅に減少することによるものでございます。また、説明欄3の人事給与システム管理事業でございますが、これにつきましては、人事給与オンラインシステムの業務を総務事務センターのほうに移管したことによりまして、前年度に比べまして6,043万4,000円減の6,836万4,000円と、半分程度に減少しております。

次に、(事項) 県職員研修費3,111万9,000円でございますが、これは、自治学院研修機関におきまして県職員の研修に要する経費でございます。

また、(事項) 職員派遣研修費1,583万4,000円でございますが、これは、自治大学校でありますとか、あるいは職員の自主企画によりまして短期の海外研修などへの派遣経費でございます。今後とも、こうした予算によりまして自治学院での集合研修、あるいは職場研修、派遣研修などの充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、(事項) 東日本大震災被災地職員派遣事業費1,757万2,000円でございます。これにつきましては、職員の長期派遣を予定しております。

その代替といたしまして非常勤職員あるいは臨時的任用職員の配置をするための経費を計上しております。

次に、債務負担行為につきまして御説明を申し上げます。

委員会資料の16ページをごらんいただきたいと思います。債務負担行為の表がございますが、上のほうの人事給与システム管理事業であります。来年度にシステム機器の更新時期を迎えますが、更新作業が平成25年度までかかりますことから、限度額を3,392万5,000円、期間を平成25年度までとした債務負担行為をお願いするものでございます。

予算議案は以上でございますが、続きまして、特別議案について御説明を申し上げます。

同じ委員会資料の26ページをごらんいただきたいと思います。議案第26号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

まず、1の改正理由であります。児童福祉法の改正に伴いまして、表題の給与条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容であります。中ほどに改正例ということで表を掲げております。その左側にありますように、職員の給与条例におきましては、各職種に適用される給料表8種類を規定しておりますが、それぞれ表の下に備考としまして、適用する職種とか、あるいは勤務場所を定めております。その中のアンダーラインの肢体不自由児施設に県の組織ではこども療育センターが該当いたしまして、医療職給料表の(一)から(三)の3つの備考欄にこの名称が記載されております。今回、改正内容の説明の本文にありますとおり、児童福祉法が改正されて体系が見直されまして、「こども療育センター」につきましては、「医療型障害児入所施設」及び

「医療型児童発達支援センター」に位置づけが変更されました。このため条例の備考について変更に伴う改正を行うものであります。なお、給与表の額でありますとか適用範囲など、実質的な内容に変更はございません。

最後に、3の施行期日であります。法律の施行と同日の平成24年4月1日としております。

説明は以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○大坪行政経営課長 行政経営課分について御説明いたします。

総務政策常任委員会資料の2ページをごらんください。行政経営課の平成24年度当初予算額は、1億1,838万4,000円でありまして、平成23年度6月補正後予算に比べて69万6,000円、率にして0.6%の減となっております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

歳出予算説明資料のほうの71ページをごらんください。(事項) 行政管理費314万6,000円であります。これは、行政管理・行政改革に要する経費でありまして、行政組織や行政事務の管理・改善ですとか、宮崎県行財政改革懇談会の開催等に要する経費でございます。

次に、(事項) 法制費854万円であります。これは、条例の審査等に要する経費でありまして、条例や規則等の審査事務ですとか、あるいは宮崎県公益認定等審議会の開催等に要する経費でございます。

72ページをごらんください。最後に、(事項) 県公報発行費879万8,000円あります。これは、条例や規則など、県民に周知すべき事項を掲載する県公報の発行に要する経費であります。

次に、議案第21号について御説明しますので常任委員会資料のほうに戻っていただきまし

て、18ページ、議案第21号「宮崎県部設置条例の一部を改正する条例」についてでございます。

今回の改正につきましては、1の改正の理由にありますように、新たな県総合計画に基づく政策を推進するための組織体制の見直し等を踏まえまして、「県民政策部」を「総合政策部」に改正するものでございます。

なお、県民政策部の名称が入っているほかの条例についても改正する必要がありますので、2の改正の内容の(2)にありますように、宮崎県交通安全対策会議に関する条例など5つの条例につきまして、附則により一括して改正することといたしております。

3の施行期日につきましては、平成24年4月1日としております。

次に、議案と関連しますので、平成24年度組織改正案につきましても、あわせて御説明いたします。

19ページになりますが、今回の改正につきましては、1の基本的な考え方にありますように、まず、(1)みやざき行財政改革プランに位置づけました県総合計画の推進や危機管理体制の充実強化等の観点に沿いまして、(2)にありますように、スクラップ・アンド・ビルドを基本とした見直しを行ったところでございます。

2の組織改正の内容ですが、7点ほどございます。まず1点目が、先ほど申しました県民政策部の「総合政策部」への改称。

2点目が、危機管理体制の充実強化を図るため、総務部に部長級の「危機管理統括監」を新設すること。

3点目が、新たな広報媒体を含めた受発信機能の強化を図るために秘書広報課を再編して「広報戦略室」を新設すること。

4点目が、記紀編さん1300年記念事業を推進

するため総合政策部に「副参事」等を新設すること。

5点目が、産業振興施策の総合調整を行うため、総合政策課に「産学官連携推進担当」を新設すること。

それから6点目が、防災拠点施設の整備に係る検討を行うため、総務課に「防災拠点施設担当」を新設すること。

そして7点目ですが、鳥獣被害対策を効果的に推進するため、林業技術センターに「鳥獣被害対策支援センター」を新設することです。

なお、それぞれの項目ごとの具体的内容につきましては、20ページ以降に添付しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

行政経営課については以上でございます。

○日隈財政課長 財政課の平成24年度予算について御説明させていただきます。

もう一度委員会資料の2ページにお戻りください。財政課の平成24年度当初予算額は、1,048億9,358万9,000円でありまして、平成23年度6月補正後に比べまして51億1,098万2,000円、率にして5.1%の増となっております。

主な事項について御説明いたします。

歳出予算説明資料75ページをお開きください。まず、一般会計でございますけれども、(目)一般管理費の(事項)諸費でございます。予算額が22億542万3,000円です。その内訳は、1で県税や税以外の収入について還付——国等への還付、企業も含めてですが——が生じた場合の全庁的な経費として、20億670万円を財政課で一括計上しております。執行においては各課のほうに分任していく形になります。

また、2でございますが、各課ごとに執行額を見込むことが困難な経費、いわゆる庁内の一

般共通経費としまして1億9,872万3,000円をお願いしております。

次に、(目)財産管理費であります。これは、財政課で所管しております基金に係る利子——利息ですが——の積み立てに要する経費であります。その内訳を基金ごとに見てまいりますと、まず、(事項)財政調整積立金1,484万9,000円でございます。

76ページでございますけれども、(事項)県債管理基金積立金では、同じく利子になりますが、6,093万5,000円。

そして、(事項)県有施設維持整備基金積立金で1,304万5,000円、(事項)宮崎県21世紀づくり基金積立金で67万5,000円を、それぞれお願いしております。

次に、公債費に移ります。まず、(目)元金の(事項)元金償還金であります。868億8,393万9,000円となっております。これは、県債の元金償還に要する経費ですが、その主なものは、2にあります。今回創設しました公債管理特別会計への繰出金となっております。平成24年度からは、実際の県債の償還の事務は繰り出し先である公債管理特別会計のほうで行うこととなります。公債管理は後ほど御説明いたします。

次のページをごらんください。次に、(目)利子の(事項)利子償還金ですが、153億8,213万円となっております。これは、県債の利子の支払いに要する経費ですが、その主なものは、これも元金と同じく、2の公債管理特別会計繰出金となっております。

次は、(目)公債諸費の(事項)事務費でございますけれども、その主なものは2の債券を発行する際の登録手数料及び3の事務費分の公債管理会計への繰出金となっております。

次に、(事項) 予備費でありますけれども、これは、例年同様、1億円を計上させていただいております。

続きまして、公債管理特別会計について御説明したいと思います。

もう一度委員会資料の17ページをお開きください。議案第3号「平成24年度宮崎県公債管理特別会計予算」でございます。これは、宮崎県公債管理特別会計において、県債に係る元利償還金等に要する経費を措置するものでございまして、手順は逆でございますけど、まず、歳出のほうをごらんください。総務費の総務管理費として金額73億6,660万という数字がございます。これは、県債管理基金に積み立てるものでございますけれども、県債の中に満期一括という形で発行している県債がございます。満期一括というのは、例えば10年で発行した場合は、10年間は元金は償還しないで、10年後に元金すべて償還するという県債の種類であります。満期一括というような言葉で御説明しますけれども、内容はそういったものです。20年であれば20年ずっと据え置いていって、最後に一括して償還するという形式のものです。そういったものが23年度末で370億ぐらいございます。県債発行のときの許可の最大の年数が30年ということで、満期一括については途中で元金を償還しないので、最低30分の1は県債の管理する基金に積み立てなさいというルールになっております。したがって、その370億円の30分の1を毎年積み立てていく必要があるということになります。今回だけは、その満期一括の分のこれまで積み立てておくべき分を含めまして73億6,660万円、これを県債管理基金に一括して積むということになります。来年度以降は、ことしのベースで申し上げますと、370億の30分の1は12億円程

度でございますので、それぐらいの金額を毎年積み立てていくということになります。

そして次に、公債費でございますけれども、1,119億5,292万1,000円をお願いしております。内容は、備考のところに書いてありますけれども、元金が969億程度でございまして、利子が150億程度、その他公債諸費として708万1,000円をお願いしているところです。元金の償還969億でございしますが、このうち、借りかえの分というのが168億円余でございます。これについては歳入のほうでもう一度御説明申し上げます。以上を締めまして、歳出合計1,193億1,952万1,000円を要することになります。

これに対して歳入ということで、逆になりますが、上の歳入を御説明いたします。まず、繰入金の中の基金繰入金を御説明申し上げます。5億8,330万円でございますけれども、これは、先ほど申し上げました満期一括で発行した県債のうち、償却してしまう分については、一回73億積みました、そのうちから5億8,330万円を取り崩しまして、その償却に充てるという経費であります。

そして、次の県債の欄の168億5,900万。これは、先ほど申し上げました満期一括の県債のうち、今回償還する174億円のうち168億円余を借りかえいたします。したがって、差し引きで残るのが上の償却する5億8,000万ということになりますので、先ほどの基金繰入金で償却してまいります5億8,330万円と、今申し上げました借換債の168億5,900万を足しますと、下のほうの元金の中の満期一括の分ということになります。

それで、歳入のほうは今、基金からの繰り入れと借りかえで調達します168億、その差し引き残りの分が一般会計の繰入金ということにな

りまして、繰入金の欄の一般会計繰入金1,018億7,722万1,000円となります。歳入合計が、歳出と同額、1,193億1,952万1,000円となります。

この会計では、今申し上げました、大きくは借りかえというのがこれから出てまいりますので、その大小によって一般会計の予算規模を上下することのないように、この特別会計で処理しようということで設けました会計でございます。まして、全国都道府県レベルでは既に46県が導入されているということで、後ほど御説明します条例設置によりまして、今回からこういう会計ということで御説明し、審議していただきたいという形で用意したところでございます。

次に行かせていただきたいと思えます。議案第27号「宮崎県公債管理特別会計条例」について御説明申し上げます。

同じく、委員会資料の27ページをごらんください。議案の番号のとり方でこういう順番になっていて恐縮でございますけれども、これにつきましては、ただいま予算で御説明しました特別会計の設置条例ということでお願いするものでございます。制定の理由でございますけれども、今、御説明したとおり、県債に係る元利金の償還について、一般会計と区分することによって経理を明確にすること、そして、一般会計に変動を生じさせないというような目的で、県債の管理に係る特別会計を設置するという条例でございます。

施行期日は、24年4月1日としておりまして、今、御説明したような形で予算を24年度から計上させていただくということでございます。

次に、委員会資料の一番最後のページになります。議案第49号「全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議につ

いて」及び議案第50号「西日本宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について」でございます。議案第49号並びに議案第50号については、提案の理由にありますとおり、本年、24年4月1日から熊本市が政令指定都市に移行するということになっておりますので、まず1点目は、宝くじの発売団体として熊本市が全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会に加入することについて、2点目は、熊本市の加入に伴い両協議会の規約を一部変更することについて、この2つの点に関しまして、両協議会に加盟する関係普通地方公共団体の協議について、地方自治法第252条の6の規定に基づきまして、議会の議決をいただく必要があるということで、今回の議会に付するものでございます。

長くなりましたが、財政課分の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○吉本税務課長 税務課の平成24年度当初歳出予算につきまして御説明いたします。

委員会資料の2ページをごらんください。税務課の平成24年度当初予算額は、256億4,628万円でございまして、23年度6月補正後予算に比べまして9億7,366万8,000円、率にしまして3.9%の増となっております。

次に、当初予算の主なものにつきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の83ページをお開きください。(事項) 賦課徴収費21億7,512万2,000円でございます。これは、県税の賦課徴収に必要な経費でございまして、その主なものといたしましては、説明欄1の徴税活動費の(1)徴税活動経費としまして2億4,196万9,000円を計上いたしております。これは、県税の徴税活動に必要

な郵送料、印刷費、旅費等の事務経費でございます。次に、(3) 個人県民税徴収取扱費交付金といたしまして15億2,352万円を計上いたしております。個人県民税の賦課徴収につきましては、市町村に法定委任されておりますので、その経費を補償する目的で市町村へ交付するものでございます。各市町村における納税義務者1人当たり3,000円を乗じた額等を交付することになっております。

次に、2の自主納税の推進費の(2) 各種団体との協力体制推進費2億5,063万3,000円を計上いたしておりますが、その主なものといたしましては、ウの軽油引取税徴収取扱費報償金で2億3,826万9,000円を計上しております。これは、軽油引取税の特別徴収義務者であります元売業者、特約業者の徴収取り扱いに対する報償金でございます、納税額の2.5%を交付するものでございます。

84ページでございます。(款) 諸支出金でございます。これは、都道府県間の清算に伴い支出する清算金と、県内の市町村に対しまして税収の一定割合を交付する法定交付金でございます、221億5,075万7,000円を計上いたしております。主な事項について説明いたします。まず、(事項) 地方消費税清算金につきましては、本県に納付されました地方消費税を各都道府県間で清算を行うために支出するものでございまして、95億4,990万2,000円を計上いたしております。

(事項) 利子割交付金以下の各種交付金は、いずれも、市町村に対する法定交付金で、来年度の税収見込み額をもとに算出したものでございます。事項別の説明は記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

86ページでございます。(事項) 利子割精算金

につきましては、本県で徴収した利子割県民税のうち、他の都道府県に帰属するべき額について、関係する都道府県間で精算するために要するものでございまして、200万円を計上いたしております。

常任委員会資料の16ページをお願いいたします。表の下の段にあります税務課の債務負担行為の追加でございます。平成25年度自動車税の納税通知書等の印字・封入封緘業務を委託するものでありまして、コンビニ納付のためのバーコード印刷とか読み取りテスト等を行うために、円滑な業務の推進を図る観点から、平成24年度から25年度にかけての実施をお願いするものでございます。限度額1,565万5,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○山下委員長 各課長の説明が終了いたしました。議案及び関連いたします平成24年度組織改正案に関する報告について質疑はありますか。

○鳥飼委員 先ほど部長の説明のときにお聞きすればよかったんでしょうけれども、公債管理特別会計を今回設置されるということで、皆増になっていて、今、財政課長からも説明がありました。事前に補佐からも説明を聞いたんですけども、大体わかったようなつもりになってもわからないというのが正直なところです。そもそも宮崎県が公債のトータルとして幾らかというのは先ほどあった5,900億で、1兆何ぼというのが一つあるわけですけれども、それを単年度で支出といいますか、返済なりをしていくというようなことで、公債管理特別会計というのが設置されたというふうな説明であったわけですけれども、一般会計と公債部分について分離してわかりやすくということで設置をされた

ということですね。しかし、実態としては非常にわかりにくいということなんですけれども、委員もそれぞれ聞いていて、どうやって県民にわかってもらうかというのも非常に大事なことだと思うんですね。ですから、この特別会計を導入した意義について、もう一回、総務部長に確認をしておきたいと思います。

○**稲用総務部長** その意義というのは2つあると思います。まず1つにつきましては、公債に関する経理を明確にしていくということ。一般会計の中に埋もれてしまわずに、特別会計を設置することによりまして明確になっていくことがあります。もう1点は、いわゆるでこぼこといいますか、借換債等によって大きな上下が出てきましたときに、県民の皆さんから見ても一般会計としての比較がしにくい。これを、特別会計を設けることによりまして、いわゆる直接的なといえますか、県民の皆様に関する部分の一般会計というのが明らかになってくる。この2点が最も重要なことだと思っています。

○**鳥飼委員** 具体的には満期一括方式——満括部分というのもあるということなんですけれども、その比率というのはまだまだ少ないというふうにお聞きいたしました。それを補強するものがないと非常にわかりにくいと思うんですね。単式簿記を使っていますから、非常に一般の県民にもわかりにくいというのがある。減債基金をいかほど積んできているということで別途あると。当該年の支出についてそれに乗せていこうということだと思うんです。では、トータルとして何年分の公債費が何ぼあって、例えば平成10年に県債を発行したと、そうすると、それを分割していくというような計画が一つあると思うんですね。それは通常、20年とか30年とかある

わけなんですけれども、そうすると毎年の返済予定額といいますか、満括の場合はないわけなんですけれども、そういうものを積み立てていって、ここで返す。途中で借換債といいますか、借りかえる場合もあるから、その場合は難しいだろうと思うんですね。大体10年たったら借りかえるんですというような説明だったんですけど。だから、これを補強するようなものがないとわからないのではないかと。複式ではないわけですから。複式にしろということを行っているわけじゃないんですけれども、それに準じたようなものがないと、せっかくこうやって特会をつくったとしても、理解をされないんじゃないかと思うんですけれども、何か対策なりということを考えておられますか。

○**日隈財政課長** まず、意義のところでは先ほど部長からありましたとおり、一般会計に変動を大きく生じさせないということで、今、鳥飼委員からありましたとおり、10年目に借りかえというのが多いんですけれども、その10年目に当たる年は、通常10億とか20～30億とかいう借りかえが、突然、150億とか——当たり年になると予算規模が大きくなるというようなこともございますので、こういう会計を設けたということでもあります。

そして今回、予算でございますので、一応見込みということで、大体上限ということでこれぐらいで予算をとっておりますけれども、実際本当に借りかえをそこまで全部するのか、あるいはそうじゃなくても償却してしまうのかということになりますと、それはどちらかということ、決算でないとなかなか今の段階で……。予算としてお願いしております、この範囲でさせていただきたいということになりますので——実際まだ事業も今年度確定しておりません。3月31

日まで締めて、繰り越し分とか、そういったものも全部計算し直して、5月に実は発行いたします。その際に何年物の県債で発行するか——これは金利の状況も見ながら、我々は執行権の中でやらせていただくんですけども——あるいは満括を発行するのかわからないのかということ、この予算の範囲内でさせていただくんですけど、どういう判断でやるかということは、今の状況では、例えば23年度分もまだ終わっていません。あるいはこの24年度分についてはこれからということになりますので、最終的な数字としては、決算の段階であればある程度整理した数字というのが実績として出てくるのかと思います。

大まかな話で恐縮ですけど、予算の範囲内では今申し上げた満期一括形式の発行残高が、24年度末段階で370億になる見込みであります。この運用をどうするかということで、期日が来る分について、上限ということで予算で今、計上させていただいているというようなことでございます。

○鳥飼委員 当初予算の概要の7ページでは、県債の状況というのが23年度6月補正後と24年度当初で記載されています。24年度当初では県債発行額789億、残高が1兆519億、それぞれ括弧書きとして転貸債なりを除いた数値というのが出されているわけですね。ですから、こっちを見てあっちを見ろと言われればそれまでなんですけれども、せっかく常任委員会資料というものをつくるわけですから、説明資料をつくる時、もっとわかりやすくしたほうがいいんじゃないかと思うんですね。ここにおる人の中でもわからん人のほうが多くて、財政課長とあとの何人かぐらいしかわからないというのが現実だろうと思います。もう余り言いませんけれど

も、要望しておきますけど、そういう努力もしていただきたい。

もう一つ、続けて総括的なところで、先ほど総務部長からありました当初予算案の概要の17ページなんですけど、調整事務費については補正でいろいろお尋ねいたしました。緊急に必要となった備品等の購入に迅速に対応するため、調整事務費を各部連絡調整課に措置するということがあります。これは不適正な事務処理の再発防止ということなんですけども、各部について600万、それと23年度も600万ということではなかったですか。

○日隈財政課長 はい、同額でございます。

○鳥飼委員 そうしますと、例えば県土整備部とか商工労働部とかいうのは補正も上がってなかったんですけど、これは全部支出したということになるわけですね。

○日隈財政課長 すべて予算執行した部局もあれば、あるいは補正減ということで今回、補正で減額をお願いした部局もございます。部によってばらばらというか、対応が異なっております。

○鳥飼委員 わかりました。また後で……。

○前屋敷委員 私も1点、交付金のことですが、一括交付金がことしも出されていると思うんですが、使い勝手がいいといえば使い勝手がいいんですが、どういうふうにも今年度予算にそれが措置されているのか、大まかで結構ですけども、金額とあわせて。

○日隈財政課長 24年度当初予算では、歳入のほうで地域自主戦略交付金という名称で約90億程度を計上させていただいております。国の取り扱いで、対象が若干拡大しております。昨年度までの対象事業に加えて、一部加わっている分がございます。そういった事業ごとに見込み額を立てまして歳入計上して、そして今回、

一括交付金の対象となった事業にそれぞれ充当するような形で予算計上しております。ただし、去年もありましたけれども、この額が同額来るかどうかというのはこれからということになります。各県ともそれぞれ要望額を出しておりますので、今後の見通しについては明確にわかりませんが、その配分基準等については本県は強くいろんな要望をしているところであります。具体的に申し上げますと、社会資本整備のおくれた地方団体、あるいは財政力の弱い団体に手厚く配慮いただくような基準というのを入れてほしいということで申し上げているところであります。

もう少し具体的に申し上げさせていただくと、全国知事会のプロジェクトチームというのが10数県でございます。そのメンバーにも入っておりますし、私も直接行って、かなりしつこく申し上げて、内閣のほうでも一部検討をいただいているというような状況もございます。以上です。

○前屋敷委員 では、まだ見込みだけで、実質はこれからということですね。やはり、いわゆるひもつきじゃないという点では、本当に必要などころに必要な交付金というか、予算が回らないということなどもあって、そういうお話も国になされたんだと思います。わかりました。

もう一つ。概要についての16ページの事務事業の見直しの主な見直し例の一番上、在宅歯科診療設備事業。廃止があるんですけども、これはもう設備がすべて整ったということで廃止になったものなのか。事業そのものが途中で廃止になったのか。ここでわかるかどうかあれなんですけれども。

○日隈財政課長 十分な設備整備がすべて終わったということではなくて、国の事業自体も

なくなりましたので、県の単独事業で続けるかということについては、一度この事業自体は廃止させていただきまして、その他の事業という違う形で歯科診療関係の充実については事業を打たせていただいております。

○前屋敷委員 では、一定の手当てはされつつ、事業そのものは廃止したということですね。

○日隈財政課長 この事業自体は、国のメニューもなくなったということで廃止ということになっております。それで、在宅歯科診療も含めて、歯科診療のほかの形での事業を今回、新規事業等でさせていただいているというような状況です。

○鳥飼委員 委員会資料の7ページの防災拠点施設整備事業について総務課長にお尋ねしたいと思います。防災拠点施設整備事業というのは、先ほどあった大災害確立と関連するようですけども、とりあえず2,000万委託事業として組んであります。特別委員会での議論もあって、新聞でしか見ていないんですけども、液状化のおそれがあるのではないかというようなことで、県庁前の南駐車場でそういうような問題が指摘されたということなんですが、それについてある程度の情報なり考え方なりがあればお聞かせください。

○柳田総務課長 今の特別委員会での意見ということでお話しさせていただきますと、これにつきましては、特別委員会のほうに報告させていただいたところなんですけれども、その中で委員のほうから、本庁域が最適な場所であるかということで、場所の検討について必要があるんじゃないかという意見がございました。それで、今お話があったように、この県庁域の場所につきましては、宮崎市の地域防災計画で液状化の危険度が高いということになっていると

いうことで、液状化の可能性もあるのではないかと、そういったことで道路の問題も出てくるのではないかと話がありました。

もう1点は、津波について、今、県の地域防災計画のほうで見直し等もされているということです。そういったことについてもあわせて検討する必要があるのではないかと御意見がございました。そして、もう一つありましたのは、前屋敷委員からもありましたが、やはり知事公舎の活用といったことも検討する必要があるんじゃないかと。本庁域で使えないというようなことになった場合については、ほかの場所、特に知事公舎については過去に整備した経緯もあるので、そういったことについて検討をしてもらいたいという意見がございましたので、今後、民間の方の入っている検討委員会がありますので、そちらのほうで検討をしてみたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 液状化のおそれがあるとかいうことで、ここから離れたところになるとすると、補正のときにBCPの説明がありましたけれども、メールで連絡する、登庁できる職員に連絡をとる。登庁しても、それが離れておれば機能しないということもあるから、早々、全面移転というようにことにもなり得るのかと。そうなったら大変なお金もかかるんですけども、そこら辺について総務部長、どう考えておられますか。

○稲用総務部長 今ずっと検討してまいりましたのは、基本的には防災拠点施設を中心という考えで、少なくともイメージとして全面移転というのは、財政的な問題も含めまして、期間的なこと、用地の問題等々、総合的に考えてそこまでイメージをしておりません。ただ、専門の先生方を入れました委員会でありまして、い

ろんな御意見を伺っていききたい。我々のほうとしては、これを計画しましたときにはそこまで考えてはいないということでございます。

○鳥飼委員 全部になったら大変なことになるからそうなんですけれども、そこには警察本部もあるから、連携をしてというのがありますので、慎重にやっていただきたいというのがあります。

もう一つ、委託事業で1,800万ほど組んでありますが、ボーリングとかそんなことも出てくるのかなと思ったりするんですけども、概要についてお尋ねしたいと思います。

○柳田総務課長 調査委託の概要ということですが、資料の7ページの中ほどに「調査等委託の概要」ということでお示ししておりますが、液状化の影響とか、そういった対策に係る調査検討を行います。先ほどお話にありましたボーリング等につきましては、これは12月の特別委員会でも御指摘がございましたので、現在、外来者第1駐車場についての地盤調査を実施しておりますので、ここの委託の中には入っていないところでございます。それ以外では、2番目にありますように、防災拠点施設に求められる機能や耐震化——この耐震化につきましても、免震構造とか制震構造とかいろいろございますので、どういった工法がいいのかというようにことも検討をしてみたいと思います。そして、3番目にありますような建設の場所とか規模、構造、こういったことの調査をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○鳥飼委員 免震構造というのは、ビルは揺れていないのに外は揺れているというようなことで、きのう、私、テレビで見てびっくりしたんですけれども、1,800万で委託ということで、県

内の業者の方でこれを受託できるような方はおられるんですか。

○柳田総務課長 委託先については現在、調査をしているところでございまして、担当のほうから聞いた中では、1～2社程度はそういう調査ができるところがあるのではないかというふうに考えております。あとは当然、県外の専門のところを中心になっていくのかとは思っております。以上でございます。

○鳥飼委員 要望しておきたいと思います。地域経済循環システムということで、やはり可能な限り県内の業者に委託をしていただくということで、どういうところがあるか私わかりませんが、お願いしておきたいと思います。

続けて、人事課長にお尋ねしたいと思います。予算説明資料の68ページの東日本大震災被災地職員派遣事業費というのが、2億5,200万から1,700万ということなんですが、これに関連しまして、補正のときも申し上げましたけれども、今後、とりわけ被災地3県では人的なものが不足しているというのが歴然としているようです。この間、南三陸町だったと思いますが、復興推進課というところが9名だそうですけれども、亡くなった人もおるものですから、9名のうち3名が地元の職員で、6名が応援の職員だというテレビの放映もありました。いずれにしても、そういう要請というものは今後も継続していくだろうと思うんですけれども、その辺の状況をどうとらえておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○桑山人事課長 震災への職員の派遣につきましては、今後とも県、それから、そういった業務に熟知した市町村も含めまして、応援の職員が行くものと思っております。そうした中で、現在の状況を申し上げますと、新年度の24年度

の派遣につきましては、全国知事会あるいは市町村につきましては市長会、町村会が窓口になっております。そこで被災地3県の要望を取りまとめまして、知事会を通じて各県に打診が来ているというのが大きなルートでございまして、そのほか、技術系につきましては、農水省あるいは国土交通省から、例えば漁港整備の人員が要るとか、そういうオーダーも一部、本省を通じて来ております。そういうものに対しまして、私ども宮崎県としましても、新年度は、長期の1年間の派遣につきまして、現時点では5名程度の派遣を予定しております。

それから、2カ月から4カ月ぐらいの中期といえますか、その派遣につきまして、現在のところ、派遣枠で*13名ぐらいの枠です。具体的には人がかわっていきますので、その3倍ぐらいの数の職員が行くことになると思いますが、そういったものを現時点では予定しております。今後とも、現地のニーズが、復興の進捗に伴っていろいろ出てくると思いますので、また必要に応じて各部ともいろんな調整を図りながら、必要な応援を継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 長期の1年が5人、中期6カ月程度が13人と言われたですね。そちらのほうは交代になるだろうということですから、長期のものは自治法による派遣ということになるわけですね。ちょっと確認しておきたいと思います。

○桑山人事課長 おっしゃるとおりでございまして、長期あるいは中期の2カ月から4カ月程度、これも地方自治法に基づく派遣ということになります。したがって、ほとんどの経費は派遣先——被災地3県の負担になりますので、県の予算のほうには上がってこないという形に

※26ページに訂正発言あり

なります。

○鳥飼委員 いずれも自治法による派遣ということで、当該県の負担ということになるというようにことです。13人をずっと交代で派遣していくというふうな理解でいいんですね。それで、事務職と技術職の内訳というのをおあわせて説明をいただきたいと思います。

○桑山人事課長 先ほど申し上げました*13名の枠と申しました中期の派遣につきましては、中身によっては3カ月とか9カ月、あるいは4カ月というものも入っておりますので、派遣総数でいいますと、現在のところ*36名を予定しております。中期の派遣を、人がかわって行って何人出すかということになれば、現在では*36名というような予定をしております。長期の1年の派遣につきましては、現在のところ事務職を3名、技術職を2名ということで、例えば事務職ですと税関係の業務でありますとか、あるいは被災者支援関係の業務でありますとか、あるいは畜産関係——現在も派遣しておりますが、畜産物を外に出すための放射能の検査の関係ですとか、そういった業務に従事する予定になっております。

○鳥飼委員 派遣をする、応援をしていくというのは当然やらなくちゃならないことなんですけれども、その職場は人がいなくなるわけですから、それをどうやってカバーするのかということについてお聞きしたいと思うんです。財政改革の5年間と今度の新計画ということで、今でもかなりきつい職場が出てきています。そして、今度の新年度予算でも、職員のメンタル的な健康管理について予算化してありますから、それはそれでしっかりやっていただくことが必要だと思うんですけれども、そういう職場の現状を改善していく必要があるんじゃないか。こ

れは新年度1年で終わるということにはならないんじゃないかという思いがするんです。その辺の見込みとも関連してくると思いますけれども、どう思っておられますか。人事課長に聞くのは申しわけないかなとは思いますが。

○桑山人事課長 24年度の派遣につきましては、長期の派遣を5名、うち事務が3名ということをお申し上げましたけれども、事務職につきましては人事課付にいたしまして、要するに人事課に過員の配置、オーバ一部分の配置としまして、各職場に穴があかないようにするつもりでございます。それから、今回予算をお願いしております派遣事業費のほとんどの経費が、長期派遣した場合の代替職員の雇用のための経費でございます。人数にしまして非常勤5名、臨時的任用2名、7名を、年間を通じて雇用できる予算を今回お願いしているところでございます。

それから、そもそも欠員補充等のための人事調整費、人事課の事項の中に計上しておる通常分のものもございまして、こうしたものを含めて、各部各課から事務職、技術職が派遣される場合には、必要に応じて代替の職員を確保して業務に支障がないように、職員に過度の負担がかからないように努めてまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 あとは要望にしますけれども、かなりメンタルダウンしておられる方もいるんですよ。本庁で時間外が多くて体力的につぶれて、人間関係でつぶれてということだダウンして——本庁におられる方はいないとは思いますが、そういう状況が一つあります。大坪課長にはきょうは聞きませんが、行政経営課関連で人を減らしているというところで、ぎりぎりで仕事をやっているという現状

※26ページに訂正発言あり

があるわけですから、人事課付にするからといってどうにもならないんですね、実態的には。人をふやすわけじゃないですから。そういうのがあれば言ってもらいたい。

それともう一つ、技術のところは代替するのは厳しい状況があるんですね。そこをどうやってカバーするのかというのがありますから、そういう技術に詳しいOBをとというようなことも出てくるでしょう。そういう努力もやっていただきたいというふうに思っております。これは要望にしておきます。

いずれにしても、応援はしないとイケないと思うんです。じゃ、現在の県内の事務をしっかりとやって果たしていくかということで、体制の整備をしっかりとやっていただきたいというふうに思っています。以上です。

○桑山人事課長 おっしゃる点、十分踏まえて対応したいと思います。

それから、人事課付の件で1つ御説明させていただきたいのが、人事課付とすることによりまして、各職場から派遣しますと、そこに欠員状態が起きますが、人事課に持ってくることによりまして、そこに職員が張りつきますので、結果的に職場に欠員状態を生じないための措置であるということをお理解いただきたいと思います。

○鳥飼委員 要望だけにしようかと思ったんですけれども、課長がそういう説明ですから……。しかし、実質的に宮崎県の知事部局の定数はこうです、張りつけられている人数はこうですとなっているわけですね。人事課付にしようか減になっている状況に変わりはないわけですから、現実的に、例えば農業改良普及センターに行ったら、机はあるけれども人はいないというのが結構あるんですね。そうやってぎりぎり人件費

を落としてきたという現実がありますから、そこはしっかり押さえておいていただきたいと。人についてももしっかり配置をしていくということで要望しておきたいと思いますが、この問題はこれぐらいにしておきたいと思います。

○星原委員 今回の24年度の当初予算編成の基本的な考え方というようなことで、先ほど部長のほうから説明はあったんですね。その中で今回の予算は、「みやぎきの元気・安心創出予算」ということで編成したということなんですが、本当に宮崎が元気になる予算の組み方なのかなと。基本的なところで教えていただきたいんですが、歳出のほうを見ると、義務的経費はもちろん行政改革の中で減額になってきているわけですが、一方で、投資的経費のほうも7.6%の前年度比減になってきているわけです。そして、説明の中では、今回、地域活性化・防災対策特別枠ということで50億円程度計画をしたと、いろいろ御説明いただいています。宮崎が口蹄疫からの脱却、あるいはいろんな災害等から脱却しながら元気出していける予算として組まれたんですが、そういうふうにとらえていいのかどうかというのを疑問に思うところがありまして、その辺の基本的な考え方をまず最初にお示しいただくとありがたいのですが。

○稲用総務部長 これは繰り返しになるのかもしれませんが、行革ということも一方において進めていく。国自体も、公共事業費関係というのは非常に大きな減額がずっと毎年進められてきています。補助事業、いわゆる交付金事業等を中心にしながらやっている本県でありますので、現実的な問題として、国のほうがシーリングでずっと厳しい状況の中で、それに対応せざるを得ない。ただ、そういう中であっても、今回の特別枠の50億円というのはまさに喫緊の課

題であります経済の活性化ということ、それと、その経済の活性化にもつながるような防災対策等の意味合いを持って50億円規模の特別枠を組ませていただきました。そのことによって、特に防災対策等——経済対策もそうですが、すそ野の広い事業に対する措置がある程度できるのではないかなと思いますので、そのことによる波及効果等も含めていきながら、まさにここにタイトルとして書かせていただきました、「元氣・安心創出」ということで考えているところであります。全体的な額として10%も15%も伸ばすというようなことはなかなかありませんけれども、その中で最大限のことをしたというふうに考えております。

○星原委員 今、そういう説明をいただくわけなんです、県内の景気・雇用の状況を見ながら、県税収入も前年度比ではふえた形になるんですが、それは前の年のやっぱりああいう状況——口蹄疫等があつて、だからふえてきた。一時は1,000億ぐらいの県税収入があつたわけですね。そういうことを想定したときに、一方で、なかなか投資的経費をふやせない部分は、やっぱり税収を上げなくちゃいけないだろうというふうに思うわけで、税収を上げるためにはどこを元気にして納税をふやしていくかということじゃないかと思うんです。そういうことから判断して、今回の予算編成の中では、来年度に向けて税収をふやすための方策というんですか、政策的なものとしての基本的な考え方というのは何かあつて組まれている予算と見ていいんですか。どの辺をとらえたらいいんでしょうか。

○稲用総務部長 今、すそ野の広いいろんな産業に手当てができるような予算というのもありましたけど、先ほど鳥飼委員のほうから地産地消のお話とかもありました。経済的に循環して

いくような形というのをこの予算の中、その前のいろんな考え方の中で出してきているわけですが、要するに、回ることによって同じ10というものが15になったり20になったりしていく。そういう循環的な形を進めることによって、その効果というものをより出していきたいというようなことを、この予算の中には組み込んだつもりであります。

○星原委員 こういう予算を組まれて、最終的には24年度が過ぎるときに目標に到達したかということになっていくだろうと思うんです。そういう中で、我が宮崎県、財政が厳しい中で、目標数値を決めながら追いかけている部分というのはあるんですか。要するに、税収なら税収をこの分野ではこういう形でこの程度伸ばしていこう、そのための政策が打つてあるとか、この分野ではこういう形で伸ばしていって、県民が働く場所なり、景気的なものでいろんな収入がふえるとか、いろんな意味でプラスになる材料としてこういう予算組みをしているので、このことが最終的にはこういうパーセントで上がってくる、あるいは目標に到達するんだという、そういう目標数値みたいなものはとらえているんですか。

○日隈財政課長 星原委員のおっしゃるとおりで、それぞれ目標値を持って、あるいはこのレベルとかいうことで各部各課は取り組んでいるところであります。具体的には、総合政策課のほうで10のアクションプランという形で、知事の政策提案を含めまして、この4年間で取り組む分野ということで、それぞれ数値なり目標を今、掲げているところです。その中で特に来年度については、重点施策が3つあります。産業・雇用づくり、安全・安心なくらしづくり、それと地域を支える人材づくり。予算については特

ここに集中化しようということで、具体的に申し上げますと、出てきた事業というのが、例えば農業分野でいえば、6次化あたりはかなり予算を多くとったところです。また、県内の100万泊運動の関係でも、これも予算を一定確保したところです。そのほか、東九州メディカルバレー構想とか、それぞれ手を打つところには重点的にさせていただいたという一つの大きな考え方があります。

もう一つは、先ほど、特別枠の中で、例えば木材住宅耐震化リフォーム支援事業、これは全体とすれば県の補助が、計算すると12分の1。もともと3分の1補助しようということでこの事業を構築しました。3分の1の半分を国が負担していただくという制度をとってこうということで、6分の1国が出す。地方が6分の1。それを市町村と県で折半しようということで、12分の1県が出せば、それに市町村も乗っかってくださいということで、全部市町村を回りました。やりましょうという話で今、進めております。だから、県が1出すと12倍の効果があるというような事業であるとか、太陽光発電についても、もう1年延ばしました。これは、6万円の補助を出せば、大体240万ぐらいの投資が出てくるということで考えると60倍ぐらいということで、これも1億5,000万費やすと53億程度はここでまた消費、投資が出てくるというようなこと。言いたいことは、1の投資で何十という効果の出るような事業をできるだけ盛り込もうという観点。今、財政状況は非常に厳しいですので、何ぼでもというわけにはなかなかいかないものですから、できるだけ経済効果のある事業を入れよう。それも地域循環システム的にこの県域でお金が回る形というような観点、以上2つの観点で今回、予算編成さ

せていただいたところであります。

○星原委員 今、財政課長からるる説明をいただいたんですけども、私思うに、宮崎県民所得も全国で最下位のほうに来ている。我々に相談があるのも、大学が終わって地元に戻りたいけど、なかなか働く場所がない、何とかしろというわけです。そういう人たちが地域に戻ってこない限りは、いろんな意味で、要するに人材の面もそうでしょうし、生産面の分野においても出た人が帰ってくるような状況にならなくちゃいけないだろうし、トータルで考えたときに、将来的に本当に宮崎に明るい希望とか元気が出る、そういう形のをちゃんと把握しながら押さえていっておかないと、これから5年後、10年後の宮崎はどうなるのかなと、そういう思いがあったものですから、その辺のところをお伺いしたところであります。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○宮原委員 当初予算案の概要9ページの義務的経費のところでは退職手当が121億9,400万で、11億6,500万円減少ということなんですが、減少しているということは、年代別に退職される方がピークになるような、採用が多かった年というのがあるというふうに思うんですけど、現状は、年代別で一番多いというのはどのあたりになるんですか。それが自動的に上がっていくわけだから退職する時期が来ると思いますが。

○桑山人事課長 おっしゃるように、年によって採用の数値にばらつきがあるということが、最終的に退職手当の変動に出てくるというところはございます。冒頭の説明でも申し上げましたが、今回、知事部局の退職者数、定年退職者が131名から88名ということで、予算上43名の減ということで、大幅な減になっております。これにつきましては、理由を調べてみますと、昭

和48年、49年——オイルショックの直前になりますが、このころの大学卒業の職員が98名、95名とおりましたところが、昭和50年の採用——第1次オイルショックの直後ですが、42名、それから51年が21名ということで激減しております、やはりオイルショックによる景気の低迷がこういった採用抑制にもつながったというふうに私、聞いたことがございます。そういったこともありまして、このような定年退職者数の見込みが減っているという状況でございます。

今後につきましては、知事部局に関しましては、平成19年、20年あたりがピークで、退職者数でいきますと200名程度という数がございますが、それと比較すると少な目の数が続きますが、教育あるいは警察あたりですと、今後、退職者数がふえていくという状況がありますので、現在の予算規模からしますと平成26、27あたりはまた増加するという状況になろうかというふうに見込まれております。

○宮原委員 要は、26年、27年ということは、もうちょっと先にまたピークが来るということなんですね。わかりました。

それと、県税収入の法人県民税、法人事業税のところ、備考のところ「企業収益の堅調な推移による」ということなんですけれども、非常に景気が悪いというふうに思っているんですけど、どのあたりの職種が伸びているんでしょうか。

○吉本税務課長 県税収入につきましては、アンケート調査を実施しております、主要な企業500社に対しましてアンケートをして、400社から回答をいただいております。アンケートの仕方といたしましては、「23年度と比べてどうなるでしょうか」という問いにしております。23年度と比べて「よくなる」と答えているのが運

輸・通信業です。あとは23年度が非常にいいものですから、「前年並み」ないしは「若干減少」ということでございます。23年度当初予算がかなり低く抑えられていましたので、当初予算同士と比較すると増加ということですが、23年度の決算見込みからすると「若干減少」というような回答になっております。以上です。

○宮原委員 運輸・通信というのは、状況的には全般にいいということなんですね。建設業を中心として非常に厳しいというふうに思っていたものですから。伸びるということですから。

それと、今度は総務課、公有財産管理費というところで、県有財産有効活用推進事業ということで予算は組まれているんですけども、要らない土地であれば処分して活用することが財源確保にもなるんだというふうに思いますけど、現段階で、どの程度処分できるような状況の面積なり金額的なものがあるんでしょうか。

○柳田総務課長 今おっしゃった処分の関係なんですけれども、公有財産調整委員会で検討しまして、今後活用の見込みがないというものにつきましては、未利用地という形で処分の方向になっているわけなんですけど、未利用地につきましては、ことしの2月末現在で、28件の約4万平方メートルということになっております。

○宮原委員 4万平方メートルですね。補正のところ出てきました日南の高校跡地というところで、地方自治体に処分する場合は、土地鑑定よりも3割ほど安くという一つの基準があるんですね。

○柳田総務課長 この前申し上げましたように、財産に関する条例がございまして、これで公共的な団体、そして公共的な目的に利用すると、この前は防災拠点施設に日南市が使うというこ

とでしたけれども、そういった場合につきましては、3割は減額できるということになっております。

○宮原委員 有効活用ということで考えれば、高くで売った方がいいということにもなるんだけれども、やっぱり県の土地を処分する場合は、各市町村という自治体から通していくという形になるんですか。

○柳田総務課長 おっしゃるとおりなんですけれども、まずは地元の自治体に活用の可能性があるかどうか、そういう要望があるかどうかということでお話をお聞きします。要望があるということであれば、そこを最優先にしてやりまして、その地元市町村はこれを活用する予定がないということになりました場合には、測量とか実測をいたしまして、鑑定士の評価をとった上で処分するというようにしております。

○宮原委員 その土地を市町村が購入した場合、短期で処分するということはできないんでしょうか。そのあたりどうなのでしょう。

○柳田総務課長 譲渡した先の土地につきましては、7年間につきましては、向こうから県のほうに出された用途、これは売買契約の中に附則でそういう条件がついておりますので、その間については目的とした用途で使っていただくということにしております。

○宮原委員 わかりました。

もう1点、予算説明資料72ページ、県公報発行費ということで879万8,000円予定されているんですけど、これは発行する経費だから、すべて印刷代ということなんですか。それか、たしかこの公報というのは各市町村の広報紙と一緒に回ってくる。そういった経費の一部にもなっているんでしょうか。

○大坪行政経営課長 県の公報につきましては、

地方自治法で定めがございまして、例えば県内の市町村議会ですとか、あるいは他県の議会等には義務的に送付しなければならないということになっております。その他は県内のいろんな関係機関ですとか、あと有償で買っていただく先もございまして、そういったところに配付しているという状況でございまして。一般の県民向けに一部一部発行しているというわけじゃございません。一般の県民向けには、県のホームページでございまして、一般的な方法になっております。予算的にはほとんどすべて印刷費ということにございまして。

○山下委員長 よろしいですか。

○右松副委員長 2点伺いたいんですが、委員会資料6ページの大災害発生時業務体制確立事業ということで、安否確認メールシステム、大変大事な事業だというふうに思っておるんですが、細かいことなんですけど、この管理運営経費というのは今後毎年かかるランニングコストというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○柳田総務課長 これは120万としておりますが、毎月10万ずつお支払いして管理するという内容としましては、メールアドレスを登録いたしますので、毎年度職場が異動したり、そういったこともありまして、登録の変更作業を行うとか、あとは動作確認、動きが悪いということになりますとメンテナンスが必要になりますので、そういった経費に充てることにしております。

○右松副委員長 わかりました。

もう1点なんですが、19ページに24年度組織改正案ということで、危機管理統括監を新設するということなんですが、統括監の設置で、人員体制自体は変更はないというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○大坪行政経営課長 人数の変更はございません。21ページのほうにその危機管理統括監についての御説明の表をつけておりますが、今現在、危機管理局の中で局長が1名、課長が2名、管理職が合計3名いるわけですけれども、改正後につきましては、危機管理統括監が局長を兼務します。そして次長が危機管理課長を兼務しますので、統括監と次長、消防保安課長、合わせて3名ということで、管理職については変更ございません。

○右松副委員長 危機管理体制の充実強化を図るための組織体制の見直しということでありますので、一応額面どおり受けとめて、その体制で強化につながるという認識であるのか、再度。

○大坪行政経営課長 危機管理のトップを部長級にすることによりまして、全庁的な調整能力の強化ですとか、あるいは対外的な調整能力の強化、そういったものが図れるというふうに考えております。

○山下委員長 それでは第1班の審査を終了いたします。

○桑山人事課長 済みません。発言の訂正、誤りがございまして申しわけございません。鳥飼委員の御質問の震災派遣ですが、私、中期派遣を13枠、36名と申し上げましたが、これは合計でございまして、長期が5枠の5名で、中期が8枠の31名、合計で13枠の36名というのが正しい数字でございました。おわびして訂正をさせていただきます。

○山下委員長 それでは、第2班を午後1時からの開会としたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時1分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

これより市町村課、総務事務センター、危機管理課、消防保安課の審査を行います。

市町村課から順次、説明をお願いいたします。

○鈴木市町村課長 市町村課でございます。市町村課の平成24年度当初予算につきまして御説明いたします。

まず初めに、お手元の総務政策常任委員会資料の2ページをお開きいただきたいと思います。市町村課の平成24年度当初予算でございますが、金額にしまして22億6,251万7,000円でございます。前年度6月補正後、これは肉付け予算後でございますけれども、それに比べまして、7億2,462万1,000円の減、率にしまして24.3%の減となっております。

その主なものについて御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の89ページをお開きいただきたいと思います。まず、(事項)自治調整費でございます。これは、市町村の行財政運営に関する助言等に要する経費でございまして、予算額は、1億4,358万1,000円をお願いしております。このうち、主なものにつきまして御説明いたします。90ページをお開きいただきたいと思います。7、住民基本台帳ネットワークシステム事業費でございます。これは、情報化社会に対応した住民サービスの向上を図るため、全国でネットワークされております住民基本台帳ネットワークシステムの全都道府県共同の負担経費や機器使用料等の運用経費でございまして、予算額は、7,678万6,000円をお願いしております。次に、改善事業の8、みやざき新生連携・協働事業及び新規事業でございます。9、みやざきから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業につきましては、後ほど、総務政策常任委員会資料で御説明いたします。

村等と幅広い意見交換を行うこととしております。

(4)の住民自治団体組織強化事業につきましては、県及び市町村と住民との緊密化を図り、住民との協働による安全・安心なまちづくりに対応できるよう、宮崎県自治会連合会に対して支援を行い、住民自治団体組織の強化を図ってまいります。

3の事業費につきましては、146万円をお願いしております。

次に、9ページをごらんいただきたいと存じます。新規事業「みやざきから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業」についてでございます。

1の目的につきましては、市町村がそれぞれの特徴や持ち味を生かしまして取り組むさまざまな東日本大震災支援事業に対し、「みやざき感謝プロジェクト」の一環として支援を行うこととしております。

2の事業概要等についてでございます。(1)の補助対象事業につきましては、市町村が共同もしくは単独で取り組む交流事業や、県産品等を活用した事業を対象とすることにしておりまして、(2)の補助率及び(3)の財源につきましては、1事業300万円を上限に、補助率10分の10といたしまして、宮崎県東日本大震災被災者等支援基金を活用することとしております。

最後に、3の事業費につきましては、5,000万円をお願いしておりまして、16団体の支援事業を予定しているところでございます。

市町村課は以上でございます。よろしく御願いいたします。

○花坂総務事務センター課長 総務事務センターの平成24年度当初予算について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の2ページをお開き

ください。平成24年度当初予算額は、11億3,891万4,000円でございます。平成23年度6月補正後——肉付け予算後でございますが、これと比べまして3,181万2,000円、率にして約2.7%の減となっております。

それでは、当初予算の主なものについて御説明いたします。

歳出予算説明資料の95ページをお願いいたします。まず、(事項)総務事務センター運営費、予算額4,286万9,000円でございます。これは、総務事務センターや各県税・総務事務所に設置しておりますいわゆる7つの地区センターの運営費や、給与計算処理事務に係る経費、職員の諸手当の届け出や休暇処理等を行う人事給与オンラインシステムの運営に係る経費でございます。

次に、(事項)健康管理費、予算額6,369万4,000円でございます。これは、職員の健康管理等に要する経費であります。詳細については96ページをお開きください。説明欄2の定期健康診断事業は、全職員を対象とした定期健康診断を行う経費です。説明欄3の特殊業務従事職員健康診断事業費は、放射線業務などの特殊業務に従事する職員を対象とした健康診断をそれぞれ実施する経費でございます。4の職員の心の健康づくり推進強化事業は、メンタルヘルスを中心とした職員の心身の健康のサポート体制の推進強化に係る経費であります。

次に、(事項)職員厚生費、予算額9,576万8,000円でございます。このうち説明欄1の(2)の新規事業・元気回復推進員研修につきましては、後ほど、常任委員会資料のほうで御説明させていただきます。次に、2の保健体育施設管理費は、職員健康プラザ建設費の地方職員共済組合への償還や同プラザの清掃、警備、保守点検等

の業務委託に要する経費でございます。

次に、(事項) 物品管理及び調達事務費、予算額1,896万1,000円でございます。これは、物品の適正な管理と効率的な活用を促進し、調達の適正化を図るための経費でございます。このうち説明欄2の物品調達システム構築事業は、今年度から実施しておりますインターネットを活用した物品の電子調達システムの構築に要する経費でございます。

次に、(事項) 車両管理事務費、予算額2,301万7,000円でございます。これは、県有車両の任意保険への加入、副知事の公用車の運行業務の一部委託などの維持管理経費や、交通事故の防止のための講習会などに要する経費でございます。

97ページをごらんください。(事項) 恩給及び退職年金費、予算額2,163万7,000円でございます。これは、元知事部局職員21名に係る恩給関係の経費でございます。

(款) 警察費の(事項) 恩給及び退職年金費、予算額1億1,698万7,000円でございます。これは、元警察職員122名分に係る恩給関係の経費でございます。

次に、新規事業について御説明いたします。常任委員会資料の10ページをお願いいたします。事業名「元気回復推進員研修」でございます。

まず、1の目的でございます。職員の元気回復につきましては、地方公務員法により、地方公共団体が計画を作成し実施することとされております。県では、全庁的あるいは各部、各地区単位で各種球技大会やレクリエーション大会を実施しているところであります。しかしながら、近年、職員のライフスタイルの多様化に伴いまして、参加者の固定化や減少傾向が見られます。また、職員のメンタルヘルス対策も課題

となってきておりまして、各職場ごとに、それぞれの状況に応じたきめ細かい元気回復事業の実施が求められております。このため、風通しのよい職場環境づくりや、職員の心身の健康を保持・増進するために、各所属ごとに選任されている元気回復推進員に対する研修を行うものであります。

次に、2の事業概要であります。本庁、出先機関の145所属の元気回復推進員を対象に、日本レクリエーション協会などの外部専門家を招きまして、必要な知識・技能を習得するための研修を実施するものでございます。平成24年度は100人を予定いたしております。

3の事業費でございますが、講師の旅費、謝金及び受講生の旅費といたしまして、44万6,000円をお願いいたしております。

総務事務センターは以上でございます。

○金井危機管理課長 危機管理課に関します当初予算につきまして御説明いたします。

まず、委員会資料の2ページをごらんください。危機管理課の平成24年度当初予算額は、3億9,472万8,000円であります。平成23年度6月補正後に比べまして4億7,598万9,000円、率にしまして54.7%の減となっております。

それでは、当初予算の主な事業につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の101ページをごらんください。まず、(事項) 防災対策費7,974万2,000円あります。主なものといたしまして、説明欄の2、防災事務の総合管理であります。これは、地震が発生した際の震度情報を、迅速・的確に伝えるネットワークシステムの維持管理が中心であります。次に、4の防災情報システムであります。これは、災害対策本部会議室及び総合対策部室に必要な機器を設置し、災害対応に必

要な各種データの提供、委託等に要する経費であります。

次に、102ページをごらんください。5の県民への防災・防犯情報伝達システム運営事業であります。この事業は、気象情報や避難勧告・指示の発令状況などの防災情報や防犯情報を県民にメールにて提供することで、災害時における被害の軽減化や、子供などの安全・安心を確保することを目的としております。次に、9の宮崎県地震防災戦略策定事業であります。これは、昨年発生いたしました東日本大震災での地震・津波による未曾有の被害の状況を踏まえ、これまでに策定しておりました東南海・南海地震や日向灘地震による地震・津波による被害想定、また減災計画を見直すことにより、本県の防災対策の強化、防災力の向上を図るものでございます。11、12の事業につきましては、後ほど、委員会資料で説明させていただきます。

次に、(事項)危機管理総合調整推進事業費981万8,000円であります。これは、危機事象の発生を未然に防止するとともに、発生した場合に迅速・的確に対応し、被害を最小化するために危機管理に関する職員研修や県民啓発及び災害監視室による24時間監視体制に要する経費であります。

次に、(事項)国民保護推進事業費1,250万円あります。これは、国民保護法に基づき、武力攻撃事態などにおける国民保護の推進などに要する経費や、国民保護訓練を国などと取り組むための事業であります。

次に、再度、委員会資料のほうをお願いいたします。11ページをお開きください。改善事業・県民防災リーダー養成事業について御説明いたします。

この事業は、地域や事業所において防災活動

の中心となる防災士を養成し、地域における安心・安全な環境をつくとともに、教育委員会などと連携し、教職員などに防災研修を行うことで、災害から生徒などを守ることを目的としておるところであります。

事業の概要としまして、まず、地域防災士養成事業として、防災活動の担い手である地域や事業所、ボランティア団体などにおいて、防災活動の中核となる防災士を幅広く養成するものであります。

次に、教職員等防災士養成事業により、教育委員会などと連携し、毎年各学校に1名以上の防災士を養成するものであります。

次に、防災出前講座事業により、地域や事業所、団体などの要請に応じて、防災士などの防災専門家を派遣し、防災出前講座を行うものであります。

また、市町村職員研修事業としまして、市町村職員を対象に、より一層の防災知識向上と地域で主体となって防災指導を実施できるように防災指導技術向上を図るため、防災研修会を開催することとしておるところであります。

これら4つの事業を体系的に組み立てまして、自主防災組織や防災ボランティアの活性化、事業所の防災意識向上、教職員などの防災士養成による安全・安心な教育環境づくりなどにより、県全体の防災力向上を図ってまいりたいと考えております。

事業費は、550万円を計上しております。

次に、12ページの新規事業「県民・企業の防災力強化支援事業」について御説明いたします。

この事業は、昨年の東日本大震災の状況を踏まえて進めます防災対策の一環となるもので、県民・企業の防災意識、特に地震・津波災害に対する意識を高めるための取り組みを強化し、

県全体として防災力の一層の強化・底上げを図ることを目的としております。

事業概要等でございます。まず、防災意識啓発事業では、従来の県防災の日の啓発事業に加え、その上で昨年6月の「津波対策の推進に関する法律」により設定されました11月5日の「津波防災の日」をとらえ、津波に関する講演会を初め、さまざまな体験・イベントなどを通じまして、災害に対する知識や防災意識の普及啓発を図るものでございます。

次に、企業防災力強化支援事業ですが、これは、企業防災の強化として新たにに取り組むもので、1つは、県内中小企業などを対象に、基礎的な防災知識の修得や意識の啓発を高めるための研修会を開催するものであります。もう1つは、県内企業の各業種の中からモデル的な企業を選定いたしまして、県の支援で専門家を派遣することによって、実際にBCPを作成していただく、そしてでき上がったBCPを同業種の企業のモデル計画として活用することによりまして、県内企業への普及を図ろうという内容でございます。

次に、みんなでつくる防災モデル地区育成事業は、市町村と連携を図りながら、特定の地域に防災の専門家を派遣するとともに、初期段階から防災に関するモデル的な地区となるまで育成を行うもので、その成果を周囲の地域に波及させたいと考えておるところであります。

さらに、県総合防災訓練事業につきましては、従来から取り組んでいる県民参加型の県総合防災訓練でございます。

事業費につきましては、1,453万4,000円を計上しております。

危機管理課からは以上であります。よろしくお願いたします。

○山之内消防保安課長 消防保安課の平成24年度当初予算につきまして御説明申し上げます。

まず、常任委員会資料の2ページをお願いいたします。消防保安課の平成24年度当初予算額は、23億1,272万円でありまして、平成23年度6月補正後に比べまして18億2,113万3,000円、率にいたしまして370.5%の増となっております。

それでは、当初予算の主な事業につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の107ページをお願いいたします。まず、(事項) 防災行政無線管理費17億7,415万4,000円ですが、これは、防災行政無線等の防災設備の維持管理、保守委託、設備更新等に要する経費であります。説明欄5の新総合防災情報ネットワーク整備事業につきましては、後ほど、委員会資料のほうで説明させていただきます。

次に、(事項) 航空消防防災推進事業費3億9,619万8,000円ですが、これは、防災救急ヘリコプター「あおぞら」の管理運航に要する経費でありまして、24年度につきましては、ヘリの2,500時間点検の実施等のため、23年度当初予算に比べまして約2億6,600万円ほど増額となっております。

次に、(事項) 消防防災施設設備整備促進事業費2,352万円ですが、これは、消防非常備町村が常備化に向けて取り組む事業への助成及び市町村が行います消防資機材の購入、耐震性貯水槽の設置などに対する助成でございます。また、救急消防援助隊の活動に必要な資機材等の整備に対する助成を行うものであります。

108ページをお願いいたします。(事項) 消防指導費1,705万3,000円ですが、説明欄2の救急振興財団に対する出捐等は、救急救命士を養成する目的で、平成3年に都道府県が共同出

資して設立いたしました救急振興財団への負担金であります。3の改善事業、ふるさと消防団活性化支援事業につきましては、後ほど、委員会資料で説明させていただきます。

次に、(事項) 予防指導費1,810万5,000円ですが、これは、消防設備士に対する再講習や危険物取扱者免状交付、講習等に要する経費であります。

次に、(事項) 消防学校費7,771万4,000円でございます。これは、消防職員、消防団員等を対象にいたしまして、消防学校で教育訓練を実施するために要する経費であります。説明欄4の新規事業、消防学校施設整備事業につきましては、後ほど、委員会資料のほうで説明させていただきます。

次に、(事項) 火薬類取締費の66万7,000円、109ページの(事項) 高圧ガス保安対策費464万円、(事項) 電気保安対策費66万9,000円、これは、それぞれ取り締まり及び保安指導に要する経費でございます。

次に、新規・改善事業について御説明申し上げます。

委員会資料の13ページをお願いいたします。まず、改善事業、ふるさと消防団活性化支援事業について御説明申し上げます。

この事業は、1の目的にありますように、地域防災力のかなめであります消防団の活性化及び消防団員の加入促進を図るための事業でございます。これまでふるさと消防団パワフル21事業として取り組んできました事業ですが、今回、広報・啓発事業など、昨年度までの事業内容を一部見直し、名称を「ふるさと消防団活性化支援事業」としてお願いするものでございます。

2の事業概要でございますけれども、(1) 消

防表彰、(2) 県消防協会等、消防関係団体との連携、(3) 消防大会、消防操法大会等のイベントの開催、(4) 消防団員加入促進事業としまして広報・啓発活動に取り組みたいと考えております。

本年度は、広報・啓発活動を強化するため、新たに2つの事業に取り組みたいと考えております。その1つ目が、広報紙「消防団だより」の創刊であります。消防団員の減少傾向は、少子高齢化やサラリーマンの増加などの要因が考えられるところではありますが、これらに加えて、消防団の意義や消防団活動の実態が住民に十分伝わっていないということも要因の一つと考えられます。これまで、新聞広告やチラシ等を使いまして、消防団員募集のメッセージを掲載するような広報が中心でしたが、「消防団だより」では、消防団の役割、消防団の活動などにつきまして詳しく紹介をしていきたいというふうに考えております。発行部数は3,000部の年2回発行。配布先は市町村、消防団、消防本部等で、広報媒体といたしましては、広報紙のほかに、文字及び写真、活動状況などを入れたDVDを作成するとともに、県のホームページへの掲載を考えております。活用方法としましては、消防団員の勧誘活動や、消防団による出前講座などでの活用を考えております。予算は、民間の制作会社への委託料といたしまして、252万円を計上しております。

2つ目が、消防団による出前講座であります。これは、未来の消防団員を育成するため、消防団が小中学校等に出向きまして、広報紙「消防団だより」やDVD等を活用しながら、消防団活動につきまして生徒に直接紹介を行うものであります。予算は、消防団の活動費と生徒たち

への啓発用品代といたしまして、合計で112万7,000円を計上しているところでございます。

事業費は、前年度比47.4%増の824万円をお願いしております。

次に、14ページをお願いいたします。新規事業・消防学校施設整備事業についてでございます。

この事業は、県下の消防職員や消防団員の教育機関であります消防学校の消防資機材を整備し、現場に即応でき、かつ災害等に対応できる教育訓練を展開することを目的としております。

事業の概要でございますが、火災現場を想定した総合的な消防訓練を実施するため、老朽化した消防ポンプ車の更新や、特殊災害の訓練のための放射線防護服、化学防護服などの教育訓練資機材の整備を行うものであります。

事業費は、3,201万1,000円をお願いしております。

15ページをお願いいたします。新総合防災情報ネットワーク整備事業について御説明申し上げます。

目的でございますが、県では、災害発生時の情報収集、災害対策の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合情報ネットワークを平成9年度から運用しておりますが、整備から15年が経過いたしまして、設備が老朽化したことから、信頼性の向上並びに機能強化を図るため、システムの再構築を行うものであります。

事業概要ですが、23年度から24年度にかけて実施設計を行いまして、24年度から27年度までの4カ年で設備の更新工事を実施することとしております。24年度は、防災映像伝送システム整備工事、県庁衛星地球局更新工事、防災IP通信システム整備工事などを行うこととしております。

平成24年度の事業費は、15億3,998万5,000円をお願いしております。中でも防災映像伝送システム整備工事につきましては、地域経済活性化防災対策特別枠で当初予定から平成24年度に前倒しして整備を行うものでございます。内容は、へりからの映像を受信する設備を県北、県南の2カ所に設置いたしまして、県内で発生しました災害の映像を速やかに県や市町村等で視聴できるようにすることにより、迅速で的確な災害対策が行えるようにするものでございます。

消防保安課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木市町村課長 先ほどの説明の発言の訂正をお願いいたします。歳出予算説明資料の90ページでございますが、(事項)市町村合併支援費の説明欄のイ、合併関係市町村財政健全化支援事業の「貸付制度」につきまして間違った発言をしました。正式には「無利子貸付制度」でございます。訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○山下委員長 各課の説明が終了いたしました。議案について質疑はありますか。

○前屋敷委員 今、市町村課長からも御説明がありましたので、この事業について。無利子で9億円——昨年度も9億円だったというふうに思うんですが、この活用状況について、昨年度はどうだったか聞かせてください。

○鈴木市町村課長 今のお尋ねは、新市町村合併支援事業の9,000万のことでしょうか。

○前屋敷委員 失礼しました。今のは91ページです。

○鈴木市町村課長 元気市町村支援資金貸付金の9億円につきましては、市町村が例えば地域活性化とか行政改革——緊急に取り組める事業がございまして、それを1市町村当たり、上限

を1億円としまして無利子で貸し付けるという制度でございます。これにつきましては、例年、予算額としまして9億円を計上させていただいて、これを有効に活用しているというような事業でございます。

○前屋敷委員 昨年も9億円だったと思うのですが、実績と、ことしの見込みもわかれば。

○鈴木市町村課長 ことしということは23年度ということでしょうか。

○前屋敷委員 23年度の状況がどうだったかというのと、24年度の活用状況の見込みが少しわかれば。

○鈴木市町村課長 資料を出しますので、少々お待ちください。

22年度の実績からお話しさせていただきますと、地域づくり関係で17団体、例えば宮崎市でございますと、「防災のまちづくり事業」に対して、耐震性の防火水槽をつくりたい等々の事業につきまして4億6,300万程度。簡易水道とか上水道の整備に対して、小林市を初め10団体で3億4,600万余。その他、地域活性化でパイプラインということで5団体の9,000万ぐらい。合わせて9億円ぐらいを貸し付けております。23年度につきましては、今、実績を集計中でございます。全額、有効に活用させていただくということにしております。以上でございます。

○前屋敷委員 これは無利子の貸し付けなんですけど、返済といえますか、据え置いたり、何年以内とかいうのがあるんですか。

○鈴木市町村課長 これは無利子でありまして、据え置きはございません。10年以内の半年賦均等償還で、貸付限度額は1億円という制度で運用しているということでございます。

○前屋敷委員 資金は潤沢に回っているという状況ですね。

○鈴木市町村課長 この資金は、市町村公共施設整備促進ということで、歴史がずっと長くあります。今現在、償還金が11億円ぐらいあるんですけれども、それを原資にしまして、9億円を市町村に無利子で貸し出しているという制度でございます。

○前屋敷委員 宝くじの益金がここに資金として投入されるんですね。それはないんですか。

○鈴木市町村課長 今、委員がおっしゃった宝くじにつきましては、別途、市町村振興協会というのがございまして、そこが有利子で市町村の災害対策とか、そういう事業に対して運用しているということで、これにつきましては県が直営で制度を設けております。

○前屋敷委員 引き続いて、宝くじの益金を原資にした、そのところも市町村課のほうで一定掌握はされているんですか。

○鈴木市町村課長 基本的には、サマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじというのが市町村振興の宝くじでございまして、その配分を受けた分につきまして、オータムジャンボ宝くじにつきましては、市町村振興協会を通じまして、一定の基準に基づきまして各市町村に配分していると。サマージャンボにつきましては、この原資を活用して、災害等の貸し付けを行っているということで、これについては、市町村振興協会が理事会等を開催しまして貸し付けを決定しているというような事業でございます。

○前屋敷委員 振興協会のほうからの報告とかいうものは市町村課は受けないんですか。

○鈴木市町村課長 理事として私が参画しておりますので、そこで内容の決定とか報告等を受け、理事会で決定しているというようなシステムになっております。

○前屋敷委員 理事で入っておられれば、そこ

についての予算・決算だったり、運用状況はわかりかと思うんですが、毎年、益金が積み上げられていって、貸し付けに回って有効活用されると思うんですけど、その状況といいますか……。

○鈴木市町村課長 これにつきましては、県、市長会、市町村議長会、町村会、町村議長会等々、理事の方が例年、年度当初に理事会を開きまして、市町村振興協会の運営について審議をします。そこで了解を得て、市町村振興協会が自主的に研修をやりましたり、貸付制度をやりましたりというところで運営をしているというような制度になっております。

○前屋敷委員 ちょっと長くなりますけど、毎年、サマージャンボ、オータムジャンボの形で宝くじの益金が積み上げられていって原資になるんですけども。有効活用されて、そういうふうな形でちゃんと潤沢に回っていれば、資金そのものはかなり巨額になっていくと思うんです。その辺の状況がわかれば。

○鈴木市町村課長 確かに、毎年、サマージャンボに係る分につきましては、市町村振興協会に積み上げますけれども、それについて貸し付けの財源にしたり、市町村職員の研修をやったりということがありますが、実際は積立金で国債を買ったり預金をしたりしております。今のところ、積立金の残高が28億7,000万ぐらいございます。特に佐賀県あたりは積立金が非常に多額になるということで、2年ぐらい前だと思うんですが、これを各市町村に配分したということもございます。そういう例があったところは逆に市町村振興協会の運営に非常に困っているというデメリットもございまして、県としては、その状況等を見まして、理事会でもそういう話が出るんですけども、目的は緊急時の災

害の支援でございますとか、市町村職員の人材育成ということが重要な課題になっておりますので、積立金を含めて健全な運営を図っていただきたいというようなことで今、考えているところでございます。

○前屋敷委員 そういうことでかなりの額が毎年運用されることになるだろうと思っていたんですけど、結果的にどういう処理がされるのかなというふうに思っていたものですから。振興協会の運営に支障が出ては困りますけれども、一定の額はそれこそ健全な形で活用できるような方策が必要かなと。やはり、明らかにしていくことが必要だというふうに思っていますので、そのところはよろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木市町村課長 当然、そういう視点が非常に大事でございますので、市町村振興協会も今度、公益財団法人ということに変更しまして、そこには、理事以外にもいろんな方の代表で評議員会を設置しまして、この運営について多角的にいろんな形の意見を伺いながら、公益性を追求していくというような形でやっておりますので、県としても、その視点は十分持ちながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○前屋敷委員 次に、予算説明資料90ページの新市町村合併支援費ですが、アの支援事業9,100万円、これは新年度はどこが対象ですか。

○鈴木市町村課長 これにつきましては、補正で減額したんですが、宮崎市の分の4,400万と日南市の4,800万の分を再度、今回計上してお願いしているということでございます。

○西村委員 常任委員会資料の13ページのふるさと消防団活性化支援事業について幾つか伺いたいんですけども、「新たな取り組み」のどこ

るにもありますが、先ほど説明がありましたとおり、消防団員不足をどうにかしていかなきゃならないということ——私も出初め式等々で見るとはすけれども、中山間地域の消防団と都市部の消防団と全く問題が違って、中山間地の場合には人材そのものがない。そういうところにどういう手を差し伸べるかということをよく話をするんですが、近隣の消防団との協力体制とか、場合によっては2つが1つになるとか、そういうところに迫られてくるスピードが年々速くなっておりまして、早くしないと、申しわけないけれども、50代、60代の方が若手としていまだに長くやっている地域もあります。そういうところがこのような新たな取り組みの広報・啓発活動の強化で補えるのかなという疑問がありますし、確かに、先ほどあったように、都市部に関しては無関心でありますとか、サラリーマン世帯を一人でも多く団員にするということもありますが、私が見ている中で、消防大会などで上位に毎回来ているようなところは、非常にスパルタな先輩からの指導があったりして、とてもついていけないとってやめるケースというのも多々聞いております。そういうコンテストが、地域の防災を守っていくという本来の趣旨と少しずれている点もいろいろ指摘があります。消防団というのは将来どういうふうにしていくのかというスキームづくりみたいなものが、例えばこの事業じゃなくても、どこの事業で触れられていくのかというのがちょっと気になったもので、質問させていただきました。

○山之内消防保安課長 まず、西村委員御指摘のように、都市部と地域部といますか——それは私たちも十分承知しているところでございます。地域部になりますと、要するに対象人員がないということで、入れる可能性といた

すか、入れる資格のある人はみんな参加したとしてもなかなか厳しい状況ということで、昔であれば引退してOBになるところが、なかなかそれもできない。そういった事情もあるということで、それはおっしゃるとおりであると思います。

ただ、その要因といたしますか、それは複合しているのかなと思っております。確かに、少子化もございますし、サラリーマン化もありますし、働くところがないということで対象人員が確保できない。複雑な要素の中で現在の消防団員の減少化という傾向が出ているのかなというふうに考えております。確かに、都市部で対象者がいるにもかかわらずなかなか確保できないというところと、そうでないところのやり方というのは分けて考える必要が本来あると思います。今までいろんなことで知恵も出しながら取り組んできたんですが、先ほど来申し上げますように、複合的な要因がございまして、なかなか簡単な問題ではございません。

そういう中で少しでも何かできないかということで、今回、御提案申し上げましたのがこういった事業でございます。これにつきましては、背景といたしましてはいろいろあるんですけれども、1つには、消防団員の率直な意見として、自分たちの活動というのがなかなか地域住民に理解してもらえていない部分があって、寂しさを感じるというような声も私どものほうに届きまして、何とか自分たちの活動、存在意義というのを県としてもPRしていただけないかというような声もありまして、今回、そのようなものを反映させられないかということでこれを考えたところでございます。いろんな難しい問題がございますので、特効策といたしますか、そういったことはなかなか難しい中で、繰り返しになり

ますけど、少しでも、一歩でも改善できるようなものがあればということで今回、こういった事業を展開しているところでございます。以上でございます。

○西村委員 地域住民へのPRが消防団の方々から望まれた声というのであれば、一つの施策としてやってみるのもいいかもしれませんが、先ほど私が言った、例えば協力体制とか、2人とか3人とかがいっぱいあってもしょうがないので、それを合併していくスキームとか、ほかの事業でもいいんですが、そういうマニュアルづくりみたいなものはあるんでしょうか。

○山之内消防保安課長 消防団の合併、もしそういう話になりますと、今の法律の体系の中では1市町村に1消防団ということで、現在、宮崎でいきますと26市町村ですので26消防団になっています。そういう中で活動しておりますので、今、御指摘のような、その枠を超えてやられるということであれば、新たな法律の整備とか、そういったものも出てくるのではないかとこのように思っております。

○西村委員 今のお話だと、消防団同士が市町村境を越える場合は法律の枠を超えてしまうので、法整備なんかも必要になるということでしょうか。

○山之内消防保安課長 消防団の活動として、提携とか広域連携とか、そういったことでやることは当然可能ですし、実際に隣接といいますか、そういうことでやられるところはあると思います。そういったことを発展充実させていけば、今、委員御指摘のようなことの解決につながるのではないかとこのように思います。

○宮原委員 私もふるさと消防団活性化支援事業について質問させていただきたいんですが、事業概要のところ消防表彰と書いてあるんで

すが、私も消防に入って鍛えられたほうなんですけれども、この表彰のときに、なぜか、常設の消防職員の方が知事表彰を受けられる比率が多くて、消防団のほうが極端に少ないんです。逆に考えると、消防署員は給与をいただいているわけだから、やるのは当たり前。ところが、消防団は仕事を犠牲にされて出ていくんだから、並べるときには消防団が上で常設消防が下ということが当たりの形ですけれども、なぜか、常設消防の消防職員さんが前なんです。人数とすれば、5人いらっしやれば、3人が常設消防、2人が消防団というような感じですので、ここは消防団とすれば、入っていった身からすると「あっちはやって当たり前」というふうに思うんですけれども、この点についてはどうでしょうか。

○山之内消防保安課長 申しわけございません。今、委員御指摘の人数のことは、今、手元にはないんですけれども。おっしゃるように、消防団員というのは、自分の仕事を持ちながら非常に忙しい中で、一事が起これば駆けつけるということで、私どももいつも言っていますけど、自分たちの地域は自分たちで守るという崇高な精神に支えられた、非常に負担の大きいものだということは十分了解しております。常設と消防団、それぞれ役割があると思いますが、消防団というのは、今申し上げましたが、そのようなことで御負担の中で活躍していただいておりますので、私どもも十分そこを理解しながらいろんな事業に当たっておりますし、これからもさらにそれを進めていきたいと思っております。

○宮原委員 私も常設消防の方がいかんと言っているわけではなくて、やっぱり、比率であったら同じような状況がいいのではないかな。どっちが上ということでもないんですよ。ただ、気

持ちからするとそういう部分が議論されたことがないのかというのが1点。

もう1点は、消防大会とか操法大会とか書いてありますが、操法大会は3つの部門で競われるんです。ポンプ車の部、積載車の部、小型ポンプの部の3つでやられるんですけど、なぜか、表彰になるとポンプ車の部だけは宮崎県知事表彰なんです。積載車、小型ポンプは違うんです。知事表彰じゃないんです。優勝旗みたいなものもなかったりするんです。要は、ポンプ車はそこに水路があった場合は使えるんだけど、山の中とかで切り離して持っていかないかん場合は、ポンプだけを持って行ってつけるということで、それぞれ持ち分があるわけで、ただ、ポンプ車のほうが格好いいんですね。格好いいんだけど、格好いいところは知事表彰で、それ以外は知事表彰じゃないというのは納得がいかないんです。あれを見たときに。それこそ、今、西村委員からあったように、先輩から相当こなされるんです。こなされて、そして競って優勝して、いざ並んだときには、片一方は優勝旗が渡って、片一方は小さな紙切れ一枚ということになる。大したお金じゃないと思うんだけど、いろんな事業をされるよりも、活性化のために御検討をいただくと消防団に非常にやる気が起きるんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。答えはいいです。

○山下委員長 今言われたことで、表彰基準に何かそういうのがあるんですか。今、2つあったでしょう。常設消防と消防団との表彰基準の違い。それと、今言われたポンプ車、積載、小型ポンプ、この表彰の仕方というのは何か基準が違うのか。そういうようなことも確認して、わかっただけでいい。

○山之内消防保安課長 それぞれ職種といいますか、ジャンルごとに表彰の区分があるということで、特にその差を設けて云々ということはないと思うんです。それと、表彰人員につきましても、今ちょっと見てみますと、23年度の例でいきますと、消防職員よりも消防団員のほうが表彰者の数は多くなっておりますので、委員御指摘があったように、場面場面でそういうことがあるかもしれませんが、総じて言えばそういうことで、特に消防団員のほうを厚くしているようでございますが、御意見を十分考慮しまして、今後、さらに検討していきたいと思ひます。

○宮原委員 決して消防職員がということではなくて、全体の底上げをせなならんということであれば、多分、消防職員は募集をかければ、なりたいたいという人はいっぱい手が挙がってくる。消防団は募集したって今、数が足りない状況なので、やっぱり多少そこに優遇もしてあげないといかんと思ひますし、ポンプ車と小型ポンプの2つは隔年ごとに全国大会がついているんです。だから地位的にポンプ車が高いのかなと。積載車というのは、県大会までしかなくて全国大会がない。そういう部分があるので、優秀なところは積載車を外してポンプ車に移行するか、小型ポンプに行って全国大会を目指すという、そういう状況になっています。ただ、どれであってもやっていることは一緒ですので、特に差をつけないほうがいいのかなどという思ひがしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鳥飼委員 市町村課長にお尋ねいたします。トータル予算で一般会計75.7%ということで25%減ですね。人事課の場合は退職金のところでかなり減になっているから、人事課もかなり減をしているんですけども、ここで言ひますと、

減になった理由というのは、主としてどんな理解をしていけばいいのでしょうか。市町村合併支援費かなとは思いますが。予算説明資料でいえば87ページにトータルが書いてありまして、23年度当初が20億8,600万、現計が30億で、新年度が22億とあるんですけども。私の思うところは、90ページの市町村合併支援費がかなり減になっているということもあると思うんですが、25%減になった理由というのは。

○鈴木市町村課長 委員のおっしゃるとおり、市町村合併支援費が5億7,000万から2億9,200万ですから、これの事業費が落ちているということ。プラス、去年は地方統一選がございまして、91ページでございまして、昨年11月計で5億8,000万予算を組んでおりまして、ことは5,700万ということで、大きく落ちている。それが大きな要因でございます。

○鳥飼委員 わかりました。

常任委員会資料の8ページ、改善事業「みやぎ新生連携・協働事業」というのがありますが、秘書広報課とも関連があると思うんですけども、事業概要で知事と市町村長の意見交換会とか円卓トークとかあるんですけども、広聴とは全く関係ないということではないでしょうか。

○鈴木市町村課長 これについては、県も秘書広報課が主管しているふれあいトーク等々、いろいろ事業をやっておりまして、これにつきましては、知事と首長と「対話と協働」ということで、連携してやっていこうということで、忌憚ない意見交換をやって県と市町村の連携を進めようという事業でございます。

○鳥飼委員 わかりました。いいことにしておきましょう。

それでは、次に、総務事務センターに1つお

聞きします。予算説明資料96ページの財産管理費の物品管理及び調達事務費1,896万1,000円のところです。物品の管理及び物品の調達に要する経費ということで、物品管理調達事務費が653万円、物品調達システム構築事業が1,243万1,000円ということで、インターネットによる物品調達についてというような御説明がございましたが、もう少し詳しくこの事業を御説明いただきたいと思います。

○花坂総務事務センター課長 物品調達事業関係なんですけど、委員のほうから出ました件につきましては、本年度、平成23年度に新規事業予算といたしまして、6月に提案させていただきまして採択を受けた事業でございまして。これにつきましては、いわゆる随意契約をする物品の購入の部分につきまして、インターネットを利用いたしまして、各業者の方々がうちのほうで購入する物品に応じた見積もり合わせをインターネット上で行っていただくというようなシステムを構築いたしております。これにつきましては、平成23年度債務負担行為といたしまして、24年度にこの額を予算化させていただいたということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。大きい業者さんについては何も言うことはないんですけど、今までは随契でした——例えば国富の中野議員がおっしゃっていたんですけども、地元の業者さんからいろんな物品を調達するというので、地元にお金が落ちていたというのがあるわけです。この事業になったときに、一番最初に言いました地域経済循環システムに——そういう業者さんたちもカバーすることができるのかなど心配するんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○花坂総務事務センター課長 物品調達にかか

わりましては、まず、競争入札参加資格者名簿に登録していただきまして、当方から発注をかけていくということになります。基本的には各地域を優先していただいて、地元の業者から購入していただくということに留意しながら、発注を行っておるところでございます。このシステムができ上がりまして、基本的には、本庁、宮崎を中心とした地域で当初行っていくわけですが、その成果を見ながら、将来的には県全域に広げていければというふうに考えておりますが、その地域性、各出先機関等ございますので、そちらのほうで一番密接する部分、そういったところから業者を選んで発注をかけていくというような方向にいたしたいと考えております。

○鳥飼委員 あとは要望ですけれども、小さいところになるとそれだけ割高になるということもあるわけです。しかし、そこをどう折り合いをつけていくのかというのは難しい問題ではありますけれども、地場の企業といいますか、業者さんたちがそういうような恩恵といいますか、そういう配慮ができるように運用についてもよろしく願いいたしたいと思っております。

続けて、危機管理課にお尋ねいたします。予算書の99ページでいきますと、先ほどの御説明では、4億7,000万、57%の減ということでありましたが、この主たる要因というのはこれかなとは思いますが、御説明いただきたいと思っております。

○金井危機管理課長 委員会資料については6月対比ということでございます。99ページについては11月対比ということ、重ねて説明させていただきますが、昨年度当初とは余りかわりはないんですけれども、昨年の6月に、東日本大震災を受けまして、東日本大震災に対する被害者支援基金というのを立ち上げさせていただきました

きまして、これに5億円程度出ささせていただいております。それと、今度は9月になりまして被災者生活再建支援基金、全国知事会からの統一的な積立金でございますけれども、これにつきまして約10億円ということで、昨年の11月対比でいけば、合わせて15億円程度差ができていくということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。

102ページに県民・企業の防災力強化支援事業というのがあって、委員会資料の12ページに出ています。1,453万4,000円ということで、事業概要がそれぞれ4つほど示されているんですけれども、新規事業とはいうものの、先ほど課長の御説明のように、防災訓練は継続事業ということになると思うんですが、これの予算の大まかな割り振りについて御説明いただきたいと思っております。

○金井危機管理課長 大まかな予算でございますけれども、事業費として、防災意識啓発事業につきましては511万、企業防災力強化支援事業としまして332万、みんなでつくる防災モデル地区育成事業として101万、県総合防災訓練事業としまして508万を予定しておるところであります。

○鳥飼委員 それでは細かくお聞きしますが、防災意識啓発事業511万ということですが、フォーラム、マップ、体験、講演会というふうな事業ですけれども、講演会は何回程度で、講師とかもう決まっているんでしょうか。

○金井危機管理課長 まだ具体的なものは煮詰めておりませんが、今後の予定としては、5月と11月、これに合わせまして講師も派遣していただきまして、津波の災害に遭った講師を派遣していただいてやりたいというふうに考えております。なお、これにつきましては、一応、防

災士ネットワーク並びにNPOでつくっておりますネットワークシステムがございますので、こちらの委託を考慮しておるところでございます。

○鳥飼委員 わかりました。ぜひ、効果的に支出をお願いいたしたいと思います。

次に、消防保安課についてお尋ねいたします。消防保安課は、約18億、470%の増ということのようです。この中身について、資料と予算書でお尋ねしたいんですが、1つは予算書の107ページの航空消防防災推進事業費、これが1億3,018万円が3億9,619万8,000円ということで、3倍になっているんですけれども、その理由についてお尋ねします。

○山之内消防保安課長 防災ヘリにつきまして、一定の時間を飛びますと定期点検が必要だというシステムになっているんですけれども、来年度に2,500時間を迎えるものですから、この2,500時間の点検経費、それと、その点検の期間を大体3カ月ほど見込んでいるんですが、その期間の代替ヘリの借り上げ料、こういったものが2億4,000万余出ております。そういった関係でございます。

○鳥飼委員 もうちょっと詳しく。例えば点検経費がどれぐらいで、ヘリ代替費がどれぐらいになりますか。

○山之内消防保安課長 点検経費が2億1,200万ほどでございます。それと、代替ヘリの借り上げ料が約3,460万ほどでございます。

○鳥飼委員 点検・修理はどこで。福岡に持っていかいろいろあると思うんですけれども。

○山之内消防保安課長 具体的な点検方法というのはこれから検討することになります。というのは、機材を取り扱う業者も少なく、そして、入札をするのか、また運航会社との随契であるのか、ほかの県の例を見てもいろいろござい

ますので、そういったことを踏まえて、今後検討していきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 前回やった経緯があるわけですから、それも生かしてください。

常任委員会資料のほうでお尋ねいたします。14ページの消防学校施設整備事業についてお尋ねします。3,200万円ということになっております。消防学校費が3,100万円ふえているんですけれども、施設整備のところは3,200万ですから、この分がふえたのかなというふうに思うんですけど、消防学校の消防車にしても救急車にしても古くて、これで訓練になるだろうかという車を配置しているわけですね。これについては以前にも、どうにかしてくださいということでお話をしたわけなんですけれども、今回、こうやって入ってくるというのはいいと思うんですけれども、これは新車を入れるということですか。概要を御説明いただきたいと思います。

○山之内消防保安課長 消防ポンプ車をまずかえたいということで、新車の消防ポンプ車をお願いしております。

○鳥飼委員 課長も十分御承知ですけれども、ここの車は物すごく古いんですね。宮崎市で使っていて、もう使わないというのをもらってくる。都城で使わんというのをもらってくる。それを使うということですから。やはり計画的に訓練になるような整備をお願いしたいと思います。

最後に、15ページの新総合防災情報ネットワーク整備事業についてお尋ねいたします。15年経過して、防災行政無線のデジタル化等も必要だということを出ているわけなんですけれども、実施設計を債務負担でやって、24年度から新規なんですけれども、24年度は15億3,998万5,000円ですね。27年度までのトータルでどれぐらいが見込んであるんでしょうか。

○山之内消防保安課長 マックスで78億円程度を見込んでおりますけれども、ただ、これはマックスでございまして、いろいろ使えるもの等もこれから検討しながら、経費は抑えたいと考えております。以上でございます。

○鳥飼委員 そうしますと、債務負担行為ではなくて、それぞれ上げていくということになっているわけですが、それを選んだ理由というのはどんなことになるのでしょうか。

○山之内消防保安課長 数カ年の計画で、特に債務負担を組まなくてもその年度年度で終了していけるような事業の積み重ねということで、特に債務負担の必要がなかったものですから、このような単年度事業を積み重ねております。

○鳥飼委員 わかりました。いずれにしても、これはかなりの経費がかかる事業ですので、しっかりとした精査をお願いしたいというふうに思います。

○宮原委員 常任委員会資料9ページの市町村課の新規事業で、みやざきから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業ということで、補助率を見ると10分の10ですから、全部県のほうでやりますということになるというふうに思うんですけども、1事業300万までということでありますので、市町村が、それぞれいろんなことを考えられるだろうな。支援ですけど、PRも含めてということになると思うんですけど、実際、いろんな要望が上がってきているのでしょうか。

○鈴木市町村課長 これにつきましては、市町村もそれぞれ持ち味を生かしたということで、一応、アンケート調査等を実施しまして、今のところ、13から16がいろんな事業をやりたいと。やり方につきましては、基本的に直営ではなかなか難しいということで、各市町村につきましては、それぞれ実行委員会でありまして、N

POさんを含めた形でやるとか、いろんな形でやるということです。具体的にその経費につきましても、平均しますと300万円程度ということだったので、今回、上限を300万として、10分の10分でこういう支援事業をお願いしているということです。ですから、今からさらにその中を練ってニーズにこたえるような形で支援事業を構築していく必要がございますので、余り制限をかけずに、いろんな取り組みをやっていただいて、これを県は支援していくという事業に仕上げていきたいというふうに考えております。

○宮原委員 あと1点だけ。補助率10分の10ですから、それ以外に市町村なりNPOとかがさらに上乗せをするということは自由でいいのでしょうか。最大が300万までということでしょうか。

○鈴木市町村課長 県が支援する金額は300万円ということですので、上乗せをしているいろんな事業をやりたいということについては、制限はございません。

○星原委員 教えていただきたいんですが、委員会資料の11ページ、県民防災リーダー養成事業で防災士ということで、これまでやってきているわけなんですけど、資格を今、持っている人というのは県内で何名ぐらいだったですか。

○金井危機管理課長 22年度末の県内の防災士数は513名となっております。そのうち283名を県で養成させていただきました。18年度からでございます。さらに、23年度につきましては、防災士の講習によりまして178名の方が合格しておりますので、この全員の方に登録していただければ、513に178を足した数が県内に約700名程度おるという計算になります。

○星原委員 18年度からということで、500名を

超える方が研修を受けているということなんです、日数とか経費とか、そういったものは幾らかかかっているんですか、個人負担みたいなものは。

○金井危機管理課長 この講習が2日間を前期として夏に実施しております。それと後期の研修プラス試験ということで毎年、年度末に実施しております、トータルで4日間やっておりますが、旅費等は除きまして、個人負担としましては、試験を受ける場合3,000円、さらに登録料5,000円ということで、8,000円かかっているというふうに伺っております。県が防災士機構の指定を受けて事業ができるということの認定を受ける前は、1人6万円の負担があったんですけれども、現在、8,000円で済んでおることになります。

○星原委員 今の説明を受けると、8,000円の個人負担があるということなんですね。以前は6万円だったという話だったんですが、現在は8,000円。結局、防災士を取ったことで個人にとってはどういったメリットといたらおかしいんですが、ボランティア的に地域の中あるいは企業の中で活動をやって、あるいは教育委員会ということで学校の先生たちが取る。個人負担がかかる中で、資格を取った人の活動とか評価とか、そういったものはどういうふうにされるんですか。何か特典があるんですか。

○金井危機管理課長 国家試験とかではございませんで、防災士機構が認証するものでございます。その認証というのは、ある程度の知識・技能を持たれた方で、かつ人格並びに地域のリーダーとして活動できるということを認証するというものでございます。これにつきましても、防災士ネットワークというところに加盟していただければ、地域全体で活動できる、お互いに

情報を交換してさらに技量を上げていただいて、自治公民館単位並びに企業単位、学校単位で、防災士としてその意識が高い者ということで認証された方による自主的な活動は期待しております。大きなメリット、個人的なプラスアルファというものはございません。

○星原委員 以前、土木関係なんかの場合は、障がい者を採用したりとか、地域で消防団員になれば、企業の点数を上げたり、そういったものがあつたんですが、この防災士の資格を持った方が入っている企業なんかにとっての恩典というか、メリットみたいなものは全然入っていないんですか。

○金井危機管理課長 これはあくまでも任意的なものでございますので、そういったものが今のところ反映されていないというのも現実でございます。防災士にかなり意識づけをしていただいて、防災対策に御努力いただいておりますが、あくまでも任意的な対応という段階を超えていないというものでございます。

○星原委員 一方で、こういう方々が地域にいるということは、去年の3・11なんかを想定したときには、ある面では地域の方々が頼りにしたりしていただくというふうに思いますし、大きな災害になればなるほど、訓練を受けたり研修を受けた人の知恵とか能力が試される、あるいは判断がいいほうに回るんじゃないかなという感じもするものですから。そういうことを想定したときに、我々の地域でも、日向灘の地震が云々となったときに、そういう訓練を受けた人が今、県内で513名ということでしたが、地域に偏っているとか、中山間地域にいる人たちがどれぐらいいて、防災士として資格を持ったような方たちが県全体に満遍なくいればいいんですが、地域に偏りがあつたりすると、お年寄

りとか障がい者とかいろんな場合が地域の中にあって、あるいはまた災害が起きた時点で、その人たちがどこかに勤めに行っていて地域にいなかったりした場合とか、いろんなことがあるんだろうというふうに想定したときには、地域に満遍なく入っているかとか、あるいは昼と夜のバランスはとれているかとか、そういうところまである部分検証して、少なかったり、あるいはいないところには研修を受けさせるような形で、率先してそういう働きかけとか、いろんなことも必要じゃないかなというふうに思うんですが、そういう議論というか、検討はされたことはないですか。

○金井危機管理課長 現在、少ないところもございませうけれども、全市町村に防災士を持っておられる方がおられます。それに、2年前までは県内4カ所だけで防災士の研修をやっておったんですが、4カ所であれば、延岡でやれば入郷地区とか五ヶ瀬のほうからはなかなか研修を受けに来づらいという面もございまして、委員のおっしゃるとおり、県内満遍なく参加していただくために、今年度から8カ所で実施させていただきまして、遠くは五ヶ瀬でもやらせていただきまして、五ヶ瀬の総務課長以下も受けていたり、地域の住民の方も受けていただいています。なるべくそういう機会が身近で行われるような指導を心がけたいというふうにしまして、またことしもそのような状態でやらせていただきたいというふうに考えておるところであります。

○星原委員 それともう一点、今回、教育委員会等との連携と出ているわけですが、地域によっては一時期、小さい中山間地域の学校なんかでは、女性の先生たちがふえて男性の先生が少なかったりとか、あるいは年齢の問題があったり、

そういったものもあるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺は教育委員会との連携をうまくとりながら養成研修をされているんですか。

○日隈財政課長 済みません。教育委員会なので、私のほうから答弁させていただきます。県立学校については、議会のほうにも機会あって御説明させていただいていると思うんですが、すべての学校に安全担当教職員がおりますので、この職員はすべてこの資格を取るということで、今、危機管理課からありましたこの事業の中で研修に参加しまして、資格取得を目指す。3カ年で配置していきたいというふうに考えています。

星原委員からございました特に義務教、小中学校の問題なんですけれども、ここの部分は予算措置が市町村になります。ですから、今、県教委のほうから各市町村の教育委員会のほうにお願いしております、県立でこういう取り組みをしますということで、前向きに検討をお願いしております、この3カ年でぜひ各学校、取り組みを強化してほしいということやっています。具体的にすべてが成るかどうかというのは市町村の判断ということでありませうけれども、一番弱い立場というか、子供たちに、この前の東日本でも大変犠牲者も出ているというようなことも踏まえて、各市町村とも前向きな検討をされているというふうに聞いております。

○星原委員 最後に、この資格を持った方々の平均年齢、男性でも女性でも多分取れると思いますので、平均的な年齢層はどれぐらいのものなんですか。

○金井危機管理課長 統計的なものを出しておるわけではございませんけれども、トータルの

には50前後だろうというふうに見ております。というのが、若い方も最近多く来ていただきまして、さらに、高齢な方は60以上の方も受けに来られておりまして、特に地区の自治会長さん、これらの方の年齢も大体60ぐらいが多かろうと思います。平均的には50歳ぐらいというふうに考えておるところであります。詳細については調査の上、確認したいと思います。

○甲斐危機管理局長 補足説明させていただきます。私も危機管理課長も、ことし、念願の防災士の試験に合格しました。去年勉強したんですけれども、直前に新燃岳が噴火しまして、試験どころじゃなくなりました。もともと防災士というのは、課長のほうから説明がありましたけれども、18年ぐらいから県のほうで研修を始めたんですけれども、阪神・淡路大震災を踏まえて、防災のリーダーの養成が必要だということで、日本防災士機構というのができました。そして、資格を取るためには研修と試験という2本立てから成ってしまして、県が研修をする前は、全部、東京でその日本防災士機構の研修を受け、そして試験も受けて資格を取るという手続になっておりました。ところが、県としましては、防災リーダーを養成しようということで、研修を開催できる資格を日本防災士機構からいただきまして、それで研修は宮崎で受けられるということになったわけです。ですから、それまでの研修代で、東京に行ったり、先ほど出ました6万とか、そういったお金は必要なくなりました。

宮崎で研修を前期2日間、後期2日間受けまして、そして後期の研修の後で試験があるんですけれども、その試験は日本防災士機構の直轄で行われる試験になってまして、その試験費は日本防災士機構に払っていただく。日本防災

士機構に払う試験代が3,000円、通ったときの登録代が5,000円。ですから、これだけはどうしても本人負担ということになります。そして、毎年、大体100名、今年度が、先ほど出ました170名の合格が出ているんですけれども、自発的に受ける方が多くて、これを受けることによりまして——途中で分厚い本を読んで30回ぐらいレポートを書くのもあるんですけれども——防災知識は本当に身につく。日ごろから何をしなくちゃいけないか、火山とか地震のいろんな歴史とか、そういったものが一通り身につきますので、皆さん、特に大震災を受けまして、自分の身を守る、家族を守るためにはどうすればいいかということで、自発的に受講されておられます。年齢を見てみますと、若い方から年齢の高い方まで。中には私だけじゃなくて、いろんな行政の方、首長さん、県議会議員の関係の方々もおられまして、先ほど出ました役場の総務課長さんなんかも自発的に受けられまして、「本当にいい」と。それから、首長さんにもなるべく受けてもらおうということで、いろんな形でこれはふえていくんじゃないかなと思います。ぜひ、県議会議員の方々も、ちゃんと研修を受けられれば間違いなく試験に通りますので、我が身を守るために、ぜひ受講をお願いしたいと思っております。

○星原委員 局長に詳しくお話しいただきましたが、これは更新というのはあるんですか。ないんですか。一回取れば、それでずっと永久に続くんですか。

○金井危機管理課長 これは認定証でございますので、更新ということはありません。ただ、レベルアップを図っていかないとおくれってきますので、防災士ネットワークに入っていて、定期的に勉強をし合って、新しいというか、

大規模な事案に対応するところの知識・技術を身につけていただくということで進めておるところでございます。以上でございます。

○山下委員長 防災士がつけている制服がありますね。あれは支給されるんですか。自分で買うんですか。

○金井危機管理課長 黄色いのですね。あれにつきましては防災士ネットワーク自体が持っておられまして、そこで活動されるときに着ていただくというものでございます。それとか、地区でも準備されておりまして、見やすい、現場で確認しやすい、防災のリーダーがどこにいるということもわかるようにしていただいております。防災士ネットワークで準備しておりまして、個人配付になっておるんだというふうに考えております。

○前屋敷委員 引き続き、危機管理課長にお願いしたいんですが、予算説明資料102ページの危機管理総合調整推進事業費の3、24時間防災ウォッチ体制運営事業というのがありますが、この内容について御説明ください。

○金井危機管理課長 これにつきましては、県庁の危機管理課と同じフロアに災害監視室というのを設けさせていただきまして、ここで平日の昼間は勤務員がございまして、それが監視しておる状態になりますけれども、夜並びに日曜・祭日、土曜日につきましてはいませんので、そのときは昼間並びに夜ということになりまして、常勤1人——県庁職員の課長補佐以上の方が1人、それと非常勤の職員が1人、これが2人1組となって24時間、気象情報の最新の情報を入れるとか、そのような対応をしておって、もし何かありましたら、すぐに呼び出し系統表にのっかって連絡するということになっております。やはり24時間体制をとっていないと、出

てきて、それから招集をかけるというのでは時間がかかりますので、災害並びに各種警報データの伝達に大きな役割を担っていると思っております。

この予算につきましては、非常勤職員の報酬並びにパソコン、プリンター、これに係る経費が中心でございます。

○前屋敷委員 これは24時間体制で気象情報の監視ということなんですね。

○金井危機管理課長 気象情報だけではなくて、すべての危機管理というふうになっております。前、ミサイルが飛んだ事案とか、休みや夜に大きな事案があった場合、それをいち早く連絡を受けて対応するということになっております。

○前屋敷委員 気象に関しては気象台あたりの情報とは別個に県独自で調査がされるわけですか。気象台と接続してということですか。

○金井危機管理課長 気象台からの情報を私たちも休みの日には見ることはできませんので、そこから警報がいち早く出たのを、すぐその目の前で感知していただく。気象台の情報と直結したシステムをそこにセットさせていただいておりますし、あと、気象台からではなくて、今度は地震とか緊急速報になれば、福岡管区気象台からのものとか、そういうふうになっておりますので、そのような大きな事案、並びに消防庁、東京から直接来る場合もございまして、そういったものの受け皿、並びに早目の伝達体制をとらせていただいております。

○前屋敷委員 それともう一つ、消防保安課でお願いします。107ページの一番下、地域防災力強化促進事業で耐震性の貯水槽の設置など、もろもろ支援が2,300万余ですが、これは、新年度は何自治体が対象になっているのか。中身とあ

わせて。

○山之内消防保安課長 内容につきましては23年度と同様のものを予定していますが、新年度に入りましてから、市町村にいろんな要望調査等をして、市町村の要望等を踏まえて、要望額と予算額を比較しながら決定するというところで、新年度に入ってからということでございます。

○前屋敷委員 各市町村の申請を受けて、この予算の範囲内ということですか。

○山之内消防保安課長 このまま予算を認めていただきますと、この枠があるわけでございます。そこの枠の中で、24年度に入りましてからいろいろ市町村等に連絡しながら、要望調査等をして、どれぐらいの要望が出るのか見きわめながら決定したいというふうに考えております。

○前屋敷委員 申請が多ければ翌年に回すとかいうことになったりするわけですね。どこも震災を受けて常備したり強化したりという計画があるんじゃないかと思うんですけど、予算そのものは昨年度ほとんど変わっていないんですね。

○山之内消防保安課長 予算額につきましては、同額でお願いしているところでございます。御指摘のように、市町村もそれぞれ裏負担部分もございますので、自分のところの整備計画、そういったものと見合わせながら24年度の要望というものを出してくると思いますので、そういったものがどれぐらい出てくるかということで、予算の範囲内でとどまるかどうかも含めて判断することになるかと思えます。

○外山委員 危機管理についてお尋ねというか、確認を。災害があったときに県のほうで災害対策本部を立ち上げますね。そのときに、当該する市町村との関係です。市町村に災害対策本部ができる場合もできない場合もあるでしょうが、

県の災害対策本部と市町村の災害対策本部との関係。要は、県の指揮下に入るのかどうか、そこを確認したい。

○金井危機管理課長 災害につきましては、第一義的には市町村の首長の責任下でやるというのが災害対策法の基本でありまして、おっしゃるとおり、県が市を指揮できるのかということであれば、横並びという感覚を私どもは持っております。ただ、情報は私どものほうが速く、多く持っておりますので、情報伝達を市町村のほうに速く伝えて態勢をとっていただく。それと、私ども危機管理でありますけれども、災害の場合、土木とのつながり、河川課、砂防課とのつながりも多くございまして、それと気象台との連携による警報を発するものもございまして、県から警報を伝達する。それに対して、このようなことが考えられるというものは伝達いたしますけれども、避難指示を出しなさいとか、勧告を出しなさいとか、そういったような指示はすべて市町村の首長の判断ということになっております。

○外山委員 横並びというのがよくわからないんですが、もうちょっと具体的に。

○金井危機管理課長 基本的には、災害対策基本法によれば、そういう裁量権はすべて市町村にございまして、その首長が判断して警報を出す、避難指示・避難勧告、あるいは大きいときには警戒区域を設定するというふうになっておりますけれども、市町村長がやられないときに県知事がやるかということ、それはできません。ただ、市町村が機能を失ったときにかわってやることはありますけれども、現場の責任というのが現場にございまして、市町村と県が上下関係にあるというのは、行政的には今のところないというふうに考えております。

○外山委員 県のほうで、災害が起きたときにこういうことをしなくちゃいけないというのをこの前発表されましたね。あの中には、市町村と県の災害対策本部との関係というのとは何か書いてあるんですか。

○大坪行政経営課長 先日御説明させていただいたのは、県の業務継続計画、BCPというものですが、あれは、市町村にも、それぞれ市町村のBCPを作成していただくようお願いはしたいと思っておりますが、直接の関係はございません。

○外山委員 県の災害対策本部は、市町村に対して情報を流してあげるというところで終わりのかな。

○金井危機管理課長 情報を流して終わりではなくて、私どものほうとしては、一律的な地域防災計画に基づいてやっておりますので、指導をさせていただいて、このような場合にはこういう計画をつくってしっかり備えることがいいですよということを申し上げて、指導するということをやっております。ただ、その指導に指示とか命令権というものは含まれていないというふうに考えております。

○外山委員 微妙ですね。指導はするが、当該の市町村長が全部責任を持つと。非常に微妙だけれども、もう少しはっきりした形がないと、市町村も困るだろうし、県の対策本部も宙ぶらりんになる。何かもうちょっと検討しておく必要があると私は思います。

○甲斐危機管理局長 災害対策本部というのは、先ほど出ましたけれども、災害対策基本法で、大きな災害があったときに、県も、国もそうですけれども、市町村もつくと。それぞれ違う役割があるからこそ、それぞれつくるわけですが、市町村の場合には、避難指示とか勧

告とか市町村の役割がありますし、県としても、広域で起こった場合の調整とか、あるいはいろんな情報収集とか、そういった役割を果たすことになっております。しかし、現場の市町村と県との連携は必要ですから、具体的には、例えば新燃岳にしても、大きな災害が起こったときには、県の出先の職員が市町村の役場に張りつきまして、常にそこで連絡をとり、市町村の状況をとるということになっていきますし、また、うちのほうとしては、例えばテレビ会議を設置しまして、そして顔を見ながら会議をし、そういったふうに連携を保ちながら、組織的には別にしても、そういう形で対応をとっております。

○外山委員 宮崎県の場合は口蹄疫という非常に貴重な経験があるから、そのときに当該の市町村と県との役割分担はうまくいったのかどうか、そういうことを引くくめて検証をして、もう少し具体的に、こういう動き方をするといいのを細かく検討する必要があると思っております、それだけ要望しておきます。

もう一点、県の場合は、災害対策本部を立ち上げるには、地震が来た場合、1.5倍の耐震性が要ると。市町村の場合も同じような規定になっているんですか。1.5倍の耐震性でないといけないということを今、検討しているでしょう。

○柳田総務課長 通常の1.5倍の耐震性能というのは、国土交通省のほうでそういう基準を出しているということで、しなければならないというところまでなっていないんですけれども、できるだけ早くそういう対応をとりなさいという話がありまして、うちの県は今までしていなかったものですから、今、一生懸命やろうとしていくところです。市町村においても、やるところ、やらないところ、それぞれの財政状況とか踏まえながら取り組んでいるところでございます。

○外山委員 ちなみに、宮崎市の場合は取り組む方向なんですか。

○柳田総務課長 申しわけありません。私のほうでは情報を把握しておりません。今やろうとしているのは、電源設備が地下にあるということで、それを上に上げたいという話は聞いておりますけれども、建物のほうについてはまだ情報を得ておりません。

○外山委員 宮崎市は県庁と大体同じような場所。しかも大淀川のそばでしょう。だから、液状化も同じだろうし、耐震性を考えてもどうなのかという気がするから、やっぱり情報をとって、県と連携できるところは、特に宮崎市の場合はする必要があると思いますから、連携をとって情報の交換をお願いします。以上です。

○星原委員 せっかく新規事業で掲げてありますのでお聞きしますが、常任委員会資料10ページの総務事務センターの元気回復推進員研修ということで、この目的を見ると、風通しのよい環境づくりと。私は県庁は風通しがいいところだろうと思っていたんですが、風通しが悪いので元気回復推進員を研修させてやろうという目的どおりの考えでいいですか。

○花坂総務事務センター課長 今回お願いしております事業につきましては、職場風土と申しますか、そういったものが以前と比べて非常にぎこちないといいますか、そういうのがございます。そういった中で、風通しのよい職場をつくって、和やかな雰囲気の中で仕事をして、より効率のいい仕事ができるような雰囲気をつくりたい。あわせて、メンタル的な方々もいらっしゃるかもしれませんので、そういう方をやわらかく包むような職場風土をつくりたいということでございます。

○星原委員 そこで、推進員は23年度、去年選

任された。ことは新規事業として取り組まれるというのは、この1年やってきた中で、新規事業としてやるほうが効果が上がる、そういう判断をされたというふうに受け取っていいということですね。

○花坂総務事務センター課長 この推進員につきましては、23年度に各所属に配置をお願いしております。24年度につきましては、この方々のスキルアップ——レクリエーション能力を上げていただくために、講師の方々に来ていただいて、そういう研修会を実施するという経費を初めて上げたということで、新規事業でお願いしたということでございます。

○星原委員 ぜひ、風通しのいい、職員が健全な職場の中で働きやすい環境をつくっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○金井危機管理課長 先ほどの外山委員のことについて、知事の「指示」の関係でちょっとつけ加えさせていただきます。災害対策基本法によりますと、「都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる」というふうなうたわれておるところであります。ですから、この前の東日本大震災のようなときについては、知事の指示権というのは当然生まれてこようかと思えます。ただ、通常につきましては、「その区域内の市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する」というふうなうたわれておりますので、特段大きな必要があるときに指示が生まれてくるというふうなうたわれておるところでございます。つけ加えさせて

いただきます。

○右松副委員長 2点伺いたいんですが、常任委員会資料12ページの危機管理課のみんなでつくる防災モデル地区育成事業なんですが、県と地域の共同作業として大変いい取り組みだというふうに思っているんですが、24年度事業ですから、来月からスタートということで、具体的な地区選定の目星をつけておられれば教えてもらおうとありがたいと思います。

○金井危機管理課長 具体的なものにつきましては、まだ市町村に説明しておりませんで、今年度中には市町村に説明して、その協力をいただけたところを選定したいというふうに考えております。ただ、やはり沿岸部で地域防災計画なり自主防災組織の組織率の悪いところ、ここを重点的に県からはお願いしたいというふうに考えておるところであります。

○右松副委員長 まさに金井課長がおっしゃるとおり、私もそこを申し上げたかったんですが、先進地として木花地区の島山とか、ああいうところじゃなくて、沿岸部でリスクの高い、なおかつ、かなり難しい地域を選んでいただければ、ほかの地域にとって参考値が高くなると思いますので、ぜひ、そういう方向で進めていただければありがたいと思っております。

もう一点、消防保安課に伺いたいんですが、先ほど、何度か委員のほうから話が出たんですが、消防団の加入促進で広報啓発活動に力を入れられるということで、住民に理解をしてもらうということで大変いい取り組みだと思っているんです。「消防団だより」は発行部数が3,000部となっているんですが、仮に自治会の回覧用とかで回すとすれば、県下で3,000部というのはかなり少ない部数だと思うんですが、どういうふうに活用されていくのか教えてください。

○山之内消防保安課長 先ほど説明しましたように、資料にも書いておりますけれども、一応、発行部数3,000部ということでございます。いろいろ検討しまして、例えばマックス各戸配布云々も検討したんですけど、費用の面とかいろんな問題がございました。そういう中で、ここに書いておりますように、市町村とか消防団・消防本部等関係者、こういったことを考えておまして、例えば自治会につきましては、基本的なDVDをつくりまして、コピーができるようなものを市町村のほうに配付いたしまして、市町村のほうで、いろんな市町村の事情によって活用していただくということで、この3,000部の中で自治会というのは特に考えていないところでございます。

○山下委員長 消防保安課長にお聞きしたいんですが、常任委員会資料15ページの新総合防災情報ネットワーク整備事業。去年の3月11日の東日本大震災のときに、ちょうど議会中でしたから、都城で行事を済ませて、昼からこっちに車で向かっていたんですが、車のテレビ放送を入れていたんです。映像は出ないんですが、ずっと音だけ聞いて来ながら、異常事態が発生したなど。意味がわからなかったんですが、「避難しろ、避難しろ、津波が来る」という情報がずっと流れていまして、県庁に着いたら、まざまざと津波の映像がリアルで出ていたんです。あのときの放映というのは、防災ヘリから流れた放映なのか、それともマスコミ関係が緊急的にヘリを飛ばして、そこから流した映像なのか。

それと、この情報ネットワークの中では、防災ヘリが取材に回る。そして自衛隊機が災害状況を――防災訓練でも自衛隊機が出ていると思うんですが、ネットワークの構築……。教えてほしいんですが、去年の3月11日のあの映像

というのは、どういうネットで流れてきたのか、わかっていれば教えていただくとありがたいんですが。

○山之内消防保安課長 まず1点目でございますが、3・11の映像につきましては、防災ヘリのほうの映像というのはあの時点では全くないわけで、あれはNHK放送で流れた映像でございます。

それから、自衛隊とのネットワークでございますけれども、自衛隊につきましては、自衛隊そのものも持っているんですけど、県との互換性といいますか、共通性、そういったものがございませんので、例えば映像関係とか、そういったものを一緒になって何か協力して流すとか、そういうことは今のシステムではできないということになっております。

○山下委員長 このネットワークの中で、マスコミ関係がヘリをつかまえて飛ばすだろうと思うんです。もし宮崎で発生した場合、その映像がリアル的に可能なかどうか。想定に入っているかどうか。その辺の認識が1つ。

それと、マスコミ関係とこの防災ネットワークの中での情報交換とか、反省点として、マスコミも去年の映像がそれで撮れているんだったら、そういう話の中に入っているかどうか、お聞きしたいと思います。

○山之内消防保安課長 まさに今回お願いしております24年度の防災映像伝送システムは、県内に2カ所ほど鉄塔等を建てまして、どこで災害が起きても、その防災ヘリから――仮に宮崎の近辺で起こった場合には、昨年テレビで見いただきました、ああいう映像がリアルで見られるというシステムをつくりますので、まさにそういった意味では、いろんな情報、それがリアルタイムで見られるということでございます。

マスコミのテレビ映像につきましては、多分、昨年もNHKが独自の放送で流したと思うんですけど、NHKはNHKなりの独自の手法といいますか、そういったもので昨年みたいにテレビで流す。だから、両方の方法があるというふうに考えております。

○山下委員長 新たな防災システムを構築しようというときに、今度の1周年の映像というのが、かなり子細にテレビ放映がなされたと思うんです。現場検証でしょうか。さまざまなマスコミの記者の人たちがさまざまな角度から映像を命がけで撮っておられるんですね。東日本の現場におられた方、そういう人たちとのいろんな連携、情報ネットワークというものも、新たに構築される場合は本当に大事な情報ですから、そこ辺との連携というのを、民間のマスコミ等もぜひ、そういう役割の中に入れていただいて、みんなで協力体制がとれるようなシステムができたらいいかなと思っているんですが、そういう話し合いというのは前向きに考えておられるのでしょうか。

○稲用総務部長 報道関係との連携につきましては、本会議でも御質問をいただきまして、私の方からお答えさせていただきました。今、地域防災計画の中でも、マスコミというのは特定公共機関ということで位置づけていますし、また連携・提携等もしております。ますますこれから啓発等のいわゆる事前の段階、それから災害が発生したとき、そしてその後の復興、その3段階といいたいまいしょうか、そういうことでの報道の役割というのは出てくると思いますので、このシステムでどうかということはまた研究しないとわからないんですが、全体的なこととして、マスコミとの連携強化ということをきちんと図っていく必要があると思っていますの

で、その辺は意識しておきたいと思っております。

○金井危機管理課長 マスコミとの関係につきましては、県と各マスコミとの協定を結んで情報提供をさせていただいております。特に、マスコミ広報につきましては、平常時については防災の啓発・普及をやっていただいておりますし、発生時には、先ほど言われましたとおり、現場の状況、避難指示とかの情報を流していただく。その後につきましては、住民が求めている状況をいただくということになります。

それと、防災計画を今、つくり直しておりますが、その中でも、今回の東日本大震災で反省を受けたのは、航空ヘリの管制でございました。勝手に飛ばれても危ないので、かなりのヘリが入ってきますので、その管制をどこかでやる。ハンドリングを災害対策本部の中の一角に設けるのか、それともどこか別なところがいいのかとかいった問題もございまして、情報収集を含めて、今後検討していきたいというふうに考えておるところであります。

○山下委員長 よろしくお願ひします。

なければ、第2班の質疑を終わりたいと思ひます。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、第2班の質疑をこれで終了したいと思います。

暫時休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時13分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑がすべて終了しましたので、これからは総括質疑を行います。総務部全般について質疑はありませんか。

○鳥飼委員 3点お尋ねしたいと思います。1つは、当初予算案の概要についての1ページに書いてあります「地域経済活性化・防災対策特別枠」の内容等と書いてありますが、公共事業の追加措置とその他の措置ということで、その中に木造住宅耐震化リフォーム支援事業5,000万円、事業規模6億円というのがあります。これは、県議会の議決等もありまして、地域経済に与えるプラスの影響が大きいということでもつくり出された事業だというふうに思っておりますが、事前に御説明をいただいた分になると思うんですけども、昭和56年——建築基準法が改正された以降の建築物については耐震化されているということですね。それ以前については耐震化をされていないので倒壊のおそれがあるということ、耐震診断事業はこれまでもやられてきたわけですけども、これにプラス耐震改修事業を行うということになっているわけです。これは担当課の業務になるんですけども、担当課からどんな説明を受けておられるのかということで、56年以前の建物がどれぐらいあって、どれぐらい耐震工事がされていて、あとどのぐらい残っているのかということの中に、今回やることでこうなりますということなんですけれども、そこについて御説明いただきたいと思ひます。

○日隈財政課長 今、鳥飼委員から御質問あった点、私の説明できる範囲でもう少し詳しく御説明したいと思います。

総務政策常任委員会においても、自由民主党の先生方を初め、各委員の先生方から非常にリフォーム事業についての要請が強うございました。私の方からは、リフォーム事業というのは経済波及効果が高いことは十分わかるのですが、政策的な課題とあわせて検討すべきではないか

というような、甚だ失礼かもしれませんが、そういう意見を申し上げたところです。

実はリフォーム事業については、これも御承知のとおりであります。都道府県でいうと秋田県がやっておりましたけれども、その他の都道府県が追随していないという状況でございます。理由は2～3あるんですけれども、1つは、個人資産であるということで、単純に手を出さないとか、出せないとか、そういった状況があることと、それと単純リフォームの場合には、一定余裕のある方がこの補助事業を何回も利用して、豪華な家に手を入れていかれるという例もありますので、そういった観点から、今後どうするかということをいろいろ検討した次第です。一方、今度の東日本大震災を受けて、担当課——県土整備部の建築住宅課であります——が検討しておりましたのが、市町村がこれまで耐震診断事業というのをやってきていること、それに県も支援して、国の事業も活用しながらやってきているんですが、診断を受けても、その後の耐震というのがなかなか進まないというような状況等も一つの課題として抱えておりました。

現在、耐震診断だけ行った戸数というのが四百数十戸、500ないぐらいというふうに聞いております。そしてまた、対象となる56年以前、今、鳥飼委員からのお話にあったとおりですけれども、建築基準法改正前の木造住宅というのが、県内に大体12万戸を超える戸数があるというふうに聞いております。耐震診断もなかなか行われず、また耐震の構造改修等もなかなか行われていないというのが現状であります。今回の震災を受けて、もし大きい地震等があった場合には、やはり倒壊のおそれもあるし、これは命にかかわることでもあろうということで、先ほど

申し上げました政策的な課題というような位置づけで、命にかかわる分については行政としても何がしか対応していくべきではないかというような検討結果であります。そういった意味から今回の事業に踏み出そうということで、これは知事まで協議いたしまして、そういう整理であれば行こうかということで、これは市町村とも相談してきた次第であります。先ほど申し上げたとおりであります。

県内の幾つかの市町村で既にこの事業について、国の事業を使って市町村単独事業でスタートされているところもあったんですけれども、これの半分を県が出してくれるのであれば、いわゆる地方負担分の半分——先ほど6分の1と説明いたしました、この分の半分、12分の1——を出していただけるのであれば、市町村のほうも半分の負担で済むということも含めて。また各市町村も、今度の東日本大震災を踏まえて、防災対策というのを検討したいというような意向もありまして、それぞれ市町村のほうでも検討していただいて、恐らく全市町村、6月の補正までには何とか対応できるんじゃないかと。今回の2月、3月の当初予算の中に既に織り込んだ市町村もございます。私も直接、延岡市とか都城市のほうとも話しました。やはり同じような悩みを抱えている中に、県がこういう支援事業をやるのであれば、乗っかってやりたいというようなお話もありまして、今回の事業ということになった次第です。

ただ、戸数として、限度額を150万円に対して3分の1の50万円ということで、要するに補助金50万を上限で構えておりますけれども、この計算で400戸ぐらいということで現在考えております。先ほど申し上げました耐震診断が終わったのが四百数十戸、そして今年度この予算が通

りましたら、24年度に緊急的に早く着手される方が数百戸あった場合、恐らく改修事業に出てくるというのが400戸ぐらいで見積り的には考えておけばいいのかなと。それと、限度額で今、計算しておりますので、50万円で済む人とかいうような人がいれば戸数はもう少し伸びるのかなということ等々を考えて、建築住宅課と詰めた結果が400件ぐらいで、県の持ち出しとしてまず5,000万円でやってみよう。その中で市町村の意見もあるであろうし、また、内容等についても、どこまでを対象にするとかいうようなことも含めて、また協議をしていきたいということとでこの事業を踏み出したというところでございます。以上です。

○鳥飼委員 今、御説明があったのは、56年以前の対象住宅は12万戸ということですね。56年以前の建物というのが17万戸ぐらいありましたので、その差については既に耐震工事をしたものだというふうに思います。なかなか進んでいない現状があるわけで、当然それを計画的にやっていくというのは、建築住宅課に主にやっていただくということにはなるんですけど、この部は危機管理局も持っているわけで、そういうところにも目配りをしていく必要があるんじゃないかと思っているんです。今年度、宮崎県の社会資本総合整備計画では平成27年に住宅の耐震化率90%にというような目標もつくって——比率をもう少し引き上げていかないと、地震があったときには間に合わないというのがあります。始めたばかりですから400戸ということなんですけれども、今後、これを伸ばしていく必要があるんじゃないか。リフォーム事業の推進ということにもなりますし、再来年になりますけど、それか補正になるかもしれませんけど、これについて要望をしておきたいと思えます。か

なり努力をしてこういう事業を組んでいただいたことについては評価いたしますけれども、かなりおけているというのが実態ですので、その状況もひとつ押さえていただきたいと思います。

続けて、税務課長にお尋ねいたします。常任委員会資料1ページの県税収入予算について、779億から809億ということになりました。経済状況というのは、補正で説明された状況と新年度というのは余り変わらないのかなと思うんですけども、そこら辺の見通しについてお聞きしたいと思います。

○吉本税務課長 先ほど申し上げましたが、私ども、法人二税につきましては、企業等にアンケート調査を実施しております。そのときに、「今後の業績はどうですか」という問いに対する回答もあわせていただいているんですが、資本金が1億円超とそれ以下の法人に分けて分類してみますと、24年度の収益が「好調見込み」と答えているのが、1億円超の企業が2割、それ以下の企業が1割。「前年並み」と答えているのが、両方とも6割。「悪化する」と答えたのが、1億円超が2割、それ以下が3割というような状況でございます。23年度決算と見て、やはり小さい法人のほうが「悪くなる」というふうに見ているという状態でございます。ですので、県内の経済調査機関でもこの1年間、「県内経済は厳しい状況」とか、「低い水準にある」とかいう表現がずっと続いてきているんですが、民間のほうも引き続きそのような見方にあるんじゃないかというふうに思っております。以上です。

○鳥飼委員 前回お聞きしたときは、法人税については県外が70、県内が30。赤字法人率は県外が30、県内が70というような御説明で、経済状況としては余りよくなならない——県内は1億

円以下のほうがほとんどだと思いますので、かなり厳しいというような評価になるのでしょうか。

○吉本税務課長 県内企業は、全体的には欠損法人等が7割ありますので、厳しい状況が続くというふうに思っていますが、ただ、23年度の決算見込みを見てみますと、県内法人全体でも何%かは税収は伸ばしているわけです。ですので、悪い中でも業績を上げている、頑張っている中小企業もいらっしゃるというふうに思っております。

○鳥飼委員 いつでしたか、星原委員が言われましたけれども、県税収入が900億を超して、もうちょっと上というようなときもあったわけですが、厳しい状況が続いているのは二税のところということになるのでしょうか。

○吉本税務課長 大きな要素はこの法人二税と個人県民税がございまして。税源移譲されて本県の収入の約3割が個人県民税になっています。これが所得の低下によりまして減ってきているという状況にあります。22年度決算では約250億ぐらいあったんですけど、23年度補正見込みでは247億。当初では、増税の影響があるんですけど、255億ぐらいに伸びると。ですので、所得全体は少しずつ低下してきているのが現状でございまして。以上です。

○鳥飼委員 わかりました。厳しい経済状況がありますので、そこらあたりを支援して行って、そういうところがないと雇用の場もふえないし、また税収も上がらないということですから、なかなか厳しいと思いますけれども、トータルとして総務部にお願いしておきたいと思っております。

それから、財務担当の次長にお尋ねしたいと思っております。当初予算案の概要についての4ページに自主財源の状況、6ページに依存財源の状

況というのがございます。そして、基金の現状、基金が24年度末で309億円、公債特会を入れて377億というようなことがあります。そういう状況の中であって今まで運用をする。財政改革推進計画の当初でいきますと、20年ぐらいには基金は枯渇しておったというところが、今は500億ぐらいでずっと伸びてきているというのは、皆さん方の努力と財政課も頑張っていたということ、県民の皆さん方にも協力をしていただいたというのがあると思うんですけども、宮崎県の財政状況についてどのような評価をしておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○岡田総務部次長 大変難しい御質問でございましてけれども、まず、本県の財政力でございまして。0.3ということで、全国で40番目前後ということになっておりまして、そもそもが税収が少ない県である。したがって、何か起これば厳しくなるというような状況で、常に財政改革というのは、計画を立てるか立てないかという瀬戸際にいつも来ていたという状況がまずございまして。それで自主財源が37~38%ということで、それも先ほど言いました財政力の弱さをあらわしているかと思っております。

そのような状況の中で、私、大変心を痛めたのが、22年の口蹄疫の災害でございまして、このときに1,700億ほど歳出化したわけでございます。もちろん1,000億の起債もございましたけれども。これの財源の手当てが果たしてされるかどうかと——総務部長を初め財政課長、国に要望して、何とか特交でもらうことができたということでほっとしたところでございまして。そういう状況の中で、また新たに新燃岳の噴火とか鳥インフルエンザの発生とか、トリプル・ダブルパンチというものを食らったところでございまして。また、大震災の発生。これだけ災害

関係で厳しい状況に置かれて、なおかつ、今、本県が何とか立ち直っておりますのは、第3期財政改革推進計画を認めていただいて、今、それに沿ってやっているおかげではないかと思っております。

財政が大変厳しい状況であるということは御認識いただいているところでございますが、その中でもやらなければならないもの、重点施策していかなければならないものということで、総務部長から御説明があったかと思いますが、3つの重点化がございました。その中で特に知事がやらなきゃいかんというのは、口蹄疫からの復興・再生、疲弊した経済を立て直していかないかんと。それから、災害に対する対策をとっていかないかんということで、今年度、厳しい状況の中ではありますが、50億を何とか用立てたという状況でございます。

本県の財政というのは常に厳しい状況にあるということは皆さん御認識いただいている状況の中で、何とかやりくりをしているというふうに理解しております。以上でございます。

○鳥飼委員 宮崎県の状況を私なりに見てみますと、決して裕福ではない、どちらかといったら貧乏というところですけども、家計のやりくりをしっかりとやって、それなりに健全な状況を保っているというふうなところかなと僕は思っているんですけども、次長、こういう意見に対してはどうですか。

○岡田総務部次長 先ほど申し上げましたけれども、本当にやりくりをやらなければ——やりくりといいましても、満遍なくどの事業でも予算をつけていくというわけではなくて、重点化を図っていくということ。委員の皆様方からいろいろ御要望のありました耐震化の関係には、防災対策という関連からつけていかなきゃいか

ん。いろんな意見を聞きながらやりくりをしてやっていくという鳥飼委員の御意見のとおりではないかと思っております。財源の確保にも今、いろいろ働きかけをしたり、新しいものをつくったりしております。税収の確保にも税務課長が筆頭になってやっておりますので、何とかかんとかやりくりをして、財政改革推進計画に沿った形で進めていければと考えております。以上でございます。

○前屋敷委員 ちょっと細かなことになりましたが、人事課でお願いいたします。人事調整費ですけれども、人件費などにかかわってのことですが、1の非常勤職員の雇用の予算ですが、前年より若干ふえているようにあるんですが、人数はどの程度見込んでおられますか。

○桑山人事課長 非常勤職員数につきましては、24年度当初予算も23年度と同様、56という任用数を考えております。ただ、その積算の中に共済費等含まれておりますので、若干そういう部分において予算が増額になっているということでございます。

○前屋敷委員 あわせて、臨時職員の数あたりはどんなですか。

○桑山人事課長 説明欄の3のところには代替臨時職員の雇用の関係は載せておりますが、予算額が5,566万4,000円ということで、前年度の当初と比べますと497万6,000円の減となっております。これにつきましては、昨年度は、月数にして400カ月で上げておりましたが、補正の際にも減額を行いました。本年度の最終補正が307月という状況にございました。約75%の執行状況ということでございます。そういう状況でありますので、今回の当初では、362月ということで1割程度削減した枠で組ませていただいているところでございます。

○前屋敷委員 人件費の件で税務課長にお願いしたいんですけども、税務課の職員の人件費を見てみますと、昨年度と比較すると8名少なく配置されているんですね。その前の年も11名ほど少なかったりしているんですけども、こういう状況で仕事量といいますか、かなりハードだと思うんですが、こなせるのかどうか、その辺のところの削減の理由を。

○吉本税務課長 この職員数の減というのは、定数ではございませんで、いわゆる過員配置という定数外の配置の方々の数が入ってきております。減少というのは、定数外の減少ですので、本来ならば定数内で頑張るという形でやっております。ただ、去年は、事件が1件ありまして、正職員が退職したということもあるんですけども、限られた人員で一生懸命頑張ると。賦課徴収も適正に行うというのが我々の使命ですので、与えられた範囲で一生懸命、間違いなくやっていきたいというふうに思っています。以上です。

○前屋敷委員 ちょっと理解が私もいかなんですが、定数外というところになるんですか。

○吉本税務課長 職員定数というのが組織で決まっています、それプラスアルファの人たちが実際にいるわけです。その人たちが県税事務所にいらっしゃって、その方々が定数の中に入っていくって職員数が減っているという状態でございます。ですので、純粋に100人いる定数が90人になるとか、そういう話ではございません。以上でございます。

○前屋敷委員 実質、人数が減っているという点では、職務をこなすのはなかなか——今、頑張るといってお話でしたけど——大変かなというふうに思うんですけど、そのところは、今、そ

れこそメンタルの問題もかなり出てきている状況もありますので、そういったところも十分加味してといいますか、配慮のある仕方をやらなきゃならないと思っていますので、そのところは十分気をつけていただきたいというふうに思います。

あわせて、歳出予算説明資料83ページの自主納税の推進費の(2)のウの軽油引取税の報償金ですが、昨年度とすると500万ぐらい少なくなっているんですけど、この中身について。

○吉本税務課長 軽油引取税徴収取扱費報償金につきましては、説明のときに申し上げましたが、軽油引取税の納付額の2.5%を報償金として交付しております。ですので、軽油引取税額が少なくなれば報償金額も少なくなってくるという連動したものでございます。

参考までに、この軽油引取税徴収取扱費報償金といいますのは、軽油引取税というのは、元売業者とか特約業者がガソリンスタンドに入れたときに特別徴収義務者として県に納付してもらいます。最終的にはガソリンスタンドから消費者が買ったときに負担していくんですけども、特徴者は軽油が売れる前に既に自分のところでお金を調達して納付していただいているわけです。ですので、売掛金としてスタンドに卸して、スタンドは、軽油を売ったときに消費者から軽油引取税をオンして、もらうということです。そういう売掛金の回収期間がかなりの時間を要しますので、これは昭和48年からの制度でございます、48年のときは1%でしたけれども、ずっと全国でこういう取り扱いになっているということでございます。以上です。

○前屋敷委員 取引そのものが少なくなったということですね。今の経済状況も反映しているところでしょうか——とも言えないんですか。

○吉本税務課長 経済全体、マクロの分析はしていませんが、一方で省エネと申しますか、ガソリン自動車もそうですけれども、燃費のいいディーゼル車とか、そういうものが出回ってきておりますので、消費は減っているのではないかというふうに思っています。

○宮原委員 危機管理上のことで総括的に質問させていただきますが、県が持っている防災ヘリ、たしか空港に駐機していると思うんですけれども、仮に津波でも来たときには使えなくなるんじゃないかというふうに思うんですが、県として今後、津波が想定されるわけですから、空港が果たして安全な場所なのかということになると思うんですが、仮に夜間に津波でも来たら飛べないという話ですね。夜間はどこかへ置いておいて、昼間そちらに置くとか、何かそういうような考えは持っていらっしゃるのかをお聞きかせたいと思います。

○山之内消防保安課長 確かに御指摘のとおり、そういう災害時にヘリをどうするのかということでもいろいろ考えているんですが、昼間いろんな情報が入りまして、すぐにヘリを飛ばして津波から安全な場所に移すということで、今の案でいきますと、例えば鹿児島島をお願いして向こうの空港をお願いするとか、いろいろ制約はあるかもしれませんが、自衛隊のほうをお願いするとか、いろんなところを検討しているところでございます。そういうことで、昼間はいいんですけれども、夜間時になりますと、なかなか夜間に飛ぶこともできませんので、その辺については何か検討ができるのか、ちょっと悩ましい問題というふうに認識しております。

○宮原委員 言いたいのは、県外に持っていかとかということではなくて、標高が20メートルとかというところに仮の中継基地みたいなのが

ないと、夜間だからといって津波をかぶりましたじゃ始まらないと思うんです。やっぱり危機管理というのを考えると、防災ヘリが津波をかぶっちゃったじゃ始まらないというふうになるので、今回、何らかの形でそういった形が出てこないか、危機管理で片一方では庁舎もつくりませんかといながら、防災ヘリはどこにあるんですかといったら、津波がかぶる場所に置いてありますじゃ始まらないのかなという気がしたんで、そのあたりについての考えだったんです。

○山之内消防保安課長 確かに御指摘のとおりでありまして、私たちも問題意識を持って協議しております。理想的なのは、物理的に飛べない時間帯には、何があっても安全な場所にいつも移しかえておくとか、究極的にはそういったことが一番安全なわけですけれども、ただ、現実どこまでできるのか。今後の課題としていろいろ検討してみたいと思います。

○宮原委員 どこかのドクターヘリを見せていただいたときに——長野県の佐久だったと思うんですけど——丘の上みたいなところで給油して、そして病院の上に置いておく。いざとなったときにはそちらに持っていくというような話を聞いたので、やっぱり空港が一番便利がいいということはわかるんですけど、いざというときのための対応というのはされておいたほうが……。皆さんが周りに来られないような、空き地のようなところでそれなりのところがあれば大丈夫だと思います。今回も3億近くお金をかけて2,500時間で整備をするわけですから、ちょっとしたことでその場所は確保できると思うので、そのあたりについては検討しておっていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○山下委員長 なければ質疑を終わって、その他で何かありませんか。なければ総務部の審査を終わりたいと思います。

執行部の皆さん、長時間ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時45分休憩

午後 3 時47分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

あしたの日程についてですが、午前10時から県民政策部の審査を行うことといたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 本日は以上で終了いたします。

午後 3 時47分散会

午前10時0分再開

出席委員（8人）

委 員 長	山 下 博 三
副 委 員 長	右 松 隆 央
委 員	外 山 三 博
委 員	星 原 透
委 員	宮 原 義 久
委 員	西 村 賢
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県 民 政 策 部 長	渡 邊 亮 一
県 民 政 策 部 次 長 （ 政 策 担 当 ）	緒 方 哲
県 民 政 策 部 次 長 （ 県 民 生 活 担 当 ）	城 野 豊 隆
部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長	茂 雄 二
秘 書 広 報 課 長	甲 斐 正 文
統 計 調 査 課 長	大 野 保 郎
総 合 交 通 課 長	中 田 哲 朗
中 山 間 ・ 地 域 政 策 課 長	福 田 直
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長	大 脇 泰 弘
文 化 文 教 ・ 国 際 課 長	日 高 正 憲
人 権 同 和 対 策 課 長	吉 田 正 彦
情 報 政 策 課 長	長 倉 芳 照
副 参 事 （ 記 紀 編 さん 記 念 事 業 担 当 ）	大 西 祐 二
広 報 企 画 監	松 岡 弘 高

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹	馬 場 輝 夫
議 事 課 主 査	花 畑 修 一

○山下委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○渡邊県民政策部長 おはようございます。県民政策部でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今回提案しております議案につきまして、概要を御説明いたします。

今回、県民政策部からお願いしております議案は、議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計予算」外、合計7件でございます。

お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。県民政策部の平成24年度一般会計当初予算額でございますが、129億7,659万5,000円でございます。23年度6月補正後（肉付け予算）と比較しまして11億6,319万2,000円の増、率にしまして9.8%の増となったところでございます。

また、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては、1億3,518万4,000円となりまして、前年度6月補正後（肉付け予算）と比較しまして8,003万円の減、率にしまして約37.2%の減となったところでございます。

次に、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。これは、平成24年度県民政策部の事業を県の24年度重点施策に関連するものについて整理したものでございます。平成24年度の県の重点施策につきましては、「産業・雇用づく

り、「安全・安心なくらしづくり」、「地域を支える人材づくり」の3つを設定しておりますが、県民政策部では、2ページにあります産業・雇用づくりとして6事業、3ページから4ページの頭にかけてあります安全・安心なくらしづくりとして8事業を計上したところがございます。また、5ページから7ページにかけましては、宮崎県総合計画アクションプランの重点施策に基づきまして事業を整理しております。

目次にお戻りいただきまして、特別議案としまして、議案第24号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第29号「みやざき芸術文化振興基金条例」、議案第34号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」、議案第35号「宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」、議案第54号「みやざき男女共同参画プランの変更について」、御審議をお願いいたします。

以上が、議案の概要でございますが、詳細は担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

最後に、その他の報告事項として2件の報告事項がございます。これについては、後ほど担当課長より御説明させていただきます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○山下委員長 議案の概要説明が終了いたしました。引き続き説明をお願いしますが、数課ごとに班分けをして説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたします。執行部の皆さん方の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔にお願ひいたします。

○茂総合政策課長 総合政策課でございます。まず、当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の1ページをお開きください。総合政策課の平成24年度一般会計当初予算額は、9億2,451万3,000円でございます。23年度6月補正後と比較いたしまして4,611万9,000円の増、率にいたしまして約5.3%の増となっております。また、開発事業特別資金特別会計につきましては、1億3,518万4,000円でございます。平成23年度6月補正後と比較いたしまして8,003万円の減、率にいたしまして約37.2%の減となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして御説明いたします。

お手元の平成24年度歳出予算説明資料の13ページをお願いいたします。(事項)連絡調整費2,085万2,000円であります。これは、新たな政策立案のための政策調整研究費や部の連絡調整に要する経費であります。

次に、(事項)総合企画調整費1,416万4,000円あります。これは、庁内の総合調整等を行いますとともに、国等の関係行政機関や全国知事会等との協議調整等に要する経費であります。

次に、(事項)地方分権促進費4,698万5,000円あります。これは、県内におきます地方分権の確立あるいは隣県との広域連携の推進に要する経費であります。

14ページをお願いいたします。(3)㊦市町村広域連携体制整備支援事業につきましては、市町村間の連携を推進するために広域連合の設立に向けた支援等を行い、権限移譲の促進を図るものであります。

次に、(事項)県外事務所費7,654万3,000円あります。これは、東京、大阪、福岡の3つの県外事務所におきます各種の活動及び施設の維持管理等に要する経費であります。

次に、(事項)高等教育整備促進費240万円で

あります。これは、県内の高等教育機関の連携組織であります高等教育コンソーシアムみやぎの活動を支援いたしまして、魅力ある高等教育環境づくりを促進するものであります。

次に、(事項) 県計画総合推進費 1 億 3,720 万 9,000 円であります。これは、総合計画の着実な推進及び政策課題に関します調査・検討等に要する経費であります。

それから、2 の㊦「みやぎ元気!“地産地消”県民運動」推進事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

続きまして 15 ページをお願いいたします。3 の㊦県民とともに築く明日のみやぎづくり拠点整備事業につきましても、後ほど委員会資料で御説明いたします。それから、4 の㊦東日本大震災復興活動支援事業についてであります。これは、昨年 6 月の補正予算で造成をいたしました「東日本大震災被災者等支援基金」を活用いたしまして、被災地の復興支援活動について公募を行い、民間の活動を支援することによりまして、行政では対応が難しい被災地のニーズに対応した復興の取り組みを支援するものでございます。それから、7 の㊦「神話のふるさとみやぎ温故知新ものがたり」スタートアップ事業につきましては、これも後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項) 地域科学技術振興費 1,821 万 7,000 円あります。これは、本県の産業科学技術振興に要する経費であります。3 の東九州地域医療産業研究開発拠点づくり事業につきましては、県北地域を中心に進めております東九州メディカルバレー構想に関連いたしまして、延岡市と共同で宮崎大学医学部の寄附講座を造成いたしまして、将来の産業に結びつくような血液・血管に関する研究等を進めるものであります。寄

附講座はことし 2 月に開設されたところでありますが、県北地域における研究拠点の設置は 4 月を予定しておりまして、現在その準備を進めているところであります。

次に、(事項) エネルギー対策推進費 1,125 万円あります。これはエネルギー対策の推進に要する経費であります。2 の㊦宮崎発ソーラーエネルギー実証モデル推進事業につきましては、後ほど出てまいります開発事業特別資金を活用いたしまして、省エネや新エネルギーの導入拡大に関する実証試験等につきまして公募を行い、県内におけるエネルギーの地産地消の推進を図るものであります。例えば食料品製造業などにおきましては、熱を多く使うわけですが、これらには太陽熱を利用いたしまして、電力が必要なところについては太陽光発電を利用することにより、できる限り化石燃料に頼らない仕組みについて、コスト等も含めて検討する、そのための実証を行うといったことを想定しているものであります。

一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、16 ページをお願いいたします。開発事業特別資金特別会計であります。この特別会計は九州電力からの株式配当金を主な財源といたしております。このうち、(事項) 繰出金の 1 億 3,500 万円あります。これは、一般会計に資金を繰り出しまして、環境森林部所管の太陽光発電システム導入促進事業に 1 億円、同じく、環境森林部所管の環境保全の森整備事業に 1,500 万円、それから、農政水産部所管の㊦小水力発電等農村地域導入支援事業に 1,000 万円、さらには、当課で所管しております㊦宮崎発ソーラーエネルギー実証モデル推進事業に 1,000 万円を充当するものであります。

特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、主な新規・重点事業につきまして御説明いたします。

総務政策常任委員会資料の8ページをお願いいたします。

まず、㊦「みやざき元気！“地産地消”県民運動」推進事業についてであります。

1の事業目的ですが、本県農林水産業の消費拡大あるいは県産品の購入促進など、広い意味での地産地消を「みやざき元気！“地産地消”県民運動」といたしまして展開し、県内の消費需要等の喚起・拡大による本県経済の活性化を図るものであります。

次に、2の事業概要でございますが、運動の推進に当たりましては、「知る、使う、広げる」を基本理念といたしまして、県、市町村を初め、民間団体、事業者、県民が一体となりまして取り組む県民総力戦として行うことといたしております。このため、今月下旬に、県、経済団体等で構成いたします推進会議を立ち上げまして、この運動の重要性について周知を図りますとともに、県だけではなく民間側にも事務局を設けまして、幅広い地産地消の取り組みを展開するものであります。

3の事業費につきましては、610万円を見込んでいます。

次に、10ページをお願いいたします。㊦県民とともに築く明日のみやざきづくり拠点整備事業についてであります。

この事業につきましては、1の事業目的に記載してありますとおり、20年後を見据えたあすの宮崎づくりのためには、地域づくりや人材の育成、産業づくりなどさまざまな場面で、行政、民間団体、県民等が連携して取り組んでいくことが必要でありますので、連携・協働の拠点を設けまして、意識の醸成あるいは具体的活動の

支援促進を図ろうとするものであります。

具体的には、2の事業概要に記載してありますとおり、まず、拠点施設を設けまして、その中に、相談対応の場あるいは会議室等として利用できる活動の場を設けまして、相談への対応、あるいはさまざまな活動に取り組む団体からの連絡調整、情報発信等を行うものであります。場所といたしましては、宮崎駅西口のK I T E Nの一室を想定いたしております。また、このような拠点施設を利用いたしまして、地域づくり、子育て、環境保全など、さまざまな課題に対しまして、官民が一緒になって課題解決に取り組んでいく環境づくりを進めてまいります。こうした環境づくりを進める中で、県民や団体等が主体的に参加する意識の醸成、さらにはネットワークの構築など、団体や人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。なお、拠点施設の運営につきましては、公募を行いまして、全県的に地域づくりを行っている団体等に委託したいと考えております。

事業費といたしましては、施設を運営してさまざまな活動を行う事業の委託費などといたしまして、2,500万円を想定しております。

次に、12ページをお願いいたします。㊦「神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり」スタートアップ事業であります。

まず、1の事業目的であります。平成24年が古事記編さん1300年、また、平成32年が日本書紀編さん1300年という歴史の大きな節目をとらえまして、「神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり」をコンセプトにいたしまして、記紀編さん1300年記念事業を展開していこうというものであります。日向神話や伝説、史跡など宮崎の宝を再認識いたしますとともに、その磨き上げや情報発信等を行うことによりまして、

地域の活性化や将来の県づくりなどにつなげていきたいと考えております。

次に、事業概要でございますが、まず、(1)の推進協議会の運営にありますとおり、各種事業を一体的・総合的に推進するための組織といたしまして、このたび、県、市町村、経済民間団体、マスコミ等、79の団体によります推進協議会を立ち上げたところであり、その運営を行うことといたしております。この推進協議会におきましては、各種団体が実施いたします記紀編さん1300年記念事業の取りまとめ、あるいは情報共有化、事業連携の調整などを行うことといたしております。また、協議会の中には企画運営委員会を設置することにいたしておりますが、総会や企画運営委員会の運営等も行いたいというふうに考えております。

なお、(2)の各イベントの実施と情報発信にありますように、古事記編さん1300年をテーマといたしまして、神話ゆかりの地域で開催されます祭り・行事とジョイントした記念イベント、あるいは県内の主な神楽を集めた神楽イベントの開催など、核となるイベントを実施いたしますとともに、神話や伝説など本県の魅力を県内外に対しまして強力にアピールしていきたいと考えております。

3の事業費でございますが、推進協議会の運営等に係ります経費、核となりますイベント実施と情報発信に係る経費、合わせて5,000万円を見込んでおります。

なお、13ページの参考の1にお示ししてありますとおり、この事業のほかにも、県の各部局等におきまして、古事記編さん1300年関連の取り組みといたしましてごらんのような各種事業を予定しております。また、2には事業推進体制のイメージ図をお示ししているところであり

ます。

当初予算につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○甲斐秘書広報課長 秘書広報課の当初予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の総務政策常任委員会資料の1ページをお願いいたします。秘書広報課の平成24年度一般会計当初予算額は、4億2,424万6,000円でございます。平成23年度6月補正後と比較いたしまして142万1,000円の減、率にしまして約0.3%の減となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の19ページをお願いいたします。(事項)秘書業務費2,062万9,000円でございます。これは、知事、副知事の活動経費や秘書業務などに要する事務的経費でございます。

次に、(事項)広報活動費2億833万9,000円でございます。これは、各種の広報媒体を活用いたしました県の重点施策など、県政全般の広報活動に要する経費でございます。

説明の欄でございますが、まず、1の印刷広報事業4,722万1,000円でございますが、これは、県の広報紙である「県広報みやざき」を年6回、1回につき36万部作成いたしまして、市町村の自治会組織などを通じて県民の皆様配布するものでございます。3の新聞広報事業7,179万5,000円でございますが、これは、いわゆる新聞広告という形で、随時、県の重点施策等県政に関する情報提供を行いますとともに、毎月2回、「県政けいじばん」というコーナーで県からのお知らせを掲載するものでございます。4のテレビ・ラジオ放送事業7,104万1,000円でございますが、これは、テレビ2局とラジオ2局で

県政番組の制作・放送を行うものでございます。
6の県ホームページ情報発信事業1,163万1,000円でございますが、これは、県ホームページの作成・更新及びその維持管理を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。(事項) 広聴活動費292万円でございます。これは、県民の皆様の御意見を県政に反映させるために、知事と県民の皆様が直接意見交換を行う「知事とのふれあいフォーラム」を開催するとともに、電話やメール等による「県民の声」事業などを実施するための経費でございます。

最後に、(事項) 県政相談費435万1,000円でございます。これは、県庁本館の県民室のほか、各総合庁舎や西臼杵支庁に合計で10カ所設置しております県政相談室の運営のための経費でございます。

秘書広報課は以上でございます。

○大野統計調査課長 統計調査課の当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の1ページをお開きください。統計調査課の平成24年度一般会計当初予算額は、3億7,587万7,000円でございます。平成23年度6月補正後と比較いたしまして1,727万5,000円の増となり、率にしまして約4.8%の増となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。お手元の平成24年度歳出予算説明資料の24ページをお開きください。(事項) 就業構造基本調査費4,220万9,000円でございます。これは、国の委託を受けまして5年ごとに行っている調査でありまして、次のページの説明欄にありますように、全国と地域別の就業構造に関する基礎資料を得るため、国民の就業について、雇用形態や収入などの実態を把握するもの

であります。

次に、(事項) 県物資流通統計調査費165万2,000円でございます。これは、次の説明欄にありますように、県内の事業所における生産物について、その需給状況とともに、本県と他県や外国との間の取引状況を明らかにして、本県の産業連関表を作成する基礎資料となるものです。

次の、26ページの一番下にあります新規事業でございますが、これについては、お手元の総務政策常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料にお戻りいただいて14ページをお開きください。新規事業の県民共有・確かな統計基盤づくり事業についてであります。

1の事業目的にありますように、県の政策形成や政策評価の質を高めるとともに、県民のさまざまな社会経済活動を支援していくため、統計情報の利活用の推進を図りながら、精度の高い統計調査のための環境基盤づくりを総合的に展開するものであります。

2の事業概要であります。大きく2つの観点から取り組んでいくものでありまして、1つ目の(1)の統計情報利活用推進という観点からは、①にありますように、統計情報を県民の方々が真に共有できるようにするため、統計情報にどなたでもわかりやすく、また容易にアクセスできますよう、その中核となる統計情報データベースを再構築してまいります。また、②にありますように、政策形成や県民活動の支援の仕組みづくりにつながるよう、統計情報の評価分析アドバイザー制度を導入し、また、統計セミナーなどによりまして統計利活用ノウハウを積極的に提供してまいります。

2つ目の(2)の精度の高い統計調査のための環境基盤づくりの観点からは、①の統計普及・啓発として、統計データフェアみやぎの開催

などを行い、②の統計教育の推進として、親子統計グラフ教室やグラフコンクールなどを行います。さらに、③の統計調査の担い手づくりとして、統計調査員などの研修の拡充などに取り組むこととしております。

最後に、事業費ですが、3にありますように、534万3,000円をお願いしております。

統計調査課は以上でございます。

○中田総合交通課長 総合交通課の当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の1ページをお開きください。総合交通課の平成24年度の当初予算額は、総額で7億5,755万4,000円でございます。平成23年度6月補正後と比較いたしますと4,183万8,000円の増、率にいたしますと約5.8%の増となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして御説明いたします。

お手元の平成24年度歳出予算説明資料の29ページをお開きください。(事項)広域交通ネットワーク推進費1億1,363万円です。これは、交通基盤の整備や輸送機能の強化を行い、国内外の広域的な交通ネットワークの形成に要する経費でございます。このうち、まず、説明欄の1、陸上輸送網整備事業の(3)南宮崎駅バリアフリー化設備整備費補助事業についてです。昨年11月の常任委員会で御報告いたしましたとおり、南宮崎駅のバリアフリー化につきましては、工法の変更に伴い2期に分けて工事を行うこととなりました。今回、その第2期分として2,550万円をお願いするものであります。

次の新規事業の(4)都城駅バリア解消促進等補助事業及び(5)地域鉄道活性化支援事業につきましては、後ほど別冊の常任委員会資料

で御説明いたします。

また、3の物流・海上輸送対策事業の(2)宮崎県物流効率化支援事業につきましても、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)地域交通ネットワーク推進費2億9,930万7,000円です。これは、地域住民の日常の生活交通手段でありますバスや離島航路といった公共輸送サービスの確保に要する経費であります。このうち、説明欄の1、地方バス路線等運行維持対策事業2億6,725万9,000円ですが、これは、県内のバス路線が、利用者の減少等によりその維持が大変厳しい状況にありますことから、国や市町村と連携しながら、地域住民の生活に必要なバス路線の維持・確保を図るため、運行費等の補助を行うものであります。

次に、30ページをごらんください。2の未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造事業1,832万2,000円です。これは、地域の公共交通機関の現状や問題点、その解決策などについて、県と市町村が合同で調査研究を行いますとともに、デマンド方式によるコミュニティバスの運行など、新しい地域公共交通に係る実証実験等を行う市町村を支援し、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの確立を図るものであります。

次に、3の新規事業、地域公共交通チャレンジ支援事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)航空交通ネットワーク推進費8,368万円です。これは、本県の経済活動や観光誘客などにとって重要な基盤であります宮崎空港の国内線・国際線の航空ネットワークの維持充実を図るものであります。国際線につきましては、ソウル線及び台北線への運航支

援のほか、団体での利用や児童生徒の修学旅行等での利用を助成いたしますとともに、利用促進キャンペーンやメディアを通したPR等を行うこととしております。また、国内線につきましては、航空会社と連携してキャンペーンやPRなどを行い、利用促進に取り組むこととしております。

最後に、(事項) 高千穂線鉄道施設整理基金事業費1億6,369万8,000円であります。これは、旧高千穂線の不用施設の撤去に要する経費でありまして、平成22年度に決定いたしました積み立て計画及び撤去計画に基づきまして、平成24年度も、県と沿線自治体合わせまして約1億1,100万円の基金積み立てを行いますとともに、施設の撤去に係る沿線自治体の補助として5,258万1,000円を予定しているところであります。

続きまして、主な新規・重点事項について御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の15ページをお願いいたします。まず、新規事業の都城駅バリア解消促進等補助事業であります。都城駅は、1日当たりの乗降客数が約2,200人と、県内で5番目に利用者の多い駅であります。しかしながら、ホーム間が地下道でつながれており、エレベーター等の施設がなく、バリアフリー化されていない状況にあります。このため、1の事業目的にありますとおり、JR九州が、国の地域公共交通バリア解消促進等事業を利用して実施いたします、都城駅のバリアフリー化整備を支援することによりまして、鉄道を利用する高齢者、障がい者等の利便性・安全性の向上を図るものであります。

2の事業概要であります。16ページに現時点での簡単な整備案を添付しておりますけれども、

都城駅に、ホーム間跨線橋、エレベーター、多目的トイレ、誘導・警告タイルなどを設置いたしましてバリアフリー化を図るもので、総事業費は、(2)にありますとおり、3億700万、補助率は6分の1以内であります。事業費は5,120万円であります。

次に、17ページをお開きください。新規事業の地域鉄道活性化支援事業であります。

1の事業目的にありますとおり、吉都線開業100周年記念事業や、日南線観光列車「海幸山幸」の平日臨時運行及び「海幸山幸」を活用した日南線活性化事業への支援を行うことにより、県内鉄道の活性化を図るものであります。

2の事業概要であります。まず、(1)につきましては、平成24年から25年にかけて開業100周年を迎えますJR吉都線の開業記念事業を実施する団体に対し、補助を行うものであります。次に、(2)及び(3)につきましては、従来から行っている事業であります。JR日南線のさらなる活性化を促進するため、観光列車「海幸山幸」の平日臨時運行支援事業を行う団体や、駅での特産品販売、沿線の環境美化など、「海幸山幸」を活用した日南線活性化事業を行う沿線自治体に対し、補助を行うものであります。

事業費は、409万1,000円であります。

次に、18ページをごらんください。宮崎県物流効率化支援事業であります。この事業は、1の事業目的にありますとおり、陸上トラック輸送から県内港発着の海上定期航路や延岡駅発着の貨物列車にシフトした貨物、また、企業立地等により新たに発生した貨物でこれらの輸送機関を利用するものに対して補助を行うことによりまして、荷寄せを促進しようとするもので、平成21年度から実施しているものであります。

次に、2の事業の概要についてであります。

補助対象者は、荷主及び運送事業者としております。補助額につきましては、年度内の任意の6カ月間内に輸送した貨物の輸送量に応じた額で、1申請当たりの補助上限額は1,000万円であります。また、効果的な荷寄せを行うため、これまでの大口割り増しに加え、平成24年度から新たに下り荷割り増しを設け、恒常的に不足しておりますいわゆる下り荷の確保に努めてまいりたいと考えております。

事業費は、2,461万円であります。

次に、19ページをごらんください。新規事業の地域公共交通チャレンジ支援事業であります。

この事業は、1の事業目的にありますとおり、マイカーの普及や人口減少などにより、地域の公共交通は大変厳しい状況にありますことから、子供から大人まで公共交通に興味を持ち、利用してもらえるような取り組みを促進することによりまして、地域公共交通の維持充実を図ろうとするものであります。

2の事業概要であります。まず、(1)の公共交通のサービス向上モデル社会実験等支援事業は、例えば、特定日は子供料金を無料にするなどの、交通事業者が取り組む新たなサービス向上あるいは利用促進につながる取り組み等を支援するものであります。また、(2)公共交通イベント等支援事業は、子供や高齢者のバス乗降体験教室などの公共交通利用促進に係るイベントや、マップ、時刻表の作成・配布などの利用促進に関する取り組み等を支援するものであります。

事業費は、360万円であります。

総合交通課の当初予算につきましては以上であります。よろしくお願ひいたします。

○福田中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の平成24年度当初予算について御説明いた

します。

お手元の総務政策常任委員会資料の1ページをお願いします。中山間・地域政策課の平成24年度当初予算額は、5億8,679万7,000円でございます。平成23年度6月補正後と比較しまして4億7,798万3,000円の減、率にしまして約45%の減となっております。

それでは、当初予算の主なものについて御説明いたします。

お手元の平成24年度歳出予算説明資料の33ページをお願いします。(事項)中山間地域活力再生支援費1億3,166万8,000円あります。これは、中山間地域に対する重点的・総合的な支援に要する経費であります。説明欄1の㊦「中山間地域をみんなで支える県民運動(仮称)」推進事業につきましては、後ほど総務政策常任委員会資料で御説明いたします。次に、2の㊦中山間地域産業振興センター設置事業につきましては、人口減少や高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷や雇用環境の悪化等、大変厳しい状況にある中山間地域の活性化を促進するため、中山間地域産業振興センターを設置し、常駐コーディネーターによるワンストップ対応窓口において、地域の持つあらゆる資源を活用した多様な産業おこしの取り組みの支援を行うものであります。3の㊦未来へつなげよう!持続可能な集落づくり支援事業につきましては、中山間地域における集落の維持・活性化を図るため、集落点検の促進等によって、集落住民と市町村による協働の取り組みを支援していくものであります。4の㊦もっと「いきいき集落」サポート事業につきましては、中山間地域における集落の活性化について、集落住民みずからが考え、行動するという意識の醸成を図るとともに、地域活性化に意欲的に取り組む集落をふやしてい

くため、住民発意による元気な集落づくりとしてのいきいき集落の取り組みを推進するものがあります。5の㊟中山間地域とつながろう！「中山間盛り上げ隊」派遣事業につきましては、中山間地域でボランティア活動を行う中山間盛り上げ隊を派遣し、集落等の行う各種活動を支援するとともに、支援活動を通じて中山間地域の住民との交流の促進を図るものであります。6の中山間地域等創造支援事業及び7の地域力磨き上げ応援事業につきましては、市町村と地域住民が一体となった地域づくりの取り組みについて、ハード、ソフト両面で補助することで重点的に支援していくものであります。8のがんばろう中山間！出会い創出事業につきましては、中山間地域の活性化のため、地域の資源を活用した独身男女の出会いの場を創出する市町村への補助に要する経費であります。

次に、(事項) 過疎対策等推進費271万4,000円ですが、これは、過疎地域活性化対策等の推進に要する経費であります。

続きまして、34ページをお願いします。(事項) ふるさとづくり推進事業費541万2,000円ですが、これは、地域の特性を生かした個性的で魅力あるふるさとづくりの推進に要する経費であります。

次に、(事項) 地域活性化促進費 1億468万2,000円ですが、これは、地域活性化の促進に要する経費であります。説明欄3の宮崎縣市町村間連携支援基金事業につきましては、各地域の市町村間連携推進計画に基づき、市町村が連携して行う事業に対し、交付金を交付する事業であります。

次に、(事項) 移住・定住促進費3,715万2,000円ですが、これは、本県への移住等の促進に要する経費であります。説明欄1のみやざ

き移住定住促進事業につきましては、本県への移住、定住を促進するために、都市住民等を対象とした本県の魅力などの情報発信や、市町村と地域住民等が一体となった移住促進の仕組みづくりについて支援する事業であります。次に、2の東日本大震災被災者受入応援事業につきましては、東日本大震災の被災者を雇用し、生活の再建を図る業務を中山間地域の企業等に委託する事業であります。

次に、35ページの(事項) エネルギー対策推進費 1億5,560万3,000円ですが、これは、水力発電施設等の所在する市町村に対し、地域活性化事業等のための交付金を交付するものであります。

次に、(事項) 土地利用対策費3,133万1,000円ですが、これは、土地取引の規制等国土利用計画法の適正な運用に要する経費であります。説明欄4の地価調査費2,158万1,000円は、一般の土地取引の指標などに活用していただくため、県内全市町村において行う基準値の標準価格の調査及びその結果の公表に要する経費であります。

続きまして、主な新規・重点事業について御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の20ページをお願いします。㊟「中山間地域をみんなで支える県民運動（仮称）」推進事業についてであります。

まず、1の事業目的ですが、中山間地域の重要性を広く県民にPRし、中山間地域と都市住民との交流や中山間地域の経済活性化を促進するなど、中山間地域をみんなで支える県民運動を展開することにより、宮崎県中山間地域振興計画の目標である持続可能な中山間地域づくりを目指すものであります。

次に、2の事業概要ですが、中山間地域の重要性などを理解してもらうためのシンポジウムの開催やテレビCM等といった広報・啓発、地域の意見を聞くとともに、県民運動の地域での展開を図る中山間地域振興協議会の設置、中山間地域の魅力を体験するツアー企画等を実施するものであります。

3の事業費は、1,148万4,000円であります。

中山間・地域政策課の当初予算につきましては以上であります。

○山下委員長 ありがとうございます。以上で各課長の説明が終了いたしました。議案についての質疑はありませんか。

○鳥飼委員 総合政策課からお尋ねします。まず最初に、予算説明資料の14ページにありました市町村広域連携体制整備支援事業100万円についてお尋ねします。これは、市町村による広域連合の設置を支援し、権限移譲の受け皿づくりを推進するというで始まった新規事業だという説明がありましたけれども、何か具体的なものがあるのか。その前に、広域連合を今、実際に行っている形態としては介護保険が1つありますけれども、それ以外にはどういうところがありますか。

○茂総合政策課長 後のほうでありました広域連合の実態でございますけれども、先ほど委員がおっしゃったように後期高齢者の広域連合がございます。それ以外に、日向南部地区でごみの共同処理をしている広域連合がありまして、市町村が関係している広域連合は、現在、宮崎県内ではこの2件だと思っております。

それから、市町村連携体制整備支援事業、新規事業でございますけれども、この事業の中身につきましては、市町村合併というのもありましたけれども、小規模な市町村もあるというこ

とで、単独の市町村では事務処理が難しいケースもあるだろうということで、複数の市町村で広域連合をつくってそこで権限移譲を受けるということを考えております。市町村との具体的な協議はこれからでございますが、その協議のもとに、私どもとしては、できれば県内で2地域程度モデル地域を設定しまして、そこで権限移譲計画というものをつくっていただいて、そこに権限移譲していこうということでございます。ちなみに、50万円の補助ということで2カ所想定しておりまして、100万円という積算になっているところでございます。

○鳥飼委員 市町村合併は、平成の大合併ということで国が旗を振って、本県も44から26になりました。私はずっと見てきて、市町村合併ではなくて、広域連合制度というのが合併にかわるものとして出てきたわけですから、それをもう少し活用すべきではないかという議論をこの場でも本会議でもしてきました。一定程度合併も落ちついてきているわけですが、市町村合併との兼ね合いといいますか、市町村合併をまだやろうとする意思といいますか、「やろうといったら押しつけじゃないか」「いや、そんなことを私ども申し上げておりません」というふうに言われて、「それは市町村の自主的な判断です」というふうに答えられると思っておりますけれども、実質は国がこうやってやる、そして県がこうやるということで、補正係数の見直しとか財政面からの締め上げ等もあってこういうふうに進んできたと思うんですけれども、市町村合併については、宮崎県の場合は26ということで一段落したと見てよろしいでしょうか。

○茂総合政策課長 市町村合併については直接の所管ではないものですから、どこまで申し上げていいかわかりませんが、御案内のと

おり、全国で3,300余りあった市町村が1,700余りに減ったと。本県も44から26市町村に減ったということで、平成の大合併については、総務省においても一つの区切りをつけたということでございます。そのような中で、従来から、協議会とか機関の共同設置といったことで広域的な取り組みをやるという動きはあるわけなんですけれども、これからは、一つ区切りがついたということもあって、広域連合制度を活用した動きというのが一つ大事になってくるのではないかと考えております。以上でございます。

○鳥飼委員 補正のときの委員長報告でも、合併の検証をしっかりやってくださいよということを念を入れて言っていたんです。それは、こういうふうな大変動があったわけですから、それについて、メリットはどうだったのか、デメリットはどうだったのか、県民はどう思っているのか、今後どうあるべきかということを示していく必要があるじゃないかということで、それは主管部には受けとめていただいていると思いますから、それはそれでいいと思います。

それで、広域連合を2地域ということですから、一定程度合併が進んだから、やるとすれば児湯郡、東臼杵郡、西臼杵郡、そんなところかなという感じがするんですけれども、具体的に事業として、こういう事業を広域連合でやっていったらどうかと想定しておられる事柄があればお示しいただきたいと思います。

○茂総合政策課長 具体的にどのエリアでとかそういう想定はいたしておりませんで、このあたりは市町村の皆様の自主的な判断ということになるかと思うんですが、分野としては、住民サービスに直結した部分、このあたりを重点的に検討していただく必要があるのかなというふうに考えております。具体的にどの分野をお

願いたいということではなくて、あくまでこれは市町村の皆様の自主的な議論が必要じゃないかというふうに思っております。

○鳥飼委員 それは原則ですけれども、予算化する以上は、当然それを想定して予算化するわけです。どういうものが挙げられるのかなというのは当然想定すべきだと思いますし、想定していると思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

○茂総合政策課長 いろいろ考え方はあろうかと思うんですが、繰り返して申しわけないんですけど、これから市町村の皆様と熱心に議論をしていって、何が本当に必要なのかという原点に立ち返って検討していきたいと考えております。申しわけございません。

○鳥飼委員 いいことにいたします。

いずれにしても、広域連合制度というのは合併にかわる有効な手段になるというふうに私も思っています。非常に効果的な制度だということですから、どういうものかということをも十分議論した上でやっていただきたいと思っています。

続けて、総合政策課にもう一つ。開発事業特別会計というのがございます。エネルギー対策推進費の中で、これを活用してソーラーエネルギー実証モデル推進事業というのをやられるわけです。あわせてお尋ねしたいと思うんですが、当初予算の部局別の説明では、2ページにありますけれども、宮崎発ソーラーエネルギー実証モデル推進事業、原資になっている分で行うということなんですが、太陽光と太陽熱等というふうには書いてあるんですけれども、宮崎は地熱は少ないことは少ないんですけれども、えびのとかあるわけですから、東日本大震災を受けて新エネルギーに対する関心も非常に高

まってきたり、日本は総体的に火山国ですから、地熱は極めて有効だという議論もありまして、そのような議論が全国で展開されておるわけです。太陽光・太陽熱等ということですから、地熱とかそういうものも入ってくるのかなという気はするんですけど、その御説明を一つと、省エネ+新エネ導入に対するモデル的な取り組みということで、先ほど食の云々というのがありましたけれども、そこを少し具体的に御説明をいただきたいと思います。

○茂総合政策課長 太陽光・太陽熱というのはあくまで例示でございまして、可能性があるものについては、地熱を含めてもちろんこれからその対象になり得ると思えます。あわせて地熱につきましては、今、委員がおっしゃったとおり、非常に有望ではないかと言われております。きょうの新聞にも結構大きく出ておりましたけれども、九州の場合は大分の九重の八丁原発所というのがありまして、これが日本一の規模なんですけど、霧島のほうでも一部やられております。本県についても、地熱というのは地球の力をもとにして発電いたしまして、ほぼ無尽蔵に近いものだと思いますので、これはやはり活用していく必要があると思えます。ただ、今言われておりますのは、大分規制緩和されつつあるんですが、国立公園の中にあるということで、景観とかそういう問題が指摘されています。それと温泉街がある関係で、旅館業の方々が必ずしもいい顔をしない場合もある。そういう課題は幾つかあるわけですが、やはりこれは新エネ、再生可能エネルギーということでこれから伸ばしていかなくちゃいけないと思えますし、宮崎県としても真剣に取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

○鳥飼委員 具体的な中身もいいですか。どう

いうことをやるんですか。

○茂総合政策課長 この事業の中身でございまして。これにつきましては、今取り組んできている太陽光関係の事業があるんですけども、その成果をつかまえてさらに実証実験をやっていこうというものでございまして、具体的にはこれから公募をかけて取り組んでいくということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。また別の場で具体的にお聞きしたいと思います。

それで、開発事業特会が2億1,500万から1億3,500万ということになっています。この減額の理由についてお尋ねします。

○茂総合政策課長 約8,000万ほど減額になっているわけですが、大きくりて言いますと、まず、この委員会でも以前お願いいたしましたけれども、宮崎大学におきますヘリオスタットを使ったビーム発電で5,000万円お願いしていただきましたので、その分がマイナス5,000万、それから、太陽光の補助に今回1億円お願いしておりますけど、去年はこれが1億5,000万でございましたので、その分のマイナスが5,000万円、合わせまして約1億円のマイナスでございまして。一方、今回2件の事業をお願いしております。1,000万円の事業と1,500万円の事業でプラスが2,000万ほど出まして、その差し引きでマイナスが8,000万円という状況でございます。

○鳥飼委員 確認なんですけれども、特会の収入ですよ——歳入についてはほぼ変わらないということによろしいんでしょうか。九電のあれで来るわけですが、

○茂総合政策課長 歳入につきましては、九州電力の株式を70万400株持っております。その運用益を来年度については1株50円というふうに見込んでおりますので、24年度の歳入見込みは

今のところ3,502万円を想定いたしております。ただ、きょうの新聞にも出ておりましたように、九州電力の赤字幅が拡大しておりますので、今後とも1株50円が確保できるかどうかということについては関心を持っておりますし、もしこの配当が下がっていけば歳入も減っていくということがありますので、このあたりを見込みながらこれからの事業化を考えていく必要があると思っております。以上でございます。

○鳥飼委員 わかりました。ありがとうございました。

次に、秘書広報課にお尋ねをいたします。ここは1点だけになります。広報活動費で2億800万というのが予算説明資料19ページに出ております。きのう説明がありました組織改正で、広報戦略室を設置するということが出ておりますけれども、設置目的と事業概要、どういうことをやるかについて御説明いただきたいと思います。

○甲斐秘書広報課長 まず、私のほうから大まかに申し上げまして、必要があれば広報企画監もおりますので、よろしく申し上げます。

組織改正で、広報戦略室というのを課内室で設けるということで、行政経営課のほうでそういう方針になりました。現在、私どもで進めております広報活動は、印刷物でありますとか、電波でありますとか、ホームページでございますけれども、最近、情報の発展速度が相当速くなっておりまして、特にICTの分野では、ホームページ以外にも、ツイッターでありますとか、フェイスブックでありますとか、ソーシャルネットワークと言われておりますものでいろんな情報が発信されているということで、そういったものも戦略的に進めていく必要があるということでの発展的な考え方だと思っておりますけれども、

そういう組織体制になったところであります。

私どものほうとしましては、現在あるホームページをさらに充実させながら、時代の要請にこたえていきたいと思っております。それと、県庁内の情報発信につきましては、私ども秘書広報課の広報活動の中で行うだけではございませんが、全体の司令塔でありますとか総合調整ですとか、そういったものは行っております。県全体のホームページの集中管理を私どもでやっております。ホームページの細部には各部各課独自のものがあって、トータルでこちらでコーディネートしていると。

そういう中で、ソーシャルメディアというのは、発信して意見をもらってというのが頻繁に行われる分野のようでもありますけれども、そういったものに適する分野、例えば商工観光労働部のほうではスポーツの関係——先ほどのキャンプのほうでもありましたけれども——それから、いろんな観光、お祭り、そういったものにつきましては既にソーシャルネットワークの取り組みを進めております。それから、最近の動きでありますけれども、宮崎のブランドの分野、農政のほうですけれども、こちらでもフェイスブックをスタートさせたと。県外の商売をされている方あるいは一般的な消費者の方を相手にやりとりをする分野がある。私どもがすべてやるわけではないんですけれども、新しい情報を取り入れて、各分野で——もっとこの分野もそういう分野を進めたほうがいいんじゃないでしょうかというものを庁内に働きかけていきたいと思っておりますし、また、庁内の動きも受け入れながら、改善するところは改善していきたい。そういったものをどんどん進めていくべきであろうということで今後対処してまいりたいと思っております。

○鳥飼委員 わかりました。それで2点まとめてお聞きしますけれども、これは課内室になるのかということが1つと、今、御説明があった予算にはそういう考え方が反映されているのか。2点についてお尋ねします。

○甲斐秘書広報課長 課内室ということでありませう。

予算の関係でございませうけれども、先ほど申しましたけれども、広報部門で庁内のものをすべてやるというものではございませう。私どもの予算だけでいいませうと、ほぼ昨年度並みの予算でございませう。新しい動きにつきましては、それがすぐ予算に反映できるかわかりませうけれども、私どもの予算だけではなくて庁内各分野を見ながら進めていきますけれども、新しい動きを見て新しい芽を育てていくということをやまず先にやりたいと思っております、現在、それを行う上で予算が準備されているということではございませう。

○鳥飼委員 わかりました。もう1課だけお聞きしたいと思ひます。統計調査課にお尋ねいたします。1つは、予算説明資料24ページ——就業構造基本調査を実施されるということだ。極めて重要な統計だと思ひますが、調査の時期といいませうか、どれぐらい周知をして、公表の時期をお尋ねしたいと思ひます。今のが5年前ですから、そこもあわせて。いつの時点のが今出ていると、今度はいつの時点のを出す、それはいつ公表になりますということだ説明いたしたいと思ひます。

○大野統計調査課長 就業構造基本調査でございませうけど、前回は平成19年に行われておりまして、5年後ということだ、ことしの10月1日現在ということだ調査を行います。それから、公表でございませうけれども、公表については、

翌年の7月に国の集計調査が公表される予定となっておりまして、これをまた県のほうでも25年中に取りまとめて公表したいというふうと考えております。

○鳥飼委員 独自というのは国が嫌うからないんではないですか。県が先に調査をするから、県が集計できるわけだはけれども、宮崎県はこうだしたよという公表はないんではないですか。トータルとしての公表しかないといいませうか。

○大野統計調査課長 公表でございませうけれども、国が全国の状況ということだもちろん公表いたしますが、それと本県の状況ということだこれも公表されますので、本県の状況については、私どものほうで本県の状況として集約をした形でまとめて公表するという形にしたいと考えております。

○鳥飼委員 大体同時期ですか。

○大野統計調査課長 国が25年7月というふうに申し上げました。そのデータをいろいろと集計あるいは加工するということだ、25年中には公表したいと考えております。

○鳥飼委員 もう一つ。常任委員会資料の14ページ、新規事業、県民共有・確かな統計基盤づくりということだ、統計調査課で非常に立派な統計に加工するんではないかと、調査課という名前がついたということだスタートしたときに、分析とかそういうものをしっかりやる必要があるんじゃないですかという議論を——当時は井黒課長だったと思ひますけれども——やった記憶があるんです。今回事業の概要を見てみませうと、よりわかりやすく提供するとか、そういうことだありますから、それに向かっているというふうに理解してよろしいですね。

それと、もう一つ、統計情報評価・分析アドバイザー制度の導入というのがあるんではないかと、

これについてももう少し御説明いただきたいと思
います。

○大野統計調査課長 新しく展開する事業で
ございますけれども、基本的に、県民の皆さんに
私どもが得られた統計情報をしっかり共有して
いただく。共有財産化していくということで、
それに資するような使い勝手のいいシステムと
してデータベースとかそういったものを構築す
る、あるいは利活用当たってのいろんなノウ
ハウを提供するというところで努力していき
たいと思っています。それとともに、できる
だけ皆さん方にわかりやすく、あるいは皆
さん方が求めている観点を的確に示して
いくための分析内容というの、データベ
ースの中に盛り込んでいって、統計情報
についての利活用の付加価値をつけて
いきたいというふうに考えているところ
でございます。

それから、アドバイザー制度でござい
ますけれども、基本的に、統計あるいは
経済分野には専門的な知見が必要にな
ってまいりまして、そういったものを
私どもの統計職員のほうでもある程度
はそしゃくしながらやっておりますが、
例えば外部からのいろんな見方ある
いは専門的な見地から評価・分析する
というところが十分でないというふう
に考えておりましたので、得られた
統計情報を的確に認識できるように
ということで、外部から、例えば
政府金融機関とか大学とか、専門
機関等の方々に5人程度集まっ
ていただいて、随時助言等いただき
ながら、あるいはまた、お互いに
協議をする中で、宮崎の経済を
どういうふうに見ていくのかとい
ったことでの共通認識を持つ場
にしていきたいと考えて
おります。

○鳥飼委員 ありがとうございます。時間
があればまたやります。

○星原委員 まず最初に、部長に。きのう、
総務部で、予算の編成ということで、24
年度の予算の方向性を示す中で、「みやざ
きの元気・安心創出予算」ということ
で示されて予算編成されたということ
なんです。そういう中で、24年度ある
いはこれからの宮崎のあるべき姿を
想定されて、政策面でいろいろ新しい
事業を組まれたというふうに思ってい
るんですが、今、我が宮崎県の現状
を見ると、いろんな意味でこれまでの
状況からより厳しくなっていくのか
なと。それは一つには、少子高齢化が
進む中、あるいは中山間地域を維持
していく中、あるいは景気・雇用の
問題——いろんなものが問われて
くる中で、ことしの予算組みある
いは政策を立てていく上で、どう
いう宮崎の方向性というのを基本
にして全体的な流れをとらえられて
いるのか、まず先にその部分を
教えていただくとありがたい。

○渡邊県民政策部長 今回の予算につ
きましては、昨年、アクションプラン
をつくりました。重点施策をプログラ
ムとして出しております、そのあた
りに予算をいかにつけていくかとい
うのが一番の大きな課題であった
と思います。その中でも特に経済
対策ですね。医療・福祉とかいろ
んな県政課題はあるんですけど、
やっぱり雇用がなければ福祉も
医療もないわけです。そのあた
りの経済対策を我が部としても
全庁的にお願いをしました。知
事との予算査定の中でも、経済
対策につきましては、私から
かなり意見を申し上げた部分
もあります。ただ、全体として
公共事業とか——今度50億
の特別枠もつくりましたが——
若干減っているわけでござい
ます。それから、国の支援も
東北のほうに回っており
まして、我々のほうに回って
こないという状況もあります。
そういう中で我々は、とにかく地

域でいかに知恵を出しながら経済対策をやっていくかというのが一番重要なことと、そのあたりを側面から各部、特に事業部についてお願いします。特に、前から課題でありました農商工連携とか食品産業、このあたりをもうちょっとこ入れしてやっていく必要があるのではないかと、そのあたりも農政水産部、商工観光労働部含めて応援をしたところでございます。

それから、もう一つは、中山間地域対策、地域振興対策が大きな問題でございまして、このあたりにつきましましては、先ほどちょっと出てきましたけれども、中山間地域産業振興センターを財団のほうに設けまして、個別具体的に地域おこし、産業おこしをやっていこうという動きをもうやろうじゃないかということで、これは我々のほうから出しております。

それから、もう一つは、先ほど鳥飼委員からもありましたけど、広域連合の話でございまして。状況が非常に厳しくなってくる中で、我々としては、地域が連携してやっていかにいかにということで、広域連合については本当は総務部の市町村課の仕事なんですけれども、我々のほうが政策リードして事業を構築したということがあります。予算はわずかでございましてけれども、先ほど総合政策課長は言いませんでしたが、例えば観光なんかの事業も、観光協会が市町村ごとにあるわけでございます。こういうのを広域でやれないのかとか。あるいは先ほど児湯の話が出ましたけれども、児湯なんかエコクリーンなんかの問題がある。廃棄物関係は、宮崎市が中心になって広域連合をつくってやるとか。市町村自体の対応といたしますか、厳しい世の中に対する対応とか、そのあたり組織的に考えていく必要がある、そういうことも考えました。

そういうこともありまして、全体的に我々としては、経済対策を中心に、そして中山間地域対策を中心に目配りしながら予算を組んだと。そういう方向で知事のほうも予算を整理していただいたという感じで私は思っております。以上でございます。

○星原委員　そこで、まず、総合政策課の「みやざき元気!“地産地消”県民運動」推進事業ということで先ほど説明いただいたんです。地産地消ということになると、農政水産部、環境森林部。本県で生産されるものはどういったもので、これまでに宮崎県で生産されたものがどれだけ地域で消費されたか。分野別に細かく把握されているものなんですか。

○茂総合政策課長　非常に難しいお尋ねじゃないかと思っておりますが、私どもが考えておりますのは、委員会資料の9ページに書いてありますように、宮崎を知ろう、使おう、広げようということでやろうとしております。製造業出荷額とか、食品加工産業はどうなっているかという定量的なデータは持っているわけですが、生産されたものがどの程度というのは、現時点では私どもは把握しておりませんが、各所で把握している場合もあると思っておりますので、そのあたりはこれから改めて確認をしまして、この取り組みに資するようしていきたいと考えております。

○星原委員　なぜそれを聞くかということ、よく知ろうとか、よくわかるためには、県民に対して、我々のところで生産されたものと県外とか外国から入ってくるものとの比較をしながらでないと、日常の中でみんなで助け合おうということであれば、とれたものの10%しか宮崎県内では消費していないんだと。県外や外国からのもののほうが県内で消費されていますよと。ま

ず身近なところでとれているもの、生産されたものから消費して、自分たちの地域は自分たちで守っていくんだという取り組みにするためには、追っかけの数字の部分を示してこういう状況ですよと。野菜は、県内で消費する分についてはこういうものはこれだけしかないとか、魚とか肉とかいろいろあると思うんですが、そういうものを知って、まず、本県のものがどういう状況かということをお教えるような方法、そういう数字的なものをこれから具体的に追っかけていかなきゃいけないんじゃないかと私は思っています。100万泊運動にしても、言葉では100万泊と言うけど、どういうふうにごとで統計をとっていったら、1年間たったときに90万泊なのか100万泊以上なのか。そういうのを追っかけながら、次年度に向けてはそれを達成するためにどうしていこうとか、そういう目標を追いながら、県民にもどういう状況ですよと、3カ月置きとか4カ月置きに情報を提供して、まだ泊数が少ないからそれをするためにはこういうことでぜひお願いしたいとか、実現に向けての方向性というものを追っかけて——県民運動ということになるとそういうふうにするべきじゃないかと思っているんですが、その辺の考え方というのはどういうふうにとらえたらいいんですか。

○茂総合政策課長 ごもったもな御意見だと思います。3月18日に推進会議を立ち上げますけれども、その中にはワーキングチームをつくって、今、委員がおっしゃったような、数値目標の設定をどうしていくのか、県民にいかにわかりやすく啓発していくのか、具体的に県民にどういう取り組みをお願いしていくのか、そういうことについて集中的にこれから議論をして、対外的に打ち出していきたいというふうにお考えしております。

○星原委員 ぜひ市町村には具体的にこういうふうにしてほしい、民間団体にはこういうことですよ、あるいは県民にはこうですよという流れを具体的に作りながらやっていかないと、結果としてどういうふうになったのかという情報把握がなかなか難しいんじゃないかなと思いますので、その辺についての検討をぜひお願いしたいと思います。

次に、県民とともに築く明日のみやぎづくり拠点整備事業ということで説明いただきました。事業目的の最初の部分に、「20年後を見据えた明日の宮崎の礎づくり」といううたい方をしているんです。20年後をどういうふうな形に想定して、どういう形の拠点をつくっていくのかだろうというふうにお思いますが、私から見ると、今、地方分権とか道州制の問題とかうたわれている中で、本当に20年後に宮崎として今の状況で残っているのかどうか。そういう思いがあるものですから、そういう時代が来たときでも、広域での合併とかいろんなことができた場合でも、宮崎のあるべき姿がちゃんとつくっていけるための発想でここに書いてあるんですが、団体とか人材の育成は非常に大事なことだと思っております。先ほど部長のほうでもありましたが、やっぱり景気・雇用、経済対策、私もそう思うんですが、そういったものがないと人材も帰ってこない。都会に出て大学が終わって、今、帰って仕事したくても職場がないということで、親も悩んでいたたり、本人も悩んでいるところの相談等もあるわけですから、そういうことを想定したときに、人材づくりといっても、若い力をいかに宮崎に残すかだと思っております。そのためには、そういう人たちが働ける場所をどうつくっていくかだろうというふうにお思いますが、こういう掲げ方で、いろんな整備

をしていこうとなっているんですが、この政策の目的の流れの中で、今後そういう点について、どういう議論、どういう方向性を示そうとされているのかを教えていただくとありがたい。

○茂総合政策課長 ここに20年後と書いてありますけれども、20年後は、長期ビジョンでも書いておりますが、人口が90万人台になるのではないか、超高齢社会になるのではないかというビジョンが描かれております。恐らくそういうふうなことになっていくんでしょうけれども、それをマイナスにとらえるのじゃなくて、少しでもプラスにとらえていきたいということで、生き生きとした高齢者、元気な高齢者の方はますます働いていただきたいし、地域での活動とか人材づくり、そういうことにも活躍していただきたいという思いを込めてこういう拠点をつくっていきたいということでございます。

それとあわせて、20年後に宮崎県はどうなっているか、確かにわからないと思うんですけれども、宮崎県としてのアイデンティティというのは確立して行って、投資意欲のあるような地域、難しい言い方ですけど、そういう地域にしていかなきゃいけないというふうに考えております。

○宮原委員 中山間・地域政策課ですね、予算全体で見ると予算が大きく減っているということになるんですが、これは多分、地域活性化促進費の中の宮崎県市町村間連携支援基金設置事業、こういった積み立ての部分が前年は多く、その分が下がっているんだろうというふうに思うんです。中山間地域振興計画をつくっていただいて順次事業をされていると思うんですが、それぞれの項目で見ると予算が減っているような感じがするんです。例えば過疎対策等推進費——過疎をどうやって食いとめるかということ

で努力をいただいていると思うんですけど——が前年からすると1,000万近く減っているのかなという気がするんです。減っているというのがどうということじゃないんですけど、去年力を入れられてことし1,000万落ちているというのは、これはどういうふうに判断をしたらいいのかというのを聞かせてほしいんですが。

○福田中山間・地域政策課長 御指摘のとおり、事項ごとにふえたものもあれば減ったものもあるというのが現状でございます。大きく見ますと、来年度当初予算予定額は、今年度の現計予算額と比較しまして4億8,000万程度の減少になっております。その主な理由につきましては、先ほど委員おっしゃったとおり、市町村間連携支援基金設置事業が約5億円の減となっていることによるものでございます。この基金事業の設置といいますのは、単に基金にお金を積み上げるというものですので、そういった意味では、実質的な歳出規模としましては、来年度は今年度の現計予算を上回っているというふうに認識しておりますし、さらに言えば、昨年度、平成22年度の当初予算額が4億3,721万5,000円でしたので、これと比較しても、来年度の当初予算予定額は上回っているというふうに認識しております。

○宮原委員 数字で見ると、金額だけの差し引きをするとふえているというふうに思いますが、過疎対策、特にいきいき集落とか——いきいき集落は地域の活性化ということでしたけれども。限界集落とかそういったものをある程度維持しようということになると、中山間地を守るということ、ある程度中山間地域の振興を図るということであると、過疎対策とかこのあたりが特にふえてくるべきかなという気がするものですから、そのあたりについてのことは、

そう思われなにかなど。

○福田中山間・地域政策課長 少しわかりにくいですけれども、過疎対策等推進費といいますのは、中身はさまざまあるんですけれども、今年度と比べて来年度が大幅減になっている理由といいますのが——約1,000万円程度減額になっているんですが——ページで言いますと予算説明資料34ページの説明欄の3番、離島活性化対策費が大幅に減額になっております。これがなぜ減額になったかと申しますと、離島航路補助金はこれまでうちの課の所管だったんですけれども、これが総合交通課に移管されましたので、その関係で大幅に減になっているというのが現状でございます。来年度の当課の特に力を入れましたところとしましては、33ページの（事項）中山間地域活力再生支援費、ここに新規事業であるとか改善事業を入れて中山間地域対策を強力に推し進めていきたいという考えを持っております。

○宮原委員 あと1点、移住・定住促進費。移住をどんどん進めましょうという話もあったんですけど、これも予算的には4,000万ぐらい減っているということになるんですか。このあたりはどういうふうに考えたらいいでしょう。

○福田中山間・地域政策課長 移住・定住促進費が今年度比で大幅減になっている理由でございますが、この理由としましては、「みやざき移住！地域おこし後継者発掘事業」という事業があるんですけれども、これが今年度限りで事業終期を迎えます。その影響で大幅に減額になっているというものでありまして、この事業では、農林水産業や地域づくり、伝統工芸などの分野で現在14名の方が雇用されております。14名については、引き続き、雇っていらっしゃる企業の方に雇用をお願いしておりますし、後継者育

成の事業でございますので、あるいは県内で独自に独立していただくということを働きかけているところでございます。

○宮原委員 29ページのところで、地域交通ネットワーク推進費。地方バス路線等運行維持対策事業で運行費に対する補助をやっているということなんですけど、採算的に厳しい部分に対して補助をされていると思うんですが、これは、ある程度採算がとれる状況まで補助をしているということなんでしょうか。

○中田総合交通課長 いわゆる生活交通路線というのがございます。これが県内で今37系統ございまして、これの運行費について国と県で協調して補助をしています。ただ、補助単価のほうは、運行しています宮崎交通の運行単価よりかなり低くなっていること等の理由によりまして、実質的には赤字の半分程度しか補てんされていないというのが現状でございます。

○宮原委員 ということは、採算がとれないので路線をとめることもバス事業者としてはできるといことなんですか。

○中田総合交通課長 路線バスというのは県民の足として非常に重要なものですので、そうならないように国、県、市町村で一定程度の補助をしております。先ほど言いましたように、完全に赤字分をカバーできていないという現状がございます。今年度から、県と市町村、宮崎交通、三者で検証会議というのをやっているんですけれども、県内の生活交通路線、宮崎交通が単独でやっています路線バス、それから、市町村が運営しております廃止路線代替バスやコミュニティバス、そのあたりを一体的に今後のバスの方向性について今検討しております。宮崎交通としましては、当然赤字の路線もありますし、黒字の路線もございます。全体的に県内

のバスをどういう形で確保していくか、県民の足をどうやって確保していくかという観点で今検討をしております。検討の中で、これ以上走らせてもどうしようもないという路線があれば、場合によっては廃止になるかもしれませんが、重要な路線であれば、場合によっては行政負担が今よりふえて、残していこうという結論になるかもしれません。それにつきましては、廃止ありきということではなくて、今、県と市町村と宮崎交通で検討を開始したと。それを精力的に検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○宮原委員 バスを全体に見たときに、大きな車両ですよ。乗っている人数から見たときに、これだけ燃料も上がってくる、いろんなことを考えると、今の時代に合わせてコンパクトな形——60人ぐらい乗るようなバスじゃなくて、30人ぐらい乗るような形に変えると、燃料を含めて全然コストは違うと思うんです。バスがちょっと小さくなっているなというのは感じるんですけど、今持っているのを一遍に更新しろといったらもっと負担は大きいでしょうから、非常に難しいところではあると思うんです。そのあたりもいろんな補助をする中で多分検討はされているというふうに思うんですけれども、そのあたりも含めて今後事業者と話をさせていただくような状況があったほうがいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、航空交通ネットワーク推進費というところで、8,300万幾らかを——これは運航というか、搭乗される方に対する補助ということではないんですか。

○中田総合交通課長 1つは、飛行機を飛ばしていただいておりますアジアナとチャイナエアラインに対する運航企画補助というのがござい

ます。あと、団体利用で県民の方、県外の方もオーケーなんですけど、6名以上の団体で利用される場合に一定の補助をしております。それと、修学旅行とか子供の交流で行かれる場合に対して補助をしております。

○宮原委員 補助をしていただいているというところで、金額的には下がっているんですね。4月から鹿児島にも台湾から飛ぶということで、逆にここは力を入れていかないと、鹿児島のほうは週3便というふうに聞いているので、そっちのほうにとられてしまうような気がするんですけれども、このあたりは逆に積極的な予算は組まれなかったのかなと思うんですけど、そこはどう考えておられますか。

○中田総合交通課長 基本的に団体利用補助につきましては、前年度と同額で考えております。今回金額が落ちた大きな理由としまして、航空会社への運航企画補助を若干減額させていただこうということで考えておまして、その関係が減額の主な理由になっております。

○宮原委員 航空会社に企画する分をふやしてやると積極的に見えるんですけど、減っちゃうと気持ち的にはどうかなというふうに思うんですけど、そういうふうには感じられませんか。

○中田総合交通課長 国際線の利用につきましては、航空会社への運航補助も当然やりながら路線を維持しているんですけれども、いかに県民に国際線を利用していただけるか、あるいは海外からの誘客をいかに進めるかというのは非常に重要だと思っています。そういう意味で、先ほどの団体利用の補助でありますとか、利用促進のためのいろんなキャンペーン、そういうものについては、これまで同様あるいはこれまで以上にいろんな形で当然取り組んでいかないといけないというふうに考えているところです。

○宮原委員 あと、韓国と台湾の路線の搭乗率はどんな状況なんでしょうか。パーセントまではいいですよ。どういう状況かだけで。

○中田総合交通課長 去年は、新燃岳噴火、東日本大震災が1月から3月にかけてございましたけれども、両路線とも4月、5月ぐらいまでは非常に厳しい状況。これは宮崎だけではなくて日本全国そういう状況にございました。その後、放射能を非常に心配されたということがございましたので、本県独自に、そういう心配がないということを現地に行っているいろいろ御説明を差し上げてきまして、6月、7月ぐらいから数字的には戻ってきている状況にございます。ただ、ソウル線につきましては、最近の円高ウォン安——若干また変わってきておりますけど——がありまして、例年冬場はゴルフ客が宮崎にたくさん来られるんですけども、ことしは昨年よりも若干人数が減っているという状況にございます。ただ、昨年4月から今年2月までの数字を見ても、22年度とほぼ同程度の数字になって搭乗率が67%ぐらいは維持していると。台北線につきましては、初年度は、当然非常に高い数字で来ておりましたけれども、昨年若干落ちましたが、7割弱ぐらいの搭乗率を維持しておりますので、全体的にはまずまずの数字を維持できているのかなというふうに考えているところでございます。

○渡邊県民政策部長 今、宮原委員が運航企画補助のことを言われました。実は、2路線について就航当時からずっと支援をしているわけにございます。この支援はエンドレスでいくのかという大きな問題があるわけです。我々としては、一定の乗客を確保しながら、自立した航空路線になってほしい。ただ、立ち上がり時期は非常に厳しいですから、補助をずっとやっ

てきまして、ソウル線につきましても、当初からしますと半分以下ぐらいになっているわけです。新たな台北線についても今ずっと始めている。これを何年までやるのかという問題が一つ大きな問題としてあるわけです。

それともう一つは、新しい路線が例えば中国とできる。そこにまた予算を考えなきゃならない。でも、それがずっと続くのかと。ただ、地方空港の現状を見ましたとき、今のような状況を見ますと、何らかの支援は必要な状況にあるということは、国際線が就航している全国のいろんな路線を考えますと、何らかの支援を各県やっているわけにございまして、採算性を航空会社にできるだけ求めながら、厳しい面については我々のほうでちゃんとフォローしていく、そういうのが当面必要だと。

今回、予算措置していますけど、このあたりも、今後の乗客の動向次第では少し支援をしていかなきゃいけない事態も出てくるのではないかと。地方で国際線を維持する上で総合交通課なんか苦労しているわけにございまして、そういう状況があるということの一つ御認識いただきたいと思います。

○宮原委員 部長が言われたとおり、自立させないと、湯水のように与えてもしょうがないというふうに思うので、自立させるためには、補助のあり方をどうするかということだと思っております。言われたように、月を見て7割を切った場合は補助しますが、超えた場合は出しませんよという予算の仕組みであってもいいんじゃないかと思う。でないと、乗っていても出さんないかんというのは、これは自立というふうにはならないと思うので、そのあたりはそういうのを考えていただけるといいかなと思います。よろしくお願いします。

○西村委員 基本的なことなんですけど、総合政策課の中で、予算説明資料14ページ、県外事務所の経費、これは大体一緒だと思います。東京、大阪、福岡それぞれの事務所、これは基本的に家賃とかがメインだと思うんですが、上海事務所は商工が管理されていますけれども、性格の違いとか設置基準の違いというのはあるんですか。仕事の違いかわかりませんが。

○渡邊県民政策部長 総合政策課ではわかりなと思います。商工観光労働部長でしたから、私のほうから。上海の事務所については、商工観光労働部の商業支援課の予算でやっています。当初の出発が、県産品の販路拡大、それと観光的な事業を中心にやっているということで、現在は商工観光労働部の予算になっているということでございます。

○西村委員 位置づけの意味なんですけど、商工が管理されて商工の予算でやられているというのはわかるんですけども、東京、大阪、福岡というのは、認定している正式な県の事務所であって、上海というのは、それこそ恒久的にあるかわからんとか、そういう裏づけみたいなものはあるんですか。条例が違うとか。

○渡邊県民政策部長 上海事務所は県の出先機関としてはなっていないんです。たしか貿易振興協会、あそこに委託してあそこから予算を流しているというふうに思っています。昼からまた正確に申し上げます。

○西村委員 続けて総合交通課のほうに伺いますが、最後に説明がありました高千穂線鉄道施設整理基金事業費というもので、これも毎年結構多くの予算がぎ込まれているんですけども、これの財源としての繰入金収入のほうは、もともとどういったものから来ているのかということと、先ほど、不用施設の撤去に係る資金

でこのくらいお金がかかるという説明をいただいたんですが、これはあとどのくらいの年月がかかるのか。もしくは、ある程度やったらもうしないのか、そこのあたりを教えてください。

○中田総合交通課長 高千穂線につきましては、平成22年度に県と沿線自治体でつくってあります運営協議会の中で、今後の撤去計画、撤去するためのお金をどうするかということで、積み立て計画を策定いたしました。その結果、全体で12億円程度の事業費をかけて撤去する必要があるということになりまして、もともと高千穂線の経営安定化基金がございまして、その残金が1億円程度ございまして、残りの11億を準備する必要があるということで、これを10年間かけて県と沿線自治体で積み立てていこうと。10年かけて不用施設を撤去していこうという計画をつくったところです。11億円を10年間でということですので、毎年約1億1,000万程度を県と沿線自治体が基金のほうに拠出するという形になります。負担割合としましては、県が2分の1、延岡市が25%、高千穂町が15.5%、日之影町が9.5%の負担割合で毎年積み立てをしていくということでございます。

○西村委員 今、何年目とか、あと何年間払い続けにやいかんとか。

○中田総合交通課長 撤去を開始しましたのは23年度からでございます。10年間ですから、平成32年度までの10年間で積み立てと撤去をやっていくという形になります。

○西村委員 最後にもう一問ですけど、私も一般質問でこの前言いましたが、同じく総合交通課の改善事業の宮崎県物流効率化支援事業、これもいろんな利用者からインセンティブを——インセンティブは幾らでも欲しいんですけども、これの性格上、前の年よりもふえた分にか

かってくる。前の年というか実績がふえた分だけかかってくるということで、今回の改正分として、下り荷に対してより多く出していこうという姿勢はわかるんですけども、そのインセンティブの部分は今から決められるのか。ここを出していないというのは、ほかの港との関係があって情報を明かせないのか。どっちなんですか。

○中田総合交通課長 実は23年度から大口割り増しというのを設けております。資料にございますけれども、100FEU以上が1.2倍、250で1.5倍ということにしています。今、実は、どの程度にするかというのを内部で検討しております。昨年の大口が1.2と1.5ですので、1.2から1.5ぐらいの幅で現在検討しているところです。例えば、大口の下り荷が来た場合にどれぐらいのお金になるのかも含めて、予算も限られておりますので、今、検討しているところです。ただ、インパクトが少ないものであれば効果は余りありませんでしょうし、そこあたりを含めて検討中ということでございます。

○前屋敷委員 総合政策課でお願いします。予算説明資料14ページ——論議にかなりなっておりますが——の市町村広域連携体制整備支援事業100万円で、今、50万ずつ、2つのモデル地域を目指しているということで、これから申請を受けるといったことのようなのですが、部長のお話でも、観光の面とか廃棄物あたりのところでの広域連合的な取り組みができないかというようなお話でしたけど、かなり合併も進んできている中で、一定そういった取り組みも進んでいるかと思うんです。それで、自治体間でそういう要請なり相談なりがこの間あったものなのか。全く白紙で投げかけているのか。それとあわせて、もし仮に2つの広域連合的な事業ができたとし

て、その後、一定の支援なり援助なりをするつもりがあるのか。まずは投げかけるだけで、何かやりませんかということだけではいけないんじゃないかと思うんですけど、その辺の見直しなどはどうですか。

○茂総合政策課長 広域連合についてのお尋ねでございますけれども、これにつきましては、権限移譲は以前から進めてきておりまして、市町村に対する説明会も随時開いてきております。その中で、権限移譲を受けられませんかというお話をすると同時に、広域連合制度というのがありますよということとは以前から御説明をし、必要があれば相談に応じますよという形で進めてきております。そういう中で、今回こういうふうな事業に取り組もうということで考えておりまして、先ほど申し上げましたように、具体的な議論というのはこれからということになるわけですけども。ただ、先ほど鳥飼委員からも御質問いただきましたけれども、取り組みとして考えられるものを一般的に申し上げますと、先ほど部長からもお話がありましたように、例えば、広域的な観光、防災、大規模災害時の救援対策、広域で取り組むべき消防・ごみ処理、し尿処理、そういったものです。それとか、地方税の賦課徴収ですとか滞納整理、あるいは市町村に行くと専門家が少ないということもありますので、医療・保健・福祉サービスについて共同処理できないか、こういったことが考えられるのではないかと考えているところですが、そういうことを踏まえて、今後さらに具体的に議論していったら、できればモデル地域を選定してやっていきたい。それから後は、今後の議論、検討になると思うんですけども、一定のインセンティブを付与するかどうか、いろんな形での交付金をさらに準備するかどうか、それに

いては今後検討していくことになろうかと思
います。以上でございます。

○前屋敷委員 結果的には合併の進んでいない
ところあたりを県としては思っているの
のかと思いますし、中山間地域、その辺の
ところだと思いますが、現在、広域連合で
ごみ処理の問題をやっている地域はある
わけです。児湯あたりだって自治体間で
やっておりますし、広域連合というの
かどうかわかりませんが、ごみ処理の
問題もやっています。そういった点では、
市町村から具体的な要望なり何なりがあ
ったときに県が相談に応じるということで、
利便性をもっと持たせていく方向が本来
かなというふうに私は思うんですけれど
も、一定合併なども促進した立場からは、
そういう点では今回の目的といいますか、
そういったものがもうちょっと明確に
欲しいなと思います。

○茂総合政策課長 これについては、あくまで
市町村に対してしりたたきをするというか
——表現がよくないかもしれませんが——
ということ考えているわけじゃありません
で、県としてはこういう受け皿を準備し
ますので、積極的に議論していただきたい
というふうに考えております。先ほども
真剣な議論をという話をしましたけど、
そういう形で、もう一度市町村のサー
ビスはどうあるべきかということ、こ
れから地元の市町村で本当にサービスを
担っていくのかどうか等々含めて、改
めて小さな町村を含めて議論していく
必要があると思っておりますし、そう
いう議論を喚起していくということで
ございます。

○前屋敷委員 総合交通課でお願いします。
30ページ、新規事業で地域公共交通
チャレンジ支援事業、説明資料のほう
でも御説明をいただいたんですけれど
も、公共交通網がだんだん厳し

い状況になる中で、もっと公共交通を
利便化させていく、充実させていくとい
う意味合いでこの事業が立ち上げられ
たのかなと思うんです。具体的な事例
も中にありますが、スケジュール的に
はどういうふうにご検討されているの
か。具体的に路線バスとなると、宮崎
交通さんとの関係だというふうに思
うんですけれども、今後の見通しとい
いますか、計画そのもの。

○中田総合交通課長 宮崎交通とは日
ごろからいろんな意見交換をさせて
いただいているんですけれども、公共
交通のサービス向上モデル社会実験
等支援事業は、特定日は子供料金を
無料にすると書いてございますけれど
も、例えば毎月第1日曜日とか特定
の日を——親子で乗った場合とい
うことになると思いますけれども——
無料にすれば、利用促進の一助にな
るのではないかなというふうに考
えておりますけれども、こういう
ものは県民にとっていいことなので、
予算が通りましたら、できるだけ速
やかにやっていきたい、準備が整
い次第早目にやっていきたいという
ふうに考えております。

イベント等につきましても、市町村
でありますとかバス協会あたりが
乗り方教室というのをやったりし
ますので、協議しながらそういう
ものを順次やっていきたいという
ふうに考えております。

○前屋敷委員 この事業はこの事業
で進めていくことも重要かなと思
うんですが、路線バスをもっと乗
りやすくといった点では、採算性
の問題もありますけれども、便数
をふやすとか、乗っている方々の
いろんな意見を聞くとか、そう
いうこともあわせて利便性を向上
させていかないとだめじゃないか
なというふうに思うんです。そう
いうこととあわせて、どう公共
交通を利用できるかということに
力点を置いていく必要が

あると思うんですけれども。

○中田総合交通課長 これは非常に地道な取り組みですけれども、一方で、委員がおっしゃったように、便数の問題でありますとか、ルートの問題でありますとか、そのあたりは、先ほども宮原委員の質問の中でもお答えしましたけれども、市町村のコミュニティバスとの連結の問題とかいろいろございますので、全体的な見直しの中で意見を出し合いながら協議していきたいと考えているところです。

○前屋敷委員 次に、中山間・地域政策課でお願いいたします。34ページ、新規事業で御説明いただいたところなんですけど、地域活性化促進費の宮崎縣市町村間連携支援交付金交付事業です。中身についてもう一度ここを御説明いただけますか。

○福田中山間・地域政策課長 市町村間連携支援交付金交付事業の概要についてでございますけれども、この事業では、地域ごとの現状や課題、今後の方向性を取りまとめた市町村間連携推進計画というものを、各地域の市町村が主体となって策定しまして、この計画に沿って、市町村が連携して取り組む広域的な活力の創造に資する事業、例えば農商工連携ですとか木質バイオマスの活用、修学旅行の誘致、そういったもろもろの連携事業について、その立ち上げを支援するための交付金を県が交付するというところで、人口減少、地域経済の縮小に一定の歯どめをかけまして、持続可能な地域づくりを図るという事業でございます。

○前屋敷委員 こちらも市町村間の連携で、先ほど総合政策課のほうも、中身はそれぞれ違いかもわかりませんが、結果的には同じような取り組みを進めていこうという事業なんですね。それぞれの事業で大いに成果が出ればそれにこ

したことはないというふうに思うんですけど、そういった点でのすみ分けみたいなものはできなかったのかなと思ったものですから。

○福田中山間・地域政策課長 先ほどの総合政策課のほうの事業との一番の違いと申しますのは、広域連合という制度を使ってやる場合の支援が総合政策課の事業でございます。うちの事業は、広域連合というやり方にこだわらずに、一部事務組合でもいいですし、職員の併任でも構いませんし、あるいは最近できました定住自立圏、やり方は何でもいいんですけれども、市町村間連携で取り組む場合に支援するというのがうちの事業ですので、そういった意味でそれぞれの事業が異なっているということでございます。

○前屋敷委員 中山間・地域政策課で進める事業は約1億円なんですけれども、この配分はどういうふうになっていますか。

○福田中山間・地域政策課長 市町村に対する配分の枠でございますが、枠を設定する予定でございます。その枠の設定の仕方につきましては、人口等もろもろの指標を用いまして、その範囲内で市町村からの申請に応じるというふうに考えております。詳細につきましてはまだ決まっておられません。

○前屋敷委員 これは申請に応じて予算化をしていくと。中身とあわせてですか。

○福田中山間・地域政策課長 おっしゃるとおりですので、申請が24年度にすごく多いということであれば、増額も可能性としてはあり得るということでございます。

○前屋敷委員 統計調査課にお聞きします。さっき御説明をいただいたところで、常任委員会資料14ページの県民共有・確かな統計基盤づくり事業、事業概要の(2)の中の統計普及・啓発

というところで、統計データフェアみやざきを開催するという中身がありますが、これを具体的に御説明いただけますか。

○大野統計調査課長 統計データフェアみやざきでございますけれども、これは、県民の皆様は統計の重要性を十分理解していただきたいということで、なるべく普及啓発につながるように、例えばイオンといった商業施設等でグラフコンクールの展示、あるいは今こちらのほうに親子統計グラフ教室もございますけれども、その呼びかけを図るとか、そういったような形で普及啓発に資するものにしていきたいというふうに考えております。

○前屋敷委員 統計調査課では、暮らしにかかわってのさまざまな統計を集約されて持っていらっしゃるんですが、県民の皆さんに知っていただくという中身が大事ななと思うんです。それでこのフェアも開催されるということなんでしょうけど、刊行物の有償配布というのがありますが、どういった範囲のデータを皆さんに知っていただく。そのために有料で配布すると。そういうパンフレットか何かということを考えていらっしゃるんですか。

○大野統計調査課長 刊行物については、私どものほうで、統計年鑑、指標でみる宮崎県、県民手帳というのがございまして、この3つの刊行物について、今度実費をベースにして有償頒布していきたいと。広く県民の方々が御活用できるようにという観点から、そういう刊行物について発行したいと思っておりますし、また、データベースの構築というのがございましたけれども、なるべくそういった中心的になる、皆さん方と統計情報を共有できるようなシステムを充実強化していきたいというふうに考えております。

○前屋敷委員 これは要望ですけど、ぜひその点で持ち得るさまざまなデータは広く県民に知っていただくという立場で、大いにその辺のところを普及活動も含めて御努力いただきたいと思っております。

○山下委員長 それでは、1班が午前中で終わる予定でしたが、まだ終わりそうにありませんので、その他報告もありますから――では、議案を午前中で終わらせたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○右松副委員長 1問だけ伺いたいんですが、委員会資料の10ページですけれども、県民とともに築く明日のみやざきづくり拠点整備事業ですが、事業費が2,500万ということで、県づくりを民間、地域、行政が連携協働して行うという方向性や考え方は大変いいと思っています。それを前提にお話ししたいんですが、具体的な中身に目を移してみますと、市町村の取り組みとすみ分けができるのか。例えば宮崎市の場合ですが、地域自治区に分かれています。各地区に事務所や交流センターが設置されております。民間団体、NPOと市町村との連携も、市民センターを設けてかなり進んでいるというふうに考えているんです。その中に県が参加する意義というか、トータルコーディネートして具体的に何を生み出していくのか、成果をどこに求めていくのか、県ならではできることは何なのか、その部分をもう少し明確に教えていただかないと、やっていることが県と市町村と二重になってしまうと無駄が出てきますので、そのあたりを教えてもらいたいと思います。

○茂総合政策課長 これにつきましては、拠点は、宮崎駅前のK I T E Nビルの一室を想定しております。交通の便のいいところというのが一点ありまして、そういう場所を一応想定して

いるわけですが、それとあわせて、今あったお話につきましては、例えば宮崎市であれば、宮崎市を単位とした自治会とか、いろんな団体、NPOというのがございますけれども、私どもが想定しておりますのはその県全体の組織です。そういうところをうまく連携させて取り組めないかということでございまして、当然、市のいろんな団体の役割と県の連合体の役割というのはあると思うんですが、そのあたりで、今おっしゃったように二重にならないようにうまくすみ分けをしながら、県全体として各団体とかNPOとの連携を図りながら盛り上げていこうというふうなイメージで考えております。

○右松副委員長 全県的に活動しているところに公募で任せると。これは一団体を考えておられるのでしょうか。

○茂総合政策課長 これにつきましては、具体的にどの団体にということをご想定しているわけではございませんけれども、NPO間の連絡調整をしたり、コーディネートをしたり、そういうふうな団体——どこかの一団体をお願いすることになるのではないかとこのように考えております。

○山下委員長 よろしいですか。

それでは、第1班の議案の質疑を以上で終わらせていただきます。午後1時再開といたします。総合政策課のその他報告から入りたいと思います。よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時0分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○茂総合政策課長 その他報告事項の御説明に入る前に、午前中、西村委員から上海事務所につきましてのお尋ねをいただいていたので、それについての回答でございます。部長が答弁をいたしましたとおり、県としての組織上の位置づけはございませんで、社団法人宮崎県物産貿易振興センター上海事務所という位置づけでございます。なお、運営につきましては、商業支援課が同センターに委託をしている、そういうことでございます。午前中の部長の答弁どおりでございます。

それでは、その他の報告事項につきまして御説明申し上げます。

委員会資料の35ページをお願いいたします。

「明日の安心対話集会in宮崎～社会保障と税の一体改革を考える」の開催について御報告をいたします。

この対話集会は、内閣官房の主催によりまして、社会保障と税の一体改革について説明をし、国民から広く意見を伺うことを目的として開催されるものでして、資料の一番下の参考の欄にありますように、2月18日の長野県など4県での開催を皮切りに、これまで11の県で開催されてきております。本県では3月20日（火曜日）、春分の日になりますが、この日の午後1時から2時30分まで、宮崎市のJ A・A Z Mホール別館で開催されますが、主な内容といたしましては、5にありますとおり、総理のビデオメッセージ、黄川田総務副大臣によります社会保障と税の一体改革の概要説明のほか、河野知事によります本県の福祉の取り組み等の説明、さらには会議参加者との質疑応答が行われることになっております。募集定員は80名でございまして、議員の皆様方には先週の9日に文書で御案内を差し上げたところでございます。また、8にあ

りますように、対話集会の終了後には、知事から黄川田総務副大臣への要望活動を行うことといたしております。

続きまして、委員会資料の36ページをお願いいたします。「みやぎき元気プロジェクト2012」について御説明いたします。

来年度はアクションプランの2年目となりまして、重点プログラムを軌道に乗せる非常に重要な年となりますが、とりわけ本県では一昨年以來、さまざまな災害の影響によりまして、経済活動そのものが停滞をしている状況にありますことから、地域経済の活性化が喫緊の課題となっております。このため、昨年の8月にみやぎき元気プロジェクトを立ち上げまして、県内の経済活動の回復や将来を見据えた産業づくりなどに全庁的に取り組んできたところであります。このプロジェクトにつきましては、継続していくことが非常に重要でありますので、24年度におきましては、「みやぎき元気プロジェクト2012」といたしまして展開をすることとしております。予算規模につきましては、全体で254事業、1,078億円となっております。基本的に、プロジェクトの構成自体は23年度と変わっておりませんので、24年度の特徴的なものについて簡単に御説明いたします。

委員会資料の36ページの②の公共事業等の適切な実施のところにありますように、地域経済活性化・防災対策特別枠といたしまして、総額50億円程度を措置いたしております。公共事業を積極的に実施することといたしております。

なお、ページは飛びますけれども、38ページの③の観光交流の促進とグローバル化に対応した海外展開のところでは、古事記編さん1300年の節目を生かした誘客対策等を進めることといたしております。

なお、24年度の新たな取り組みといたしましては、それぞれの囲いの中の左端に二重丸をしてありますので——この事業が24年度の新たな取り組みということになります。

関連する事業の一覧につきましては、39ページ以降におつけしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。よろしく御願いたします。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項について質疑を伺います。ありませんか。

なければ、進めたいと思います。これより、生活・協働・男女参画課、文化文教・国際課、人権同和対策課、情報政策課の審査を行います。順次説明をお願いいたします。

○大脇生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の1ページをお開きください。生活・協働・男女参画課の当初予算額は5億2,168万1,000円をお願いしております。平成23年度6月補正後と比較しまして1,373万9,000円の減、率にしまして2.6%の減となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。平成24年度歳出予算説明資料のほうをごらんください。39ページをお開きください。(事項)交通安全基本対策費767万7,000円であります。これは、交通安全実施計画の策定及び交通安全活動の推進を図るため、交通安全の広報・啓発、教育などに要する経費であります。

(事項)交通事故被害者救済対策費304万5,000円あります。これは、交通事故被害者救済のための交通事故相談所の運営に要する経費であ

ります。

(事項) 安全で安心なまちづくり推進費610万円です。これは、安全に安心して暮らせる社会づくりを推進するため、アドバイザーの派遣や青色防犯パトロール活動の支援のための事業、また県民会議の運営などに要する経費です。

40ページをお開きください。(事項) ボランティア活動促進事業費1億63万8,000円です。これは、NPOボランティア活動の促進や県民との協働の推進に要する経費です。主なものとしましては、説明欄2の地域福祉等推進特別支援事業としまして、県の社会福祉協議会が実施するボランティア活動の啓発事業や、NPOの運営上の相談対応などを行いますNPO活動支援センターへの補助を行うほか、5の多様な主体との協働推進事業としまして、NPO、企業等によるグループから企画を募集しまず提案公募型の事業の実施、6の新しい公共支援基金事業としまして、NPO等の活動基盤整備や、NPO、企業、行政等、多様な担い手の協働を進めるモデル事業等の実施に要する経費です。

(事項) 消費者支援対策費5,276万8,000円です。これは、説明欄2の消費者自立支援対策としまして、消費者講座の開催や啓発資料の作成、また啓発員の配置などを行いますとともに、3の消費者被害防止・解決支援としまして、消費生活相談員の配置や商品表示の監視等の実施、4の改善事業、「相談しよう！」多重債務者対策事業としまして、多重債務問題に対応するため、相談窓口である消費生活センターの周知や啓発強化に要する経費です。

(事項) 消費生活センター設置費2,500万9,000円です。これは、消費者施策を推進する

ために設置しております消費生活センターの運営や、生活情報センターの施設管理などに要する経費です。

(事項) 消費者行政活性化基金事業費5,051万4,000円です。これは、消費者の安全で安心な生活を確保するため、消費者行政活性化基金を活用して県及び市町村の消費者行政の活性化を図るものであります。具体的には、相談員の研修参加や無料弁護士相談会による相談窓口の強化、またテレビなどの広報手段を活用した啓発を実施するほか、市町村への補助金交付などに要する経費です。

(事項) 男女共同参画総合調整費377万1,000円です。これは、男女共同参画社会づくりの推進に関する総合的な体制の確立、及び国や市町村等との連絡調整に要する経費です。

(事項) 男女共同参画推進費5,261万1,000円です。次の42ページをお願いいたします。これは、男女共同参画社会づくりに関する意識啓発や活動の推進に要する経費です。説明欄1の啓発・活動推進事業としまして、啓発資料の整備、地域で進める男女共同参画実践塾、輝く女性応援事業、DV防止啓発キャンペーン事業や、新規事業で後ほど委員会資料で御説明しますが、理解と共感を広げる男女共同参画啓発事業の実施のほか、2の男女共同参画センターの管理運営に要する経費です。

それでは、新規事業について御説明します。委員会資料に戻っていただきまして、22ページをお開きください。新規事業、理解と共感を広げる男女共同参画啓発事業です。

まず、1の事業目的であります。新たな男女共同参画プランの策定を機にしまして、県民に対してメディア等を活用した広報・啓発を行

いますとともに、モデル市町村における男女共同参画の取り組みへの支援を行って、県全体に男女共同参画への理解と共感の浸透を図るものがございます。

2の事業概要ですが、(1)の広報・啓発事業としまして、新聞等のメディアを活用した広報・啓発、街頭キャンペーンによる広報・啓発、講演会の開催などを行うこととしております。

(2)の男女共同参画モデル市町村支援事業としまして、①のモデル市町村が庁内の推進体制を構築するために行う研修会、連絡会議の設置、計画の策定などの取り組みへの支援、②のモデル市町村内の自治会などの民間団体が行う啓発活動への支援、③のモデル市町村が住民と協働して取り組む男女共同参画の視点を持った地域づくり活動への支援、④のモデル市町村が行った事業の報告会を行うということにしております。

3の事業費としまして、273万円をお願いしております。

当初予算の説明につきましては以上であります。

続きまして、特別議案について御説明をいたします。同じ委員会資料の25ページをお開きください。昨年6月に特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法が改正されました。ことし4月1日から施行されることに伴いまして、関係します3つの条例を改正することとしましたので、御説明します。

まず、議案第24号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。議案書では69ページ以降になりますけれども、委員会資料で御説明いたします。

1の改正理由につきましては、NPO法の改正に伴いまして、特定非営利活動法人から提出

されました事業報告書等につきまして、謄写——コピーですが——の請求があったときは当該書類の写しを交付することとしまして、当該事務に係る手数料を徴収するための改正を行うものであります。

2の改正の内容は、(1)の追加する事務の内容としまして、特定非営利活動法人から提出を受けました法第30条の規定によります事業報告書、役員名簿、定款、役員報酬規程等の書類の写しの交付事務でございます。これまでは書類の閲覧しかできなかったものが、法改正によりまして謄写の規定が追加されたために、書類の写しの交付事務を新たに追加するものでございます。(2)の手数料の名称は、特定非営利活動法人の事業報告書等の写しの交付手数料です。

(3)の手数料の金額は、用紙1枚10円としております。

3の施行期日は、改正法の施行日であります平成24年4月1日としております。

続いて、委員会資料の26ページをお開きください。議案第34号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。議案書では135ページ以降になりますけれども、委員会資料で説明させていただきます。

1の改正の理由につきましては、本県では住民に身近な行政サービスはできる限り住民に身近な市町村で担うということを基本に、市町村の希望、選択によって権限移譲を推進しておるところでありまして、特定非営利活動促進法に基づく法人の設立認証や各種届け出の受理に関する事務を7つの市町に現在、権限移譲しているところでありまして、今回の法改正によりまして知事の権限に属する事務が追加されましたので、その一部につきまして、住民の利便性の向

上や事務処理の効率化等の観点から、移譲事務に追加するための改正を行うものです。

2の改正の内容ですけれども、(1)から(4)に記載しております4つの事務を移譲事務ということで条例の別表に追加することとしております。(1)の認証申請書類に不備があった場合の補正書類の受理に関する事務、(2)の認証日から6カ月を経過しても登記しない場合の認証取り消しに関する事務、(3)の定款変更に係る登記事項証明書の受理に関する事務、(4)の事業報告書等について謄写の請求があった場合の謄写に関する事務、この4つですけれども、いずれも既に権限移譲しております事務に付随する事務でありまして、一体的に処理することが望ましいと考えられますため、権限移譲市町と協議しまして、移譲事務に追加することとしたものであります。

3の移譲市町村は、宮崎市、都城市など7つの市町でございます。

4の施行期日は、平成24年4月1日としております。

次に、委員会資料の27ページをごらんください。議案第35号「宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」についてであります。議案書では139ページ以降になりますけれども、委員会資料で説明いたします。

1の改正の理由は、法改正に伴いまして、法の施行に関し必要な事項を定めた条例について所要の改正を行うものであります。

2の主な改正の内容です。(1)の外国人登録原票記載事項証明書に係る規定の削除は、ことし7月9日をもちまして外国人登録法が廃止され、外国人住民も日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象になりまして、住民票が作成されることとなりましたので、外国人の役員につい

て住民票にかわって提出を求めておりました外国人登録原票記載事項証明書に係る条例第2条の規定を削除するものでございます。(2)の軽微な書類の不備に係る規定の追加は、法人設立等の認証申請書類につきまして、軽微な不備であれば補正することができるというふうに法律に規定されましたので、軽微な書類の不備の範囲を定めるものでございます。具体的には、軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ客観的に明白な誤記、誤字、または脱字に関するものとするについて、条例第3条に規定いたします。(3)の社員総会の議事録の要件に係る規定の追加は、社員全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、社員総会を開かなくても提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす決議の制度が法律に規定されたことに伴いまして、社員総会の議事録の要件を定めるものでございます。具体的には、議事録は、書面または電磁的記録をもって作成しなければならないこと、議事録は、社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容、提案をした者の氏名または名称等を内容とするものでなければならないことを条例の第4条に規定いたします。

(4)の役員報酬規程等、助成金支給書類等の提出に係る規定の追加につきましては、認定NPO法人が県に提出する書類の提出期限について定めるものでございます。具体的には、役員報酬規程等の提出は毎事業年度初めの3月以内、助成金支給書類は事後遅滞なくとすることにつきまして、条例の第8条と9条に規定いたします。

3の施行期日につきましては、法の施行日であります平成24年4月1日としております。ただし、2の(1)の外国人登録法の関係では7

月9日としております。

次に、委員会資料の28ページをお願いいたします。議案第54号「みやざき男女共同参画プランの変更について」御説明いたします。

議案書では189ページと、別冊になりますけれども、委員会資料で御説明いたします。これまで作業の進捗に合わせまして御報告してまいりましたけれども、今回改めて御説明させていただきます。

1の趣旨につきましては、平成14年度に策定しました現在のプランが平成23年度で終期を迎えますこと、昨年度、国におきまして、第3次男女共同参画基本計画が策定されましたこと等を踏まえまして、社会経済情勢の変化に対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していくために新たなプランの策定を行うものです。

2のプランの位置づけは、男女共同参画社会基本法の第14条に基づく法定の基本計画となります。

3の新たなプランの名称につきましては、第2次みやざき男女共同参画プラン、4の計画期間は、平成24年度から28年度までの5年間としております。

5の新たなプランの概要につきましては、次ページ以降で説明したいと思います。29ページをごらんください。(3)の全体構成ということで全体の組み立てを書いております。全部で5章になっておりまして、第1章「計画の策定にあたって」では、計画の趣旨や性格、期間、行政・企業の役割、第2章「計画策定の背景」では、男女共同参画に関する世界や日本の動き、本県の動き、県民意識調査の動向を記載しております。計画の具体的な内容は第3章からになりまして、第3章「計画の基本的考え方」では、

基本理念、基本目標を記載しております。第4章では「計画の内容」ということで、3つの基本目標と重点分野ごとに現状と課題や施策の基本的方向、具体的施策、第5章「計画の推進」では、プランを推進するに当たっての県の推進体制や男女共同参画センターの機能強化、市町村との連携などについて記載しております。

30ページをお開きください。計画の内容の体系表をつけております。基本目標として3つの項目、重点分野として9つの項目、各重点分野ごとに施策の基本的方向として28項目という体系にしております。さらに、施策の基本的方向の下には具体的施策ということで各課で推進していく具体的な施策や取り組みを定めております。まず、基本目標Ⅰであります「男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革」につきましては、重点分野として2つ挙げておりまして、重点分野1の「男女共同参画の理解の促進」につきましては、施策の基本的方向としまして、理解と共感を広げる啓発活動の推進や学習機会の充実などに取り組むこととしております。重点分野2の「男性・子どもにとっての男女共同参画の推進」に係る施策の基本的方向については、男性に対する広報・啓発や、子供のころからの理解の促進に取り組むこととしております。

基本目標Ⅱの「男女が多様な分野で活躍できる環境の整備」につきましては、重点分野3の「社会における女性の活躍の場の拡大」としまして、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性のチャレンジ支援、重点分野4の「男女の平等な就業環境の整備」につきましては、雇用分野における均等な機会と待遇の確保、多様なニーズを踏まえた就業環境の整備、重点分野5の「男女の仕事と生活の調和」につきましては、仕事と家庭の両立支援、家庭・地域での男女共

同参画の促進、重点分野6の「地域における男女共同参画の推進」については、地域づくりや観光、環境、防災などの分野での男女共同参画の推進に取り組むこととしております。

基本目標Ⅲの「男女の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の構築」につきましては、重点分野7の「女性に対するあらゆる暴力の根絶」としまして、女性に対する暴力の根絶のための環境整備や配偶者からの暴力の防止、重点分野8の「生涯を通じた女性の健康支援」としまして、妊娠・出産に対する支援や女性の健康保持、重点分野9の「様々な生活困難を抱える人々への対応」としましては、ひとり親家庭の生活安定と自立支援などに取り組むこととしております。

31ページをごらんください。このプランでは数値目標を設定しておりまして、プランの実効性を高めるということで、このプランの中で挙げております9つの重点分野ごとに一覧にしております。33ページまでになりまして、全部で42の項目の目標を掲げております。今後、進捗管理を行いながら、目標達成に向けた取り組みを進めていくということとしております。

新たなプランの本体につきましては、お手元に別冊としてお配りしておりますので、よろしくお願いたします。

生活・協働・男女参画課は以上でございます。
○日高文化文教・国際課長 文化文教・国際課の当初予算案について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の1ページをお開きください。文化文教・国際課の平成24年度一般会計当初予算額は82億7,379万7,000円でございます。平成23年度6月補正後の額と比較しますと19億7,578万9,000円の増、率にいたしまして約31.4%の増となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料の45ページをごらんください。(事項) 県立芸術劇場費4億9,496万2,000円であります。これは、県立芸術劇場の管理運営に要する経費になりますが、内容につきましては、次の46ページをお開きください。

1の指定管理料3億7,674万3,000円は、指定管理者である財団法人宮崎県立芸術劇場へ支払う経費であります。内訳としまして、(1)の国際音楽祭開催事業9,838万6,000円は、平成24年度に実施する第17回音楽祭の開催経費と、平成25年度に実施される第18回音楽祭の準備経費を合わせたものであります。(2)の県立芸術劇場管理運営委託費2億7,835万7,000円は、人件費及び設備等の維持管理に必要な経費であります。

2の県立芸術劇場大規模改修事業費1億1,281万円は、各種設備や舞台照明等のメンテナンスにつきましては、劇場の運営に支障が出ないよう必要性の高いものから改修・修繕を行っているものであります。

続いて、(事項) 文化活動促進費20億3,499万5,000円であります。これは、文化活動の促進を図るために必要な経費ではありますが、主なものを御説明いたします。1の宮崎県芸術文化協会補助1,528万3,000円は、県内文化団体の取りまとめ役を担っております財団法人宮崎県芸術文化協会の運営に必要な経費と同団体が実施する県民芸術祭の経費を補助するものであります。次に、9の新規事業、みやざき芸術文化振興基金設置事業ではありますが、内容につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。また、10の新規事業、地域の芸術文化環境づくり支援事業500万円は、この新設基金を活用し、県内の市町村等が実施する地元密着したさまざまな文化事業に対して助成を行うもので

あります。

続いて、(事項)文化環境育成費533万5,000円です。次の47ページをごらんください。これは、県民の文化活動を支えるための経費ですが、3の財団法人地域創造への負担金が主なものとなっております。

次の(事項)海外渡航事務費3,466万1,000円です。これは、宮崎パスポートセンターと県内6カ所の県税・総務事務所の旅券窓口において発給事務を行う経費です。

続きまして、(事項)国際交流推進事業費7,393万5,000円です。主なものについて御説明いたします。まず、3の外国青年招致事業1,755万6,000円は、当課に3名の国際交流員を配置しまして、通訳・翻訳業務や各種の国際交流業務に従事させますとともに、県内市町村に配置されている国際交流員や外国語指導助手の研修などを実施するための経費です。4の海外国際交流推進拠点整備事業負担金1,400万円は、財団法人自治体国際化協会が行っております地域の国際化推進事業の負担金として同財団に納付するものであります。次の6の多文化共生地域づくり推進事業2,632万4,000円は、県民と外国人住民の方々がともに理解し協力しながら暮らしていくための啓発活動や、外国人住民支援についての財団法人宮崎県国際交流協会への委託事業等です。次の8の改善事業、国際理解・国際交流促進事業64万8,000円は、県の国際交流員等が小・中・高等学校などを訪問し、母国を紹介する講座などを行う事業です。次に、10の改善事業、アンニョンハセヨ！少年少女国際交流事業427万5,000円は、本県と韓国の小・中・高校生にホームステイなどを通じた交流を行ってもらい、本県と韓国との交流促進や国際感覚豊かな人づくりを推進するものであ

ります。

次に、(事項)海外技術協力費579万円についてです。海外技術研修員・留学生受入交流事業は、開発途上国から受け入れた技術研修員へ専門技術の研修を受ける機会を提供するとともに、本県出身ブラジル移住者の子弟を受け入れ、県内の教育機関で修学の機会を提供する事業です。

続きまして、48ページをごらんください。(事項)私学振興費54億2,648万9,000円です。主なものについて御説明します。まず、1の私立学校振興費補助金37億4,572万5,000円ですが、これは、私立学校における教育の振興や経営の安定化、また保護者負担の軽減を図るため、学校法人に対して経常的経費の補助を行うものであります。次に、3の私立学校振興・共済事業団補助金4,272万7,000円ですが、これは、学校法人及び教職員の長期給付掛金の負担を軽減するため、補助を行うものであります。次に、4の私立学校退職金基金社団補助金8,122万5,000円ですが、これは、私立学校教職員等の福利厚生を図るため、退職金基金社団が行う退職手当資金の積み立てに対する補助を行うものであります。次に、5の私立高等学校授業料減免補助金3,613万円ですが、これは、私立高等学校が行う授業料減免に対する補助を行うことにより、生活困窮世帯等の生徒の学費負担の軽減を図るものであります。次に、10の私立専修学校教育充実支援事業2,197万9,000円は、私立専修学校教育の質の向上を図り、そこに学ぶ生徒の修学機会の確保と魅力ある産業人材を育成するための補助を行い、特色ある教育を支援するものであります。次に、11の私立高等学校等就学支援金14億5,697万7,000円ですが、これは、公立高校の授業料無

償化にあわせまして、私立高校生等に対して公立高校授業料相当額を助成する事業であります。次に、12の私立高等学校就職対策強化事業3,184万円であります。これは、高等学校卒業予定者の就職状況が厳しい状況にあることを受け、私立高校に就職対策の専門職員を配置し、就職率の向上を図る事業であります。

続きまして、常任委員会資料で説明させていただきます。お手元の常任委員会資料の23ページをお開きください。新規事業、みやざき芸術文化振興基金設置事業について御説明いたします。

1の目的につきましては、総合的な文化基金であるみやざき芸術文化振興基金を新たに設置し、県民と一体となった文化振興施策の一層の推進を図るものであります。

次に、2の基金条例についてであります。基金を設置するため、みやざき芸術文化振興基金条例案を議案第29号として当初予算とあわせてお願いしております。条例案は次のページの24ページに添付しております。

23ページに戻っていただきまして、3の事業概要であります。(1)にありますように、基金総額は20億円とし、基金の対象事業につきましては、(2)にあるとおりでございます。まず、①の県立芸術劇場における事業として、県立芸術劇場の改修・修繕のほか、開館20周年や第20回宮崎国際音楽祭などの周年事業を初めとした事業などに活用してまいります。また、②の本県文化振興のための事業として、宮崎県文化賞や若山牧水賞などの文化振興事業や、新規事業となる地域の芸術文化環境づくり支援事業のほか、県内文化団体への支援に活用してまいります。

4の事業費ですが、20億円を計上しております

して、財源の内訳は、宮崎県文化振興基金が12億8,000万円、一般財源からの県の拠出金が7億2,000万円となっております。

文化文教・国際課の説明は以上でございます。

○吉田人権同和対策課長 人権同和対策課の当初予算について御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の1ページをごらんください。人権同和対策課の平成24年度一般会計当初予算額は1億4,458万8,000円でございます。平成23年度6月補正後と比較いたしまして301万1,000円の減、率にいたしまして約2.0%の減となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。お手元の平成24年度歳出予算説明資料の51ページをお開きください。(事項)人権同和问题啓発活動費3,226万6,000円ですが、これは、県民の同和问题を初めとするさまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に要する経費であります。説明欄1のみんなで築く人権啓発推進事業につきましては、県民の人権意識の高揚を図るため、県民運動の推進母体であります宮崎県人権啓発推進協議会に委託しまして、人権啓発強調月間あるいは人権週間といった年間を通じて切れ目なくさまざまな啓発事業を実施するものであります。説明欄2の改善事業、人権ハートフルフェスタ事業についてであります。これは、人権の大切さを言葉の力で県民の理性と感性の双方に訴えかける新しい形式の啓発を実施することによりまして、人権問題を自己の問題として考えるきっかけとしていただくものでございます。

次に、(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費2,139万7,000円であります。これは、本県の人権教育啓発の基本方針でありま

す「宮崎県人権教育・啓発推進方針」に基づく施策の推進に要する経費であります。説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業につきましては、人権同和対策課内に開設しております宮崎県人権啓発センターを拠点といたしまして、人権問題に関する相談や情報誌の発行、ホームページによる情報提供等の事業を実施するものであります。

人権同和対策課の当初予算につきましては以上でございます。

○長倉情報政策課長 情報政策課の当初予算について説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の1ページをごらんください。情報政策課の当初予算額は9億6,754万2,000円でございます。平成23年度の6月補正後と比較いたしまして、携帯電話等エリア整備事業などハード事業が減少しましたことから、4億2,167万5,000円、率にしまして約30.4%の減となっております。

それでは、主な内容について説明いたします。お手元の平成24年度歳出予算説明資料の55ページをお開きください。(事項)行政情報処理基盤整備費の1億67万1,000円は、説明欄にありますように、職員用パソコンの調達に係る経費であります。

次に、(事項)行政情報システム整備運営費の2億6,648万5,000円は、説明欄3にあります県庁LANや、56ページの4の総合行政ネットワーク、これは全国の地方自治体間を結ぶものであります。これらのネットワークの維持管理等のための経費であります。

続きまして、(事項)電子県庁プロジェクト事業の3億6,899万3,000円であります。主な内容を説明いたしますと、まず、説明欄3の宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営事業の1億4,786

万2,000円は、県と市町村が連携して電子行政を進めるための協議会への負担金でありまして、職員の研修や施策の研究、宮崎情報ハイウェイ21の共同運営のための費用となっております。また、5のサーバ管理委託事業の9,493万9,000円は、情報システムの安全性等を高めるため、民間のデータセンターに県の各種システムのサーバを置き、その管理を委託するための経費であります。7の行政情報システム全体最適化推進事業の3,834万8,000円は、県のさまざまな情報システムについてサーバやシステムの統合等を進め、全体として経費の削減や事務の効率化、県民サービスの向上等を図るものであります。説明欄8の新規事業、ICT業務継続計画構築事業の1,620万1,000円は、東日本大震災を教訓に県のICT部門の業務継続計画を策定することにより、万一被災した場合においても早期にシステムの復旧ができる体制を構築するとともに、非常用電源の整備等を行い、電子行政の基盤インフラである県庁LANの堅牢性を高めるものであります。

次に、(事項)地域情報化対策費の1億1,158万3,000円ありますが、まず、説明欄1の情報通信基盤整備対策費の(1)の宮崎情報ハイウェイ21管理運営事業の6,540万7,000円は、当該情報ハイウェイをこの5月に更新することとしておりますことから、その不要な設備の撤去等に要する費用や、県が所有する光ファイバーの保守等に要する費用であります。次に、説明欄2の電気通信格差是正対策費の4,617万6,000円は、情報通信格差を是正するため、携帯電話等の施設を整備する市町村に対し、その費用の一部を助成するものであります。

情報政策課の説明は以上であります。

○山下委員長 各課長の説明が終了いたしましたし

た。議案についての質疑を承ります。

○前屋敷委員 文化文教・国際課でお願いしたいんですけども、今度、基金事業で新たに基金を設置することになっているんですが、常任委員会資料の23ページの中にも20億円の事業概要があって、これまでどおりの芸術劇場での文化事業であるとか、改修のために活用もするんですけども。今回、基金として立ち上げてこれまでと同じ中身、それとあわせてほかにもあるんですけども、そうしたことにした目的とありますか、メリットとありますか、どういうことで基金事業として行うことにしたのかをもう少し詳しく御説明ください。

○日高文化文教・国際課長 これまでも文化振興基金という基金がございまして、文化全般に基金を使った事業をやってまいりましたけれども、今回、劇場のほうから9億3,000万という寄附をいただくことになりました。その観点もございまして、対象事業でも書いてございますが、劇場における事業と、文化振興のための事業を一括した形で新しい基金をつくって、それで文化全般の事業をやっていこうということで、改めて基金を設置したということでございます。

○前屋敷委員 今回、劇場からの寄附が9億円ということですが、これからの運営費も県の一般会計から出ることはなるんですけども、基金運営上といたしますか、そういった点とあわせて、文化的な振興と事業と一体となる、そのほうがより活動としてはやりやすいということですか。

○日高文化文教・国際課長 まず、劇場の事業につきましては、これまでも、今もですが、指定管理になっていますので、音楽祭と管理費、これにつきましては、一般財源のほうから指定管理料でお払いしています。ただ、劇場の改修

につきまして、大体これまで1億円ぐらいかかっていたんですが、劇場が持っている文化事業基金の中から半分寄附をいただいたんです。今回、劇場からこれだけの寄附をいただきましたので、今後は、劇場のそういった改修でありますとか修繕につきましては、県が改めて設置します文化振興基金のほうで継続してやっていきたいというのが一つございます。

文化振興の事業につきましても、今までの文化振興基金より幅広く、この事業に書いてございますが、例えば県内文化団体への支援につきましても、今後はその内容として取り組みまして、広く事業を進めていきたいというふうに考えております。

○前屋敷委員 こういう形をとったほうがより活動はしやすいし、財源も含めて運用もしやすいということだというふうに思います。

○鳥飼委員 関連して。補正のときにもお聞きしたかもしれないんですが、芸術劇場の大規模改修事業費、今年度が1億1,200万円になっています。毎年この程度、最近こういっていたんですが、補正のときもお聞きしたんですけどか、今後、あとどれぐらい残っていて、どのくらい支出があるのか、見込みをお聞かせください。

○日高文化文教・国際課長 平成18年度に今後改修がどのぐらいかかるのか、平成27年度までということで調べたところ、全体の額で19億1,000万円ぐらいかかるという見通しが出たところでございまして、ただ、23年度までで5億4,000万円ぐらいの工事が終わることになっておりますので、13億円強、このぐらい残ろうかと思っております。今回、来年度の改修事業で1億1,000万円余りお願いしておりますけれども、5年とか10年で老朽化する備品、舞台機構がございまして、そういうものをおおむね最

低1億円ぐらいずつは改修していきたいというふうに考えておるところでございます。あと残り13億円という見通しはございますが、これをまたどういう形でやっていくかというのは今後の課題になろうかと思えます。

○鳥飼委員 基金を寄附という形で受け入れをしたという形にはなっています。それはそれで、そういう方式をとったということでしたとしても、結果として、財団が保有していた9億3,000万円を使用してしまうと、足らんわけですから、当然、県の建物ですから、本当は県がやらないかんということになるわけですがけれども、そこはしっかりと修繕をやっていただきたいというのがあるんです。基金を、ちょっと聞こえが悪いですが、取り上げた。返していただいた基金を使って修繕をします。今までは県費で修繕していた。基金をちょっと足していたということだったんですけれども、今度の予算を見ても、その他特定が全額になっていますので、しっかり県が責任を持って修繕をやるということをお願いしておきたいと思えます。

○日高文化文教・国際課長 全体の金額、基金総額20億円でございますが、その内訳を見ただけですと、一般財源として県が7億2,000万円をこの中に拠出しておりますので、県が拠出した分も含めて改修事業には当然使っていくというふうに思っております。

○鳥飼委員 それは当然なんですけれども、20億円ですから、その他のことにも使っていけばそれでは足りなくなるわけですから、そこはしっかりお願いしますよということは――県立ですからそこは最後まで責任持ってもらいたいということです。当然責任持つということになるとは思いますが、そういう目配りをしっか

りしていただきたいと思います。

○日高文化文教・国際課長 県立芸術劇場はもちろん県の施設でございますから、基金の額と関係なく、今後、大規模な工事でございますとか、本体そのものの工事とかということになりましたら、当然これは県の責任で工事なりやっていくことになるというふうに考えております。

○鳥飼委員 以上です。

○前屋敷委員 では、別のことなんですけど、同じく文化文教・国際課ですが、予算説明資料48ページで私立学校振興のための補助金が出されています。これは教育の振興だとか学校の運営費あたりの補助なんですけど、東日本大震災を受けて県立の高校などは、耐震化がここ1～2年で完了するというぐらいに予算もかなりつけられているんですけれども、私立の高校も、私立とはいえ、それは喫緊の課題として求められている課題だというふうに思うんですけれども、私立の高校に対してのそういう助成などは今回検討されなかったんですか。

○日高文化文教・国際課長 私立学校の耐震の診断あるいは耐震の工事ということだと思っておりますが、確かに県立高校、県立学校につきましては、現在、耐震化率90%を超えていまして、いずれ100%にしようかということで教育委員会のほうで動いていると思うんですが、私立学校につきましては、あくまでも設置主体が学校法人ということもございまして、どこまで県の費用で補助していくのかという問題があるかと思えます。そういう中で、私どものほうでは、平成20年度と21年度に私立学校耐震対策緊急支援事業ということで耐震診断の補助を実施したところでございまして、合わせまして12校が耐震診断を実施されております。今後は、耐震工事をできるだけやってくださいという話はして

いるんですが、今のところ、文部科学省のほうで補助金がございます、これが3分の1補助金でございます。あと残りにつきましては、私立学校振興・共済事業団の融資——低利の融資がございますから——そういうものを使っただけでやっていただくことになろうかなと思いますけれども、なるべくやってくださいというお願いはしているところではございます。

○前屋敷委員 耐震診断への補助は出しているということで、各学校——12校ですか——診断されたということですが、その結果などは聞かれていますか。改修がどの程度必要だったのかとかですね。

○日高文化文教・国際課長 私立学校につきましては、小中学校は昭和57年以降につくられたところが多いものですから、ここは耐震化率100%でございます。私立の高校につきましては、現在、130棟のうちの73.1%が耐震化が進んでおりますけれども、残りにつきましては、年に1校あるいは2校ぐらいが耐震化が進んでおりますが、私立学校も経営状況が厳しいところもございまして、実際にはなかなか進んでいないところが実情でございます。

○前屋敷委員 これは要望ですけれども、学校のそういう状況もつかんでいただいて、今後、県としてもいろんなそういう助成についての努力と、それからいろいろ国の補助制度なども大いに紹介もしていただいて、ぜひ耐震化を早く進められるように、県としての努力を進めていただきたいというふうに思います。

○日高文化文教・国際課長 耐震の診断につきましては、私どもの補助では、20年、21年で終わっておりますけれども、現在、国土交通省の補助が耐震診断につきましてはございますので、そういう他省庁の補助制度を利用するような形

での御案内とか御利用の促進は進めていきたいと思っております。

○右松副委員長 今、見たんですが、常任委員会資料31ページの男女共同参画プランの数値目標の件ですが、目標値が28年度の分はわかるんですが、32ページにいきますと、24年度目標数値とかあるんです。その中で、重点分野6の自主防災組織率は、男女共同参画に関連するのかわかりませんが、ちなみに基準値が21年度になっておりますけれども、23年度で74.83%という数字が既に出ているはずですので、かなり古い数字がここに出ているなど。それから、子宮がん・乳がん検診受診率も24年度で50%以上ですから、ということは来年度でこの目標設定になりますので、ちょっと数字的に21年度は古いんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。基準値の出し方は……。

○大脇生活・協働・男女参画課長 済みません。確認させてください。時間がかかりますので、お時間をいただきたいと思っております。

○山下委員長 なければ、総括でいきましょうか。よろしいですか。それでは、準備のために暫時休憩したいと思います。

○山下委員長 それでは、第2班の審査を終了いたします。後ほど答弁をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後2時4分休憩

午後2時13分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑がすべて終了いたしましたので、これから総括質疑を行います。

県民政策部全般について質疑はありませんか。

○星原委員 先ほど説明いただいたんですが、

予算説明資料46ページですが、文化文教・国際課の芸術劇場の文化振興基金設置事業ということで事業費として20億円計上されています。そして、県立芸術劇場費ということで大規模改修事業費として1億1,281万円とか、いろいろ書いてあるんですが、委員会資料23ページの説明になると、芸術劇場の改修・修繕というのがここでも出てくるわけです。24年度で両方に含まれる、あるいは24年度はこっちのほうの予算で上げて、25年度以降が20億円の基金の中からそういう事業費に振り分けていくというふうにとるんですか。そうでなければ、24年度はこっちのほうの部分で上げなくても20億円の中で運営してもいいのかなと。ただ、説明の中ではどういうふうになっていくかわからないということだったので、両方に上げているということなんですか。教えてください。

○日高文化文教・国際課長 みやざき芸術文化振興基金設置事業ということで、その事業ということで20億円上げております。この文化振興基金を使う来年度の事業につきましても、改めて事業としてここへ上げておりますので、そういう意味では、設置事業の一部は予算上はダブっていることにはなりません。そういうことでございます。

○星原委員 わかりました。情報政策課のほうで先ほど説明いただいた中で、予算説明資料56ページの地域情報化対策費ということで電気通信格差是正対策費、携帯電話のエリア整備事業ということで、ずっとこここのところ予算を組まれてきているんですが、今回の24年度の予算を組んでもそれでもまだ予算を組まなくちゃいけないエリア外の地域というのはまだ残るものなんですか、どうなんですか。

○長倉情報政策課長 携帯電話のエリア整備事

業につきましても、基本的には国の補助制度にのる地域というところがございます、要件はいろいろあるんでしょうけれども、簡単に申し上げれば、人がある程度住んでいるところということになります。かつ、電気通信事業者が事業化してもよいということになります。そういう意味におきまして、だんだんとその事業にのるところが減っているのが現状でございます。しかしながら、現在、携帯電話の中でいまだに不感地域というか、通じない地域というのは——県内の不感エリア世帯がまだ582世帯ほど残っております。これにつきましては、基本的に事業の対象になるかならないかというの——市町村の意向、そして住民の意向、事業者の意向が重なったところで対象になるということになるかと思います。

○星原委員 今の説明の中で1点、人が住んでいるところというような説明があったんですが、去年の地震災害なんか見ると、県内どこでも一応エリアの中で携帯電話等が使えていないと、住んでいないところに人がその日入っていつているときに何か起きたときは連絡網が断たれるような形も出ますね。そういうことを考えると、やっぱり早いうちに整備されないといけないんじゃないかなというふうに思うんですが、国の予算をもらってということになると、枠もあるので、そうだと思うんですが。災害等のことを考えたときには、国のほうに申し入れて、なるだけ全県域、宮崎県内どこでも携帯電話が使えるエリアにしておくべきじゃないかというふうに思うんですが、それについてはどういうふうにとらえたらいいんですか。

○長倉情報政策課長 例えば固定電話でありますとか、ああいったものについては国のほうではユニバーサルサービスというか、どこでも基

本的に通じるようにしようと。テレビ放送にしましてもそういうような考えで、制度がそういうようなユニバーサルサービスを——あまねくサービスを提供しようという考え方になっているようでございますけれども、携帯電話につきましては、なかなかそういうような考えをとっていただいております。しかしながら、おっしゃいますように、災害時のことでもありますとか、よく委員会でも御指摘いただきます林業作業時の安全の連絡のためとかいうようなお話もございます。私どもとしましては、簡単に国のほうが動くということもなかなかございませんので、実は、携帯電話の不感地域をできるだけなくそうということで、補助事業にのらないようなところ、そういったところでも例えば道路交通としていろいろ車が通りますというような場所、例えば季節的に観光地で人が集まる場所、そういった携帯事業者として事業意欲が幾らかでもわきそうところ、そういったものを庁内、市町村に調査いたしまして、そういった一覧をつくりまして、今年の秋に携帯各キャリアに要望活動を行いました。具体的には、11市町村の34カ所、それなりに理屈がつくようなところを挙げたわけですが、その結果としまして、1社から、平成24年度中にそのうちの5カ所につきまして自社のほうで整備いたしますというお答えをいただきました。そこは事業者がやっておりますので、負担ゼロで整備されるわけですが、県としましては、できるだけそういった住民のサービス、県民の皆様の安全も含めまして、解消されるようにこういった取り組みを続けていながら、不感地域を解消していきたいと考えております。

○星原委員 よろしく願いしておきます。

○宮原委員 今回、組織の改革ということで、

総合政策課の中に記紀編さん記念事業担当という部署が新しくできているんですけれども、今度はいろんな事業をされるときには観光推進課、上になると商工観光労働部長、こちらは県民政策部長ということになりますが、この辺での連携というのはどう図られていくのか、まずお聞かせいただけますか。

○大西副参事 今回の記紀編さん記念事業は、いろんな分野にまたがるということでありまして、観光振興のみならず、教育の分野であったり、あるいは地域づくりの分野であったりということでございますので、全体的な総合調整を果たすという意味で県民政策部の中に置かれたというふうに理解しております。したがって、商工観光労働部なり教育委員会、あるいはその他の部署についても、私ども総合政策課のほうで全体の調整を図らせていただく中で連携を図っていく、深めていくというふうなスタンスに立っております。

○宮原委員 観光推進課の事業の中に、島根、奈良、宮崎、この3県で連携をとりますよとか、知事を招いてとかということなんですけれども、ここにこういう形で載っているということは、そういう下地は今つくられているということでしょうか。

○大西副参事 既に観光推進課、観光部局のほうにおいて関係機関とのいろんなすり合わせ等も行われているというふうに伺っております。

○宮原委員 3県の記紀編さん1300年というものの考え方は、それぞれこれを活用して地域の振興を図りたいということになっているというふうに思うんですけれども、本年度の予算を含めて、別の県と比べてどんな状況なんですか。多いか少ないかということになってくるんでしょうけれども。

○大西副参事 予算上どういうふうな比較ができるかということもあろうかと思うんですが、島根県につきましては、島根博ということで大きなイベントが行われるということもありまして、純粹に県予算という意味ではやはり少し島根県あたりは多いのかなという感じはしております。

○宮原委員 せっかくこういう記紀編さんということで、継続的に長いこと続いていくというふうに思うんですが、主導権はどこが握れということではないんですけれども、神話とか、そういう形で——それこそ子供たちの修学旅行とかそういったものも、宮崎県は鹿児島や熊本に行ったりするみたいですが、向こうからこちらに来てもらう状況もない。だから、そういうものをうまく組み合わせるような形で地域の振興につなげていかないと意味がないというふうに思っているんですけれども、そのあたりも連携をとって図っていただけるということでもよろしいのでしょうか。

○大西副参事 まさに記紀の本家本元というふうな認識で頑張ってもらいたいと思いますので、修学旅行、その他いろんな観光誘客を含めて関係部局ともしっかりと連携をとって、また関係県とも連携をとって取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○宮原委員 そういうことでしっかりやってほしいと思うんですけれども、観光推進課のところで見るといろんな事業を立ち上げられているんですけれども、これというふうなイメージがわからないというのが——多くの議員がそういう雰囲気のようなので、きちっとしたつくりをしていただけるとありがたいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鳥飼委員 関連してお尋ねしたいと思いますが、その後、2点ほど小さなことをお尋ねしたいと思います。記紀編さんで「神話のふるさとみやざき温故知新ものがたり」とか、いろいろございます。それと先ほどまとめて言われた経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト2012」の中にもありますけれども、常任委員会資料38ページですが、観光交流の促進とグローバル化に対応した海外展開というようなことも書いてございます。そして、温故知新ということで5,000万円ですね。「宮崎を知ろう！100万泊」で3,200万円。こんなことが上げられているわけですが、古事記の問題についても、巖流島の佐々木小次郎と宮本武蔵に例えれば、宮崎県は宮本武蔵なのかなというふうに思うんですが。ことは1300年のまずスタートの年といいますか——結果的に勝っていただければいいと思うんですけれども、最近では、宮原委員からも出ましたように、修学旅行についても鹿児島とか熊本から来る人が非常に少ないんです。口蹄疫以降ぐっと減って、何百の単位だったんじゃないかなと思うんですけれども、それほど少なくなってきたいて、10年たっても戻らないという現状があるんです。私どもも熊本とか鹿児島に働きかけをせないかなという話を議員の間でもしているわけですが、記紀編さん事業でいろんなことをやっけていられるわけですが、例えば県内に宿泊する修学旅行の子供たちも県内のことも十分知らないという現状も一つあるわけですが。そして、磨き上げをやっていくということですから、例えば県内に宿泊する場合はある程度の補助があるような誘導策もこの際つくっていったほうがいいんじゃないかなという気もするんですけれども、その辺の考え方についてお尋ねしたいと思ひます。

○大西副参事 確かに、修学旅行生の数がこのところずっと減っているというふうに伺っております。それからまた、修学旅行生だけじゃなくして県外からの観光客がなかなか回復しないという事実もございます。確かに鳥飼委員御指摘のとおり、何らかのインセンティブというものが必要になってくるんだろうなと思いますし、その出発点といたしましうか、委員からもお話がありましたように、磨き上げという点で、私たち含めて県内在住の人たちが自分たちの地域の魅力、資源、そういったものをまずしっかりと見出して、再発見をして、磨き上げをするというところからスタートしないといけないのかなと。インセンティブという点では軽々に申し上げることもできませんけれども、確かに御意見踏まえまして、市町村あたりとも十分議論しながら、検討していかなければならない点だろうというふうに考えます。

○鳥飼委員 推進協議会を立ち上げるという状況です。立ち上がったばかりですから、なかなか難しい、これからということなんでしょうけれども、いろんなそういう磨き上げをしていく際に、これはと思うようなものをつくっていてももらいたいというふうに思うんです。そうしないと、何のためなのかということになりかねませんので、そこはしっかりお願いをしておきたいと思います。余り多くは申し上げませんが、こういうことをやっていくことで県民政策部の意義というものがあるんじゃないかなと思います。後でまた部長にもお尋ねしたいと思いますが、ぜひそれをやっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

続けて、人権同和対策課にお尋ねしたいと思います。人権同和対策課は予算が予算説明資料51ページに1枚ということで1億4,400万円という

ことです。いろいろと事業が継続事業で、改善が人権ハートフルということなんですけれども、県内でも差別事案というものが後を絶たないということがあって、それぞれの団体が行政も含めて努力しているんですけども、その解消に向けてどういうふうなことがこの予算の中に込められているのか、お尋ねしたいと思います。

○吉田人権同和対策課長 委員おっしゃるように、差別事象といったものは相変わらずございます。そういうことで私ども人権啓発を最重点課題ということでこれまで取り組んできておるわけでございますけれども、24年度は、本当に県民の心を、ハートを動かすような啓発、心に響くような啓発をしなくてはいけないんじゃないだろうかということで、これまでプラザ事業というのをやっておりましたけれども、これが終期を迎えまして、改善事業ということでハートフルフェスタ事業というのをお願いしておるわけでございます。これまでは、プラザ事業で申しますと、講演会を中心に啓発を組み立ててまいったわけでございますけれども、今回のハートフルフェスタでは、心に届くような啓発ということで新しい形式——今考えておりますのは、人権に関するさまざまな詩とかエッセー、こういったものの朗読と音楽を取り混ぜたような新しい形式の朗読と音楽の夕べといったようなことで、人権について心から考えていただくきっかけとなるような事業をやりたいと考えております。そういうことで今回、ハートフルフェスタ事業をお願いしているところでございます。

○鳥飼委員 地道な努力の課といたしますか、部署ですけれども、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

中山間地についてお尋ねをいたします。34ペー

ジに、先ほど出ました宮崎県市町村間連携支援基金事業ということで交付金交付事業というのが1億100万円組まれております。これは去年の何月でしたか、基金をつくるという説明があったんですけれども、基金をつくって——額は幾らでしたかね。

○福田中山間・地域政策課長 市町村間連携支援基金の金額ですけれども、約5億円となっております。

○鳥飼委員 何月でしたか。

○福田中山間・地域政策課長 6月補正で組ませていただきました。

○鳥飼委員 6月で5億円の基金をつくったということですが、それから市町村に対する説明というのは何か持たれていますか。

○福田中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課としても説明しておりますし、各農林振興局あるいは西臼杵支庁の担当者のほうからも随時説明をさせていただいているところでもあります。

○鳥飼委員 市町村からはどんな意見が出ますか。

○福田中山間・地域政策課長 市町村からは、この基金を使って事業をやるということで前向きな意見をいただいておりますが、ただ使い方についてはさまざまな意見がありまして、当初の24年度に一気に使ってしまいたいというところもあれば、中長期的に使っていききたいというところもございます。

○鳥飼委員 どういう事業をやりたいとか、市町村の希望とかも出てきていると思うんですけれども、その辺についてもっと詳しく説明してください。

○福田中山間・地域政策課長 この基金事業の使い方については、検討会を開きまして、そこ

の中でも議論させていただきました。検討会に市町村からの代表の方々も入れまして、議論してきたところでもあります。事業スキームなんですけれども、まだ何年度間の事業ということは明確には確定しておりませんが、数年間の事業を続けることで市町村間の連携を強めていきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 そういう漠とした言い方じゃなくて、具体的に突っ込んで市町村とやったと思うんですが、こんなことをやりたいと思うんですけども、それはちょっと該当しないと思うんですけれども、やったと思うんです。日南と延岡でもいいよと、あのとき図解であって、そういう連携をしてもいいですよとか、何か説明がありましたね。ただ、本当に具体的にできるのかというやりとりしたわけですから、そういうことについてどういうやりとりをこの1年間やってきたのかということについて、もっと丁寧に説明してください。

○福田中山間・地域政策課長 具体的な話としましては、先ほど申し上げたような農商工連携の取り組み、具体的には農産物のブランド化を市町村間連携してやっていきたいという話、あるいは木質バイオマス——民間が行うんですけれども——これについて広域で支援をしていきたいといったような話、それから農家民泊を圏域で取り組んでいって、最終的には修学旅行を誘致するような取り組み、こういったものをしていきたいという意見が出てきております。これらの事業に対して来年度以降、県としてもこの基金によって支援をしていきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 何か隔靴搔痒の感も——いいとして、先ほどの説明で一部事務組合なり広域連合なりというようなお話もありまして、そういう

ことになるちょっと大がかりになるんですけども、どんなふうを持っていこうとしているんですか。

○**福田中山間・地域政策課長** 市町村間連携と申しましても、さまざまなやり方がございまして、先ほど申し上げたような一部事務組合あるいは定住自立圏等々ございます。この事業で特に一部事務組合じゃないといけないとか、定住自立圏じゃないといけないとかいう縛りはせずに、市町村間連携の事業で広域的な活力の創造に資するものであれば支援をしていくというようなスキームにしたいと思っております。

○**鳥飼委員** よくわからないんですけども、広域連合なり一部事務組合となると話が大きくなりますね。中山間・地域政策課だけで対応できるかという話にもなる。私は去年の6月の補正で説明を聞いた段階ではそういうものはイメージしていなかったし、当然、県からの説明もそういうふうに聞いておったんですけども、そういうものも含むということなんですか。

○**福田中山間・地域政策課長** 当然、排除するものではないと考えております。

○**鳥飼委員** わかりました。そうしたら、それだけ腰を入れてやるということですね。例えば消防とか、先ほど総合政策課のところに出ましたけれども、児湯郡の例えば観光協会をこうやるとか、観光問題でやるとか、そういうところも連携が当然かかってくると思うんです。一部事務組合とか広域連合といったら、そう簡単にはできるものじゃないんです。先ほど申し上げたのは、市町村合併は一段落したんですかと。介護保険と高齢者医療と日向の清掃だったと思うんですけども、10年以上前にやって、自治省が旗を振る、県も旗を振って、結局乗ったところはそこだけだったということで1カ所だけに

なっていたんです。ところが、平成の合併でどっときて、何じゃこりゃということになっているわけですから、そこでそういうふうが変わっていくと、市町村というか、地域住民は困るわけです。そこまで排除しないというような言い方というのは、私は、たった5億円の基金でできるのかと非常に疑問に思っています。

○**渡邊県民政策部長** 今、鳥飼委員がおっしゃったことで、この連携事業は制度論は全然言っていないんです。今、中山間・地域政策課長が排除しないとか、非常に難しい言葉を使いましたけれども、要するに、いろんな体制で連携する。協議会をつくったり、いろんなことの連携をやればいいわけで、それで広域的に地域活力が出てくればいいという、これはそういう事業でございます。先ほど総合政策課が話した事業というのは、これは広域的なごみ処理とかいろいろありますが、そういうものをモデル的にどこかできないかということでございますので、当然、事業によっては重なる部分も出てくるかもしれませんが、そこあたりはちょっと説明が足らなかったかもしれませんが、そういうことでございます。

この市町村間連携事業について実は検討委員会をつくりました。市町村は代表でそれぞれの圏域から1人ずつ出ました。それから民間の方々も出まして、どういう内容の事業連携したらいいのか、いろいろ議論しました。さっき中山間・地域政策課長がちょっと御紹介いたしましたけれども、そういう事業が出ました。その事業のやり方について、自治法上の一部事務組合をつくってやれとか、広域連合をつくれというような言い方は全くしていないんです。それぞれの地域でやればいいわけです。ただ、総合政策課の事業は別でございまして、そろそろ広域連合

とか、そういう組織を使って権限移譲を受ける受け皿づくりをつくる、そういうモデル的な事業というのは今後やっぱり必要になってくるんじゃないか、そういう投げかけを市町村にやってみて、市町村がそれを判断して自主的につくっていく、そういうイメージを持っていただければいい、そういうことでございます。説明がちょっとわかりにくいかもしれませんが、そういうことでございます。

○鳥飼委員 私も長年議員をやっていますから、ある程度のことはわかるわけで、県の考えていることがどういうところに要諦があるのかといえますか、その辺をしっかりと考えて答えていただきたいと思います。

そこで、部長にお尋ねしたいんですけども、県民政策部はかつてといいますか——企画調整部から変遷がありましたけれども、企画調整部のときはあったんですが、それ以降は予算が全くついていないときがありました。ほとんどない。ですから、言うだけ番長じゃないですけども、そういう時期があって、それじゃあんまりじゃないですかというような話があって、予算がかなりついてきたという背景があるわけです。宮崎県は財政的にも厳しいところがあって、総務部のときに言ったんですけども、決して裕福ではない、どちらかといえば貧乏なほうだけれども、しっかりと家計のやりくりをして、賢い家庭をつくっているというようなところが財政でしょうかねというような話もしたわけです。宮崎県が持っている利点といいますか、長所といいますか、それと不足している、デメリットといいますか、欠点といいますか、その辺について、部長はどんなふうに考えておられますか。なかなか難しいことではありますけれども、整理をしていく必要もあるのかなと思って

お尋ねいたします。

○渡邊県民政策部長 どういう形で説明したら——将来に向けて宮崎県をどういう形で伸ばしていくといいのか、そういうものは何なのか。もう一つは、こういう面では逆に余力を入れて、集中と選択じゃありませんけれども、こういう形でやったらいい、そういう形でお答えしたらいいんですか。そういう形でしょうか。

○鳥飼委員 部長の考えているように。

○渡邊県民政策部長 実は、今回、県民政策部を組織改正で総合政策部ということでお願いしました。総合政策でございます。とにかく全体に縦割りで、各部がいろいろと事業をやっているわけでございますけれども、我々としては、持てる力を全部総合的に合わせて、合わせわざで稼いでいく、あるいは政策ポイントを上げていく、そういう形でやらざるを得ない。その中で、宮崎県の中身を考えますと、各部は縦割りでずっと考えていますので、従来の考え方、あるいは従来僕らがやらなきゃいけないというものに束縛されて、なかなか新しい事業に脱皮できないというような側面も多々あるんじゃないかと思うんです。我々はそういう視点を全部取っ払いまして、宮崎の利点というのをもう一回見詰め直して、全体として見詰め直して、それを伸ばしていくというのが総合政策部の新たな——今でいえば県民政策部の考え方であろうと思います。

宮崎のどこを伸ばしていくかということでございますけれども、これは再三、私は商工観光労働部時代からずっと言っているんですけども、やっぱり1次産品を使った食品加工。今、焼酎——酒を入れまして4,000億円ぐらい、これを5,000億円、1兆円に持っていくとか、そういうものをつくり上げていく、そういうことが必

要だろうと思います。

それから、もう一つは、やっぱり観光だろうと思うんですが、ただ観光については、僕らの考え方をどう整理するかなんですけれども、観光に対する期待が非常に高いんですけれども、現実には宮崎を観光地と思っていいのかというぐらいの厳しさがあるということです。どうしても誘致宣伝とか、そういうことばかり目が行きますけれども、今、鳥飼委員が言ったように、今度の記紀編さん1300年事業も一つの大きなモチーフでございますけれども、観光地づくり、観光地の磨き上げ、これは神話に関連してもそうでございます。そういうことを伸ばしていくということじゃないでしょうか。

それともう一つは、今回、新規事業でありました地産地消ですね。先ほど星原委員がデータの話を書かれましたけれども、例えば官公需なんかの受注率というのが、宮崎県内の中小企業をいかに使うかということですが、そのあたりがまだまだ十分でないとか、あるいは先ほど総合交通課で話が出た港の利用、このあたりももうちょっと県民あるいは県内の産業が利用する。あるいはバスもそうでございます。バス事業なんかも、宮崎交通は非常に苦しんでおりますけれども、県民がもうちょっと利用促進しなきゃいけない。県庁の職員は、あえていえばバス通勤に切りかえるとか、そういうことも今後考えていく。今後、そういうテーマも出てくるのではないかと。広い意味での地産地消の運動の中でそういうのが出てくると思います。だから、そういうことも含めて考えていかなきゃいけない。

宮崎県は雇用が厳しい。とにかく雇用がないわけですね。人口減少も予測しておりますけれども、ここで一回、産業興しといいますか、それ

をやらないと宮崎県はうまくいかないというのを私はつくづく感じておまして、そういう面で、みやざき元気プロジェクトなんかも構成してありますけれども。これはまだまだ不十分だと思いますけれども、今、限られた予算の中で精いっぱい対応をしているというふうに御理解いただきたいと思います。

○鳥飼委員 急に無理なお願いをしまして、ありがとうございます。どうしても縦割りといいますか、皆さんまじめですから、自分の仕事を一生懸命やるんです。よそが見えなくなってくるというのが私からすると欠点だなと思うものですから、職員の皆さん方にもできるだけ議会事務局を希望されることを、議会事務局に来て客観的に県の仕事を見て、そしてまた帰って仕事をやっていただくということをいつも話しているんですけれども。私どもも心していきたいと思いますが、地域経済循環システム、これをどう実現していくことかということではないかというふうに思っていますので、その辺を努力していきたいと思います。ありがとうございます。

○前屋敷委員 生活・協働・男女参画課でお願いしたいと思います。予算説明資料41ページの消費者行政活性化基金事業ですが、説明のところの3番、予算そのものが2,500万円ほど昨年とすると減額になっております。この基金事業は恐らく24年度で終わる事業じゃなかったかですか。となると、最終のこれしか残っていないということなんでしょうか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 この基金事業につきましては、国からの交付金で事業を実施しております、24年度が最終の年度でございます、これが最後の基金事業ということになります。

○前屋敷委員 では、もう使い切ってしまうという中身になっているわけですね。今年度で4年間ですけれども、かなり窓口でいろいろ仕事もされて、相談事を受けたりとか、各市町村が取り組んだ事業だったと思うんですけれども。これをベースに、次、引き続いてこの事業は進めていく必要もある中身かなというふうには思っているんですけれども、引き続き国の基金で対応ができるといいんですけれども、その辺のところも考えていただいて次の事業につないでいただきたいなというふうに思います。

情報政策課でお願いします。歳出予算説明資料の55ページです。県庁LANの運営費ですけれども、細かいことですが、昨年度からすると5,000万ちょっとふえているんですが、何か新たな事業などがこの中に入ったんでしょうか。中身を御説明ください。

○長倉情報政策課長 県庁LAN運営費の中でふえておりますのは県庁LAN設備改良事業ということで、県庁LANが私ども県庁の情報通信基盤となっているわけですけれども、この老朽化している部分でありますとか、設備施設等を計画的に更新するという事業が入っております。実は、平成23年度分の事業は22年度の1月の補正でお願いしております。当然、終わりませんで、23年度は22年度の補正事業で執行しております。その関係上、23年度の予算は形式上ございませんので、24年度はその分、ほぼ同額の5,000万円ぐらいふえているということでございます。

○前屋敷委員 わかりました。これは予算とのかかわりではないんですけれども、地デジ化が昨年されまして、今そういう方向になっているんですが、これで視聴ができなくなっているとか、当時、スムーズに移行できるかとかいう課

題がかなりありましたけれども、現状はどうか、御説明いただけると……。

○長倉情報政策課長 地デジにつきましては、昨年夏に移行したわけでございますけれども、結論を申し上げますと、基本的にはほとんどのところで順調に移行したと考えております。しかしながら、一部まだ移行が終わっていないところで衛星による代替案といいますか、衛星から飛ばしまして、そしてテレビを見ているという世帯がございます。セーフティネットに移行している世帯が230世帯ほど残っておりまして、これについては今、デジサポ宮崎——国のほうが設けております——を中心に移行の対策を順次とっているところでございます。

○前屋敷委員 移行になって1年近くなるだろうということになりますので、情報化の中ですから、ぜひ早く移行ができて、難民にならないようにお願いしたいと思います。以上です。

○外山委員 さっきの質疑と多少関係があるんですが、今度、各部の調整をする担当を県民政策部の中に置くということで、組織の名前はちょっと忘れましたが。私は、ある意味では、今度できる総合政策部の一番大きな仕事はそれじゃないかと思うんです。ちなみに、担当は1人ですか、2人ですか。

○茂総合政策課長 今おっしゃったのは産学官連携推進担当のことかと思うんですが。

○外山委員 調整をする……。

○茂総合政策課長 記紀編さんの関係もございますし、産学官連携推進担当というのものもあるんですけれども、産学官連携推進担当といいますのは、産業、科学技術振興の総括をやったり、あるいは産学官連携の調整をやったり、あるいは各種試験研究機関との調整、東九州メディカルバレー構想とかフードビジネス構想——先ほ

ど出ておりましたけれども——これらのことについて全体調整的なことをやっていこうということでございまして、これについては4月1日に発令されると思いますけれども、人数的には最終的にはわかりませんが、2～3名の体制になるのではないかとこのように考えております。

○外山委員 ちょっと確認しますが、総合政策部の役割の中に各部の調整をすることというのがありますね。これがなかったのを、今度は担当を置いて各部の調整を中心にやっていくという役割と仕事でしょう。

○茂総合政策課長 各部局と連絡調整というのは従来からも事務分掌で入っております、取り組んできております。特に調整担当という担当がありまして、そこで全庁的な調整などをやってきております。あわせて企画担当でもやってきておるわけなんです、今回は新たに、産学官の連携が特にこれから大事だろうということで、産学官連携推進担当というものを設置させていただこうかということでございます。

○外山委員 これは総合政策課の中に位置づけるわけですか。

○茂総合政策課長 おっしゃるとおり、産学官連携推進担当につきましては、総合政策課の中に配置をしたいということでございます。

○外山委員 さっき言いましたように、今、各部にまたがる事業というのがいっぱいあるわけですね。それをいかに調整して県政の方向は県としてこう行くんだと、その調整がなかったんです。はっきり言って、ほとんどなかった。だから、これをやることによって県政の一体感というか、これは非常に大事だと私は思うんですが。各部の調整する場合、県民政策部のさっきの1300年の事業とか、これは事業としてぱっぱ

といくようになると思うんですが、そのほかの部からこれを調整してくれと絶対上がってこないと思うんです。その場合大事なのは、この部の事業とこの部の事業をどうやって調整するかという先を見据えた相当高度な判断というか、そういうものがないと総合政策部が動いていかない。その担当がイメージとしてどういう仕事になっていくのか、どういう組み立てで何を調整していくか、そこのところのポイントだと思うんです。

○渡邊県民政策部長 今、議長がおっしゃったとおりなんです。実は、総合調整機能というのは従来から、企画調整部時代から企画調整課がありますし、今の県民政策部でも総合政策課は持っていたんですが、今回、名称変更というのはそれを自覚的にやろうという一つの考え方も出ております。それから、もう一つは、政策的にリードしていこうということですね。もちろん、各部の事業間の調整は当然でございますけれども、もう少し各部をリードして先導的に政策提案しまして、各部と一緒に事業を考えていくといえますか、そういうことも今後やっていかなきゃいけない。それから、もう一つは、例えば先ほど言いましたフードビジネス、食品加工なんかもそうなんですけれども、これは農政水産部がやって、商工観光労働部がやっているわけなんですけれども、我々としては、この両部の連携が——やっているんですけれども、もうちょっとパワーアップして、県民政策部が中に入って、もうちょっと先端的なリードをしていこう、そういう取り組みを今やっているわけなんですけれども、そういうことも今後やっていかなきゃいけない。むしろ、そういうことをやっていくことが総合政策部の役割だろうというふうに認識しておりますので、今後、我々として

は今回の名称変更を機に、本当に自覚的に頑張っていかなきゃいけない、そういうふうに思っています。

○外山委員 今、部長が言われましたように、一番肝心なのは、この部とこの部の事業を調整せんといかんという判断、それをどこでやるか。担当が決まったら、全庁的な事業をずっと見ながら、これはこういう人が見たらこういう問題が出てくるとか、そこあたりの部の中のコンセンサスというか、そこは非常に大事になってくるので、総合政策課長の役割は非常に大きいと思います。ひとつそういう方向で新年度お願いします。

○星原委員 最終的に全体的なということで、先ほど鳥飼委員と部長の話聞きながら、私も思っているんですけども、地産地消のところなんか書いてあるのでも、宮崎県の今置かれている状況というのは多分皆さん方全部わかっていると思うんです。中山間地域の置かれている状況とか、あるいは商店街なんかは今シャッターが閉まっているとか、後継者がいないとか、働く場所がないとか、全員、いろんな角度の問題について宮崎県の抱えている課題は同じだと、それぞれ理解されていると思います。そしてまた一方では、事業で先ほど6次産業化とか観光とか、いろんな話も出ましたね。これもみんな同じ思いは持っていると思うんです。そして、47都道府県が日本の中にあって、多分同じようなことで似たり寄ったりのことを考えているんじゃないかなというふうに思うんです。

そういう中で、では、宮崎県はその中で何をすべきかという、的を絞っていくものがどこかに戦略的にないといけないんじゃないかなという気がするんです。そして、一つには、これまで農業関係でいえば、ものづくりにおいては指

導者が農協にあったりあるいは市町村にあたり、県にもいろんな担当課があって、生産することにはいっぱい力を注いできたと思うんです。今言われているのが6次産業で、加工まで来たんですが、今度加工していく、どういうふうに加工して付加価値をつけて売っていくか、こう来るわけです。その次の、ではどう売るかという、つくったものをどこに販売していくのかという、そういう意味というのを今後とらえてこないといけないんじゃないかなと。課としてないんですけども、全体的に販売促進課とか、あるいは販路開拓課とか、何かそういう名目でその中ですべてのものを売っていく、農産物なんか加工したものを売る、あるいは場所をどういうふうにして売っていくか、あるいは木材をどういうふうにして扱っていくか、海産物をどういうふうに扱うとか、いろんな宮崎で生産されたものを加工して、その先の販売に向けて力を入れていかないといけないんじゃないかなと。観光問題で考えても、誘致でも総合交通課がやったり、いろんなところが、ここでいえば文化文教・国際課が関連したり、いろいろしていきますね。すべてに絡んでくるものだと思うんです。だから今後、そういう面に力を入れていく、何かを発揮していかないと、多分よその県もやっていると思うんですが、負けるんじゃないかなと。いい素材があっても、いいものを持っていても、それをどう売り込んでいくかという部分がすべてに当てはまっていくんじゃないかという気がするものですから。その辺の力の入れ方というか、方向性というのを見つけていかないと、磨き上げたものもそのまま、磨き上げるあるいは見つけている素材もそのままの状況になってしまうのかなという気がするんですが、その辺についての部内の検討とか、そう

いったものはされていないものですか。

○渡邊県民政策部長 星原委員がおっしゃったとおりでございます。今、東アジア販路拡大戦略というのを、これは商工観光労働部の商業支援課が担当でやっているんです。実はその中身を、今回の委員会あたりで商工観光労働部が報告しているかもしれませんが、やっぱり各部にまたがっています。これは当然、農政、商工だけじゃありません。環境森林部もあるわけでございますけれども、ではそのあたりの組織を一商工観光労働部でいいのかという話があります。今後、我々としては、東アジアをマーケットにどんどん食品を売っていくような取り組みも当然必要なわけでございますけれども、そういうときに、全庁的に束ねる、例えば県民政策部にそういう組織があったらいいんじゃないかと。そうしますと、先ほど議長の御意見にもありましたように、各部にまたがっている事業は本当に多いわけです。全部もう総合政策部に来たらどうかという話に——総合政策部がどんどん膨れ上がっていくということなんです。実は、観光もそうなんです。観光も総合産業でございまして、いろんなところにかかわってくる。そのあたりの組織論と戦略といいますか、進め方というのは、組織をどういう形でやるかというのは別途考えなきゃいけない問題と。ただ、事業の展開ではやはり県民政策部が主導権を握ってやらなきゃいけない。この1年、そういう方針で私自身はやってきたつもりでございますし、今後、各部長、課長、下から上がってくるものじゃなくて、そういう認識を持って各部長の連携、それから各課長の連携、こういうことをやっていかないとよその県に負けると。今、星原委員がおっしゃいましたように。そういう時代になりつつあると思うんです。だから、

相当自覚的に仕事をしないとイケない。そのあたりは知事の強いリーダーシップも必要でございますし、我々としてはそういう気持ちでやっていく必要があるというふうに思っています。

○星原委員 今、部長が言われるように、そういうふうに変わっていかない限りは、組織の体系の流れの中だけで本当に宮崎県を引っ張っていけるのか、流れがつかれるのかというふうに思うんです。特に販売的なものになると、いつかは一部上場というか、大きな商事会社あたりの定年退職されたような人たちが中国で物を売って——外国との場合なんか特に人間関係だろうと思うんです。県出身者あたりのそういう、三菱商事でもどこでもいいんですが、県出身で退職されて中国担当でやっていたとか、東南アジア担当でやっていたとか、そういうプロを引っ張ってくるぐらいの感覚で物を判断していかないと、県の皆さん方の範疇だけで物を判断して——外国とのいろんな戦略を練るでも、果たしてそれで本当に勝てるのかなという感じがするんです。もう一步広げて、そういう意味での取り組みとか何か考えをどこかに入れてほしいなと、そういう気がするんです。これは何と言われるかわかりませんが、私はそういうことで、宮崎のよさを本当に知ってもらおう、いろいろ広げていこうとするんなら、逆に言えば我々だけじゃない、外部からそういうものをどこかに入れて、発想の転換も図るべきじゃないかというふうに思いますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

○山下委員長 関連で私からもよろしいですか。熱い思いが議論されているんですが、まさしくそうだろうと思うんです。宮崎県は基幹産業が農業と言われて久しいんですが、以前、私も農業をしている時代から、日本の食料供給基地、

南九州の食料供給基地は宮崎、鹿児島だよという事は言われてきたんです。その中で、いわゆる食品加工ということをさっきから部長も答弁されているんですが、では具体的に地場の企業の育成産業というのは、地元で生産されるもの、これはやっぱり事業を起こしていかないとだめだろうと思うんです。例えば都城の製造品出荷額を調べたときに、オーツタイヤ——今、住友ゴムになっているんですが——の生産がびゅっと伸びたときには、都城の出荷額は伸びているみたいです。だけど、そこが落ち込むとがたん落ちる。宮崎県の基幹として皆さん方がずっと言ってきたのが、誘致企業ということ言われてきましたね。誘致企業、そういう企業の怖さというのは、誘致したときにはいいけれども、これが5年、10年したときに、どんと閉鎖とかやめたときに、一遍に何百人という雇用がなくなってくる。都城が前、産業経営大学を誘致して、これが10年でなくなったんです。経済を興そうとするときには莫大なエネルギーがあって、それをやった。では、ほかから企業が来たときに、それがだめになったときに、その経済というのはどんと落ち込んでしまうんです。

私は、宮崎県の経済振興という形で思うときに、1次産業、生産されるもの、やっぱりこの生産力を高めること——であれば雇用の場の確保にもなるわけですから、宮崎県の対策として、加工、2次産業をどうしても早急に全体的なラインをつくっていかないとだめかなと。それが先ほどから出ているように、県民政策部であったり、商工観光労働部であったり、農政水産部であったり、その6次産業の育成というのがばらばらで、なかなか一本柱の情報収集ができない。そのことが一番大きな課題かなと思って

いるんですが、今後、一番その総合的な、総合政策部になるんでしょうから、重点施策として、職員の皆さん方が知恵をどんどん出していただくとありがたい、そのように思っています。

○渡邊県民政策部長 実はフードビジネス関係は、この間、四役会議を開きまして、商工観光労働部長、農政水産部長、総務部長が、知事の前で相当議論しました。やっぱり知事のほうで共通認識を持って各部長を指導していただきたいという思いが私にはありましたし、宮崎県を今後どうするのか、産業戦略、その大きなポイントはやっぱりフードビジネスということをして申し上げて、知事もそういうことで非常に今、思いは強くなっております。それから、もう一つは、もちろん食品産業は大事なんですけれども、企業誘致も一方ではどんどんやっていかないと。これは可能性を狭めたらいかんわけで、いろんな企業から見たとき、宮崎県というのはこういう企業は向いている、そういう視点もありますので、企業誘致は企業誘致でやっぱり頑張っていかなきゃいけない。これは特に職種を限定する必要もありませんし、今、コールセンターなんか非常に多いわけですから、宮崎県の空間というのが非常にコールセンターに向いているというのもあり、人柄も向いていると。だから、いろんな可能性はあるわけですから、一方ではそういう間口の広い企業誘致もやっていく、全体として雇用を確保していくというのが必要かなと、そういうふうに思っております。

○山下委員長 もう1点だけお願いしておきたいと思うんですが、いわゆるフードビジネス。昨年、ジェイエイフーズが稼働いたしました。私は、やっぱり1次産業の所得を上げるための政策は、いわゆるフードビジネスでないとだめ

だと思っんです。加工産業ありきで物が進んでいくとだめだろうと思っんです。やっぱり出る部分、何をつくったらいいのか。例えば東アジア戦略とか言われていますが、東アジア戦略、そして日本全国で何が出る部分で売れるのか、それも付加価値の高いもの、これを農家がつくってくれて、そして加工して売ること考えないといけないわけですから。一番大事なことは、担い手が少なくなってくるとか、農村が寂れてくるとか、農家所得が低い、これは現実ですから、であれば地域産業を活性化する、地域の山村集落を活性化するためには、1次産業の所得を上げることですから、そこに何を具体的につくってもらって、付加価値の高いものをつくらせて所得を上げるか、これが一番の大きな理念だろうと思っんです。そのことをしっかりと政策の土台として議論していただくありがたい、そのように思っています。以上です。

ほか、ございせんか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 先ほど右松副委員長からお話がありました男女共同参画プランの数値目標の件です。委員会資料の32ページになります。この数値がそれぞれの分野でつくられた目標値で、目標を設定した際の基準値でありますけれども、最近公表されている数値がありますので、それを申し上げます。重点分野6の30番の自主防災組織率74.8%で、これは22年度末の数字です。それから、重点分野8の37番の子宮がん検診受診率23.7%で、22年度はこの数字です。38番の乳がん検診受診率6.7%で、22年度の数字はそういった数値となっております。以上です。

○右松副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○山下委員長 そのほか質疑はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で総括が終わりましたので、次に請願の審査に移ります。

請願について執行部からの説明はございせんか。

○茂総合政策課長 特にございせん。

○山下委員長 委員からの質疑はありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 最後に、そのほかで何かございせんか。

○鳥飼委員 社会保障と税の一体改革で、20日ですか、ありますけれども、主催は内閣官房となっていますけれども、事務は県がやっているということですか。案内したりとか、取りまとめをしたりとか。

○茂総合政策課長 あくまで主催につきましては国——内閣官房ということございまして、ただ、宮崎で開催されますので、会場としてはこういう場所が考えられますよという情報提供はいたしました。それとあわせて、やはり来られる方は県内の方が多かったですので、国がマスコミ発表すると同時に、県内のマスコミにも情報提供したということございまして。残念ながら、記事としては報道されておりませんので、これから報道していただきたいというふうに考えております。お手伝いしているということございまして。

○外山委員 知事が行って福祉の説明をするんでしょう。何で知事が行くんですか。

○茂総合政策課長 なぜ行くかというのは私も実は承知しておりませんが、各県でやっております、国から、各県知事が出席して、そして財政状況と各県の福祉の状況、これについて10分程度で説明していただきたいと。それを踏まえて、もちろん副大臣からの説明もあるんです

けれども、その両方の説明を踏まえた上で意見交換をしたいというお話でございます。

○山下委員長 それでは、以上をもって県民政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時18分休憩

午後 3 時23分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

あすの日程についてですが、午前10時から会計管理局の審査を行うことといたします。

本日は以上で終了いたします。

午後 3 時23分散会

平成24年 3月15日 (木曜日)

総務課長 山之内 稔
議事課長 武田 宗 仁
政策調査課長 福嶋 幸 徳

午前9時59分開会

出席委員 (8人)

委員長 山下 博 三
副委員長 右松 隆 央
委員 外山 三 博
委員 星原 透
委員 宮原 義 久
委員 西村 賢
委員 鳥飼 謙 二
委員 前屋敷 恵 美

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

会計管理局

会計管理者 豊島 美 敏
会計管理局次長 坂本 義 広
会計課長 川野 直 記

人事委員会事務局

事務局長 四本 孝
総務課長 川越 道 郎
職員課長 梅原 裕 二

監査事務局

事務局長 渋谷 弘 二
監査第一課長 道久 奉 三
監査第二課長 山口 博 久

議会事務局

事務局長 日高 勝 弘
事務局次長 成合 修

事務局職員出席者

議事課主査 本田 成 延
議事課主査 花畑 修 一

○山下委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○豊島会計管理者 会計管理局の平成24年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の425ページをお開きいただきたいと思います。会計管理局の当初予算額は、総額で5億2,788万7,000円をお願いしております。前年度当初予算5億2,965万円と比べますと、金額で176万3,000円、率にしまして0.3%の減となっております。

その主なものにつきまして御説明いたします。

429ページをお開きいただきたいと思います。

まず、(目)一般管理費(事項)職員費が2億8,177万6,000円でありますけれども、これは、会計管理局職員38名の人件費となっております。

次に、(目)会計管理費(事項)出納事務費が1億4,380万円ではありますが、これは、出納事務執行及び財務会計システムの運営等に要する経費であります。

最後ですが、(事項)証紙収入事務費が1億231万1,000円ではありますが、これは、県の証紙売りさばきに要する手数料と証紙の印刷経費であります。

会計管理局は以上でございます。御審議のほ

どよろしく願いいたします。

○**山下委員長** 説明が終了いたしました。議案についての質疑はございませんか。

○**前屋敷委員** 証紙ですけれども、印刷というのは毎年はしないんですね。去年はたしか、印刷はなかったみたいだったんですけど。

○**川野会計課長** おっしゃるとおり、2年に1回ほど印刷しております。ロットをたくさん発注したほうが経費が安くなりますので、そういうことを考えて、2年に1回の印刷としております。

○**外山委員** 県のいろんな基金や、すぐ使わないで持っておるお金、この運用は会計管理局のほうでやっておるんですか。

○**川野会計課長** 基金の運用につきましては、基本的には基金主管課が主体となって、何で運用するかとか、運用の種類でありますとか、期間を決定して、会計課のほうに運用を依頼するということになっております。うちのほうでは依頼に基づいて手続等を行っているということでございます。ただ、うちのほうで知識等がございますので、うちのほうでいろんな国債等の状況等の情報収集をした上で、それを提供して、その時点で最良の運用となるようなアドバイスをやっているところでございます。

○**外山委員** 年度末にその運用の収支、プラスかマイナスかというのがありますね。これは主管課のほうで計上してくるんですか。

○**川野会計課長** 基金につきましては、主管課のほうで計上するということになります。

○**外山委員** この前もいろんな資金運用で問題が出ておるところがありましたね。一つの運用をする場合の枠組みというか、規定とか、リスクはあっても利率が高いところを運用をするのもあるでしょうから、そういう歯どめをする

とか、どういう形になっているんですか。

○**川野会計課長** 基金につきましては、地方自治法のほうに規定がございまして、その中では、「最も確実かつ効率的に運用しなければならない」という規定がございまして、したがって、私どもとしても、確実性を第一といたしまして運用を行っておるところでございます。実際の運用といたしましては、定期預金を中心としながら、債券につきましては、国債、地方債、政府保証債、こういったような確実な、安全性の最も高いものに限って運用を行っているところでございます。

○**外山委員** ちなみに、運用益、アバウトでいいですが、マイナスはないだろうけど、どのくらい出ておるんですか。

○**川野会計課長** 平成23年度で申しますと、債券の運用といたしまして2,500万円程度、運用益が上がっております。全部で8件ほど運用いたしましたところでございます。

○**山下委員長** そのほか、ございませんか。なければ、私が聞いていいですか。

前、出納長がおられたんですね。三役の中で、知事、副知事がおられて、出納長、そういう役割だったと思うんですが、今、会計管理者というのが実際の出納長の役割を担っておられるわけですか。

○**豊島会計管理者** 平成18年だったと思うんですけども、地方自治法の改正が行われまして、特別職の出納長を廃止して一般職の会計管理者を置くということになりました。平成19年度から組織がえをしております。私の方では、一般職の会計管理者という立場で会計業務だけを所管するということになっております。

○**山下委員長** そのほか、ございませんか。なければ会計管理局の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時8分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、人事委員会の審査を開始いたします。当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○四本人事委員会事務局長 人事委員会事務局の平成24年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の507ページをお開きください。人事委員会事務局の予算額は、1億5,081万2,000円でありまして、対前年度比2.7%の減となっております。

次に、各事項ごとに御説明いたします。

511ページをお開きください。(事項) 委員報酬582万2,000円は、人事委員3名に対する報酬であります。

(事項) 委員会運営費77万3,000円は、人事委員会の開催等に要する経費であります。

(事項) 職員費1億1,775万9,000円は、事務局職員15名の人件費であります。

(事項) 事務局運営費697万5,000円は、事務局運営に要する経費であります。

次の512ページをごらんください。(事項) 県職員採用試験及び任用研修調査費1,319万8,000円は、採用試験の実施等に要する経費であります。内容についてですが、まず、1の県職員採用試験実施費は、試験問題の印刷などの試験実施等に係る事務的経費であります。2の任用制度等に関する調査研究費は、人事行政の調査研究や採点処理の効率化等に要する経費でありま

す。

(事項) 警察官採用共同試験実施費246万3,000円は、警視庁ほか4府県と共同で採用試験を実施する経費で、試験案内や試験問題の印刷等の事務的経費であります。

(事項) 給与その他の勤務条件の調査研究費206万円は、人事委員会勧告等に要する経費であります。内容についてですが、まず、1の給与報告及び勧告に必要な調査研究費は、民間給与実態調査、給与報告・勧告などに要する経費で、2の給与その他の勤務条件の調査研究費は、勤務条件に関する調査、給与の支払い管理等に要する事務的経費であります。

最後に、(事項) 審査監督費176万2,000円は、不服申し立ての審査等に要する経費及び労働基準監督関係に要する経費であります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山下委員長 説明が終了いたしました。議案についての質疑はございませんか。

○鳥飼委員 警察官採用共同試験246万の概要についてお尋ねしますが、4府県なんですね。試験問題とか。手を挙げて宮崎でも受けられるということだろうと思うんですが、もう少し詳しく説明してください。

○川越総務課長 警察官採用共同試験につきましては、主に都会地といいますか、東京ですとか大阪ですとか、そういったところの警察につきましては、なかなか自分のところの採用試験だけでは十分な人数を採用できないというような事情があるようございまして、そういったところにつきましては、自前の採用試験も当然やりますけれども、それとあわせて、ほかの県と共同で採用試験をやることによって必要な数を充足させるというやり方をとっております。

本県と共同試験の形で警察官採用を行っておりますのは、今年度までは東京都、大阪府、京都府、滋賀県、以上4都府県でございました。これが来年度、24年度からは兵庫県が加わりまして、全部で5つの都府県と共同試験をやることになります。

そのやり方ですけれども、第1次試験は、うちの県が実施する1次試験をもって共同してやる都府県の1次試験もやったことになります。ですから、うちの1次試験の結果をもって共同試験をやっている県の1次試験もやったことになります。各県の宮崎県との共同試験において採用する予定の人数というのは、それぞれ数名程度なんですけれども、そういう協定を結びまして、この共同試験を受ける受験者については、要するに、どこに就職したいかという1次志望と2次志望まで申し出ることを認めております。一般の職員採用試験ですと、当然、就職先は宮崎県だけしかないのが当たり前なんです。この共同試験では、例えば宮崎県警を第1志望にして、第2志望として警視庁とか大阪府警ですとか、そういう形で第2志望まで志望を申し出ることができます。もちろん、宮崎県警しか行くつもりがないという人は、宮崎県警第1志望、それだけ申し出ればよろしいわけです。

そういう形で受験の申し込みを受けまして、みんな一緒くたに1次試験を実施するんですが、うちの県としての1次試験の合格ラインに達した人は、その後、宮崎県の採用試験の2次試験に進ませるわけですけれども、例えば、最初申しましたように、第1志望が宮崎県警で第2志望が警視庁というような方につきまして、仮にこの方が、宮崎県としての1次試験の合格ラインには達しなかったけれども、第2志望として警視庁を挙げているということであれば、その

1次試験の結果を警視庁のほうに送りまして、今度は向こうのほうがうちの県で実施した1次試験の点数とかを見て、これくらいならよかろうということでは警視庁としては1次試験を合格したことにするというような扱いにするわけですね。2次試験はそれぞれでやると。ただ、2次試験の実施場所は本県でやっていただく。受験者がこっちの人ですから、例えば警視庁なら警視庁からこっちに面接官が出向いてきていただいて、こっちでやっていただくというような形で後を進めていくという形になります。

それで、結果といたしましては、さっきも申しましたように、各都府県数名ずつ、実際に最終合格を出しておられるというような状況でございます。

○鳥飼委員 大体わかりました。今、職がないというのがあるんですけれども、受験者本人にとっては、一回宮崎県の試験を受ければ警視庁の試験も受けたことになってということですね。手間がかなり省けるといってところがあって、合格になれば、勤務場所を警視庁にするか、もう一回宮崎でねらうかという判断ということになるわけですね。

○川越総務課長 その試験においては、さっき申し上げたような例でいけば、宮崎県としての1次試験は落ちているので、その年度、またこちらにバックしてくるというわけにはいきませんが、あくまでも自分は第2志望まで出したけれども、本当は宮崎県警に勤めたいんだということであれば、また翌年度チャレンジしていただくということになるかと思えます。

○星原委員 ちょっと聞かせてください。今の説明を聞いておいて、第2志望まで希望できるということで、1次と2次を東京でも大阪でも希望していた。宮崎で1次で受かって、1次は

試験だけですから、今度は2次の面接とかいろいろありますね。そこでまた落ちた場合はもうだめになってしまうわけですね。要するに、宮崎の2次で落ちた人が東京とか大阪に振りかえというような形の紹介というのは、ずらせばできるんだろうけど、そういう形にはならんわけですね。

○川越総務課長 それはちょっと無理でございます。

○星原委員 結局、鳥飼委員が今言ったように、就職がなくて厳しくて、宮崎の1次は受かっておって、宮崎で入りたかったけれども、2次でけられた場合には、働こうとすれば東京でも大阪でもほかの県でもいいんだと、警察官として働きたいんだという希望があって、そっちに振りかえがきくような形だといいますが、宮崎で受けて宮崎で落ちなければ、1次で受かった人全員がこっちで通ってくればいいけど、多分、2次面接があって、そこで外れる人たちがいると思うんですね。成績の面では宮崎では合格しておったけれども、2次のところで落ちたということであれば、そういう形で紹介というのはないということですね。希望した段階で終わりということですね。

○川越総務課長 宮崎としての1次試験の合格ラインに達した人については、第2志望の都府県のほうに1次試験の結果を送りませんので、結局、向こうの1次試験を受けていないことになってしまいますから、今おっしゃったような形は無理かと思えます。

○四本人事務委員会事務局 今、総務課長が説明したとおりであります。どうしても都市部の警察官の志望者が少ないということから、便宜的に各県同士で協定を結んでやっておりますので、そういう意味ではシステムとしてどうか

というところもあるわけです。ただ、一方で2次試験ということになりますと、人物試験とか、警察官ですから*体力試験みたいなことになるわけですね。そうしますと、仮に宮崎で1次通って2次で落ちたと、例えば体力がなかったということになれば、警視庁でも多分というような考え方をすると、そんなに食い違う結果にはならないのかなという気も実はしております。

○宮原委員 関連して、この採用試験をする場合に、今言われたのは、第2志望まで出せますというような状況、これはパンフレットの中にもうたい込んであるんですか。

○川越総務課長 試験案内に書いてございます。

○前屋敷委員 給与の調査研究費のところなんですけれども、勧告だとかの調査になってくると思うんですが、調査の中身について教えていただきたいんですけれども。

○梅原職員課長 調査研究ということでございますけれども、まず、調査研究の中身につきましては、私たちが給与勧告等を行ってまいります。その際に必要となるのが民間企業の給与の実態調査。こういうものを年度当初から行いまして、人事院と全国の人事委員会が一緒になって行ってまいります。人事院のほうで企業をリストアップし抽出作業をして、それについてこちらで実際に出向いて行って調査をさせていただく。そしてまた、本社等の違うところにつきましては、全国の人事委員会とか人事院と協力して、お互いにやったりやってもらったりというような中で調査結果をまとめていく。それを踏まえまして人事院の勧告が出、そしてそれを踏まえて私たちもまた、他県の動向とか、国あるいはまた公民の較差、こういうものを踏まえて人事委員会の給与勧告という形になってまい

※120ページに訂正発言あり

ります。一番大きな調査研究という形になってまいりますとそういうものですが、それに付随しまして、全国の人事院の組織である全人連とか、九州ブロックの全人協という協議会とかでいろいろな研究を行ったり、意見交換を行ったり、そういう形の中で私たちが提言といえますか、勧告なり報告をしていく中身を詰めてまいりまして、最終的にそれぞれの人事委員会で、自分のところの一つの方針という形でまとめていくというようなことで、いろいろ必要な部分の予算になってまいります。以上でございます。

○前屋敷委員 どこを調査するかというのは人事院が指定をして、個別に訪問して聞き取り調査をされるわけですか。私は何かアンケートをとる形かなと思っていたんですけど。

○梅原職員課長 民調と言いますが、民間企業実態調査につきましては、人事院と全国の人事委員会が共同で調査をする。そして、企業についての選定は人事院のほうで行っております。それをもとに、例えば、本県でいきますと300社あたりが大体その対象になるというような形になってまいります。その中から今年度、無作為抽出で行くところを100数社というような形で決定しまして、そこにこちらのほうから連絡をいたしまして、実際に出向いて調査をさせていただく。その際に、いろいろな個人情報とございますか、そういうものもありますので、そういうことが漏れることがないというようなことをきちんと御説明をして、させていただくというような形でございます。以上であります。

○四本人事委員会事務局長 先ほどの説明で間違いがございました。警察官の採用試験の場合に、体力検査は1次試験ですので、これを受けて宮崎でだめだったら警視庁でということ、

その後の2次試験というのは主に人物の面接試験、これではねられるということでございますので、これも、宮崎県警でこれはだめじゃと思ったのはほかの県でもという可能性が高いんじゃないかということでございます。

○外山委員 県の人材確保というのは非常に大事だと思うんですが、試験のやり方、中身をお聞きしたいんですが、1次と2次があって、まず1次の場合は学科試験。高卒、大学卒とありますね。レベルはどのくらいの学科試験なんですか。

○川越総務課長 県職員採用試験の場合には、試験の中身によりまして大卒程度試験、短大卒程度試験、高卒程度試験というふうに分けておりますけれども、試験問題のレベルがそういう程度の問題を出すということでありまして、学歴を求めているわけではございません。レベルとしてはそういうことなんですが、試験の中身といたしましては、まず第1次試験として、いわゆる教養試験、専門試験をいたします。五者択一式の解答でそういう試験をいたします。それから第2次試験といたしまして、論文試験、人物試験、いわゆる面接ですね、それから健康診断の結果とか、そういうものを総合しまして順位を決定して合否を判定するという形になっております。

○外山委員 頭でっかちでもしょうがない。やる気だけでもしょうがない。1次試験の中身、例えば私なんかを受けたときに通るかどうか、どの程度の試験なんですか。学卒レベルというのは割と高いと思うんですけど。

○四本人事委員会事務局長 私が今受けても多分、1次は厳しいかなと思います。例えば、大卒程度であれば、高校のときのような一般教養、文学から数学から歴史とか理科科目とか、かな

り広範な知識を要求されますので、その意味ではかなり難しいだろうと思います。最近、いろいろ考えておられますのが、それを重視し過ぎると、まじめにノートをとって勉強をきちっとするような人は通るわけですね。それでいいのかというと、今、委員がおっしゃったように、人物というか、それでない能力も必要だということで、したがって、1次試験でどの程度の人数を合格にして、要するに2次で面接をする人数をどの程度にするかというところがポイントかなというふうに思っております。

○外山委員 最近、公務員を受けるときに、そういう専門の予備校に行って、そこで一生懸命勉強しないとなかなか1次に通らんと。しかし、言われたように、知識だけがあればいいというものじゃないんですね。そここのところの難しさはあると思うんですが、それもあるレベル、社会常識をクリアできるぐらいの知識はないといけない。しかし、もっと大事なのは人物ですね。2次試験は論文と面接と言われましたね。この論文と面接のウエートはどういうふうになっていますか。

○川越総務課長 配点で申しますと、例えば、大卒程度の一般行政の場合には、1次試験の教養試験が100点、専門試験が同じく100点、第2次試験のほうの論文試験が60点、面接試験が360点という配点になっております。配点で申しますと、面接試験、要するに人物試験にかなり大きなウエートをかけているということでございます。

○外山委員 私も面接が非常に大事だと思うんですが、面接をされる試験官はどういう方がされるんですか。

○四本人事委員会事務局長 詳細は申し上げるわけにいかないことになっておりますが、人事

委員会の委員なり職員、あるいはそれぞれの任命権者からも協力を得て、それなりの面接ができる職員を充てておるといってございまして。

○外山委員 面接官の資質というか、見る目が非常に大事なんですね。それを明らかにできないという、名前はいいですよ。執行部の例えば部長クラスが何人とか、人事委員会の委員が何人とか、一般の有識者が何人とか、事務局だけでやるわけじゃないんでしょう。そこ辺はどうなっているんですか。

○四本人事委員会事務局長 人事委員会としては各委員と事務局職員、それ以外は、知事部局であれば、部長というのは入っておりません。人事課あるいはその系統の人間ということになります。それから、警察官あたりだと部長クラスも面接には入ってきているということになります。

○外山委員 人事委員会が募集の窓口であるにしても、実際採用する執行部側は、知事に面接しろということは言いませんけど、それなりの部長、次長ぐらいの担当あたりが面接官にいないと、採用する人間に任せてぱっと入ってきた、そこ辺はちょっとおかしいかなと思うんですね。

○四本人事委員会事務局長 採用予定者に対して応募の人間が非常に多い。また、先ほど申し上げたように、面接を重視しようとするれば、当然、面接対象とする受験者も多い。例えば大卒の一般行政ですと、今、面接だけで10日間ぐらい朝から夕方までやって——そういうこともあって、例えば知事とか副知事とか部長とかがその面接をするというのは非常に難しいという面はあろうかと思えます。

○外山委員 最初からやれとは言いませんよ。ある程度絞り込んで半分ぐらいになった段階で、任命者というか、採用者の責任者がそこにおいて

人物を見ていくということは今後、検討してもらいたいと思います。

もう一点、採用して、そのときは非常に成績がよかったと。ところが3年、5年見て、本人も公務員に向かないと思う人もおるかもわからん。配置された所属の上から見ても、これはちょっと困るなという場合もあるかもわからん。ところが今、県庁の職員に採用されたら、健康とか不祥事とかよっぽどのがない限りは定年までずっといきますね。ですから、一回、3年か5年あたりで、試験とはいいいませんが、何かチェックするシステムが要るような気がするんですが、それは今、あるんですか。

○四本人事委員会事務局長 3年、5年ではなくて、採用して半年間は条件つきといいますか、その間に特段のことがあれば正式な採用に至らないということはあります。ただ、現実には、そこで落とされた人間がいるかということ、ほとんどそれはいない状況かと思います。3年、4年たってだめにならないかどうかというのを、ある意味で面接のときに見ていくわけですが、確かに、おっしゃるような問題がないとはいえないと思いますが、今のところ、そういうシステムにはなっておりません。

○外山委員 本人も公務員の仕事が何かわからない部分はあると思うんです。そして、入ってやってみて、これは自分の一生をかける仕事じゃないと思う場合もある。そのときは本人も不幸だし、採用した側も無駄になる。何かそこあたりで、まあ、3年がいいのか1年がいいのかわかりませんが、どこかで一回見るような仕組み、私はそこ辺も必要だと思うから、御検討をお願いします。

○鳥飼委員 なかなか難しい問題ではあると思うんです。しかし、総じて、県庁職員が元気が

がないというのは言えますね。これは年配というか、上のほうまで入れてですけど、とりわけ、不適正事務処理があった以降、前の東国原知事のころから。ああいうやりくりをせずとやってきたのが認められてきたわけですが、それを突然、けしからんという話になって、処分まで受けた人が出てきて、結局、人の仕事に口を出すのはやめた、自分の仕事だけやっておけばいいというような、殻に閉じこもっているんじゃないかなと思っているんです。逆に言えば、もうちょっと元気のいいのがおらんかなというふうな気もして、これがなかなか難しいだろうと思うんです。

ですから、面接のときに、私も外山委員の意見に賛成なんですけど、ペーパーといいますか、試験だけではなくて、その人物をどう見抜いていくかということが大事じゃないかなと思うんです。総じて県庁職員は元気がないな、もうちょっと元気を出してもらいたいなというのがあります。トータルとして考えていかななくてはならないんでしょうけれども、人事委員会のところでいえば、採用の際にそういうふうな人物も広く入庁させていくということも必要じゃないかなというふうに思います。

○四本人事委員会事務局長 委員のおっしゃることは、かなり当たっているというか——例えば、私どもが受験をする学生とかに聞いてみると、民間に行きたいという人と公務員に行きたいという人が大体分かれるんですね。民間が厳しいから、不景気で採用がよくないから、公務員に行こうかという人がふえているのかなと思うと、そんなことは余りないですね。最初のある早い段階から、学生が、おれは民間だ、自分は公務員だというふうにある程度決めているというところがございます。それはなぜかとい

うと、公務員というのは、半年なり、ひよっ
したら1年、公務員学校か何かに通ってずっと
勉強をしないと通らないという現実というか、
そういう思いがあって、民間のほうは、もちろ
んペーパーはあるにしても、そんなに知識じゃ
なくても人物の面接さえうまくいけばどこでも
採用してもらえるといるところがあって、多分、
そこが2つにきれいに分かれてしまっているわ
けですね。

今まではそれでよかった世界だったんでしょ
うけれども、公務員を取り巻く環境というのが
だんだん変わってくれば、将来的には、1次試
験でかちっと知識をまず求めてということも、
もう少し緩めてというか、ひよっしたら民間
と同じように、どんどん面接を最初からやっ
て、あんたは見込みがあるから面接を受け
てくれとか、それ以外の人は来んでいいわとい
うような、今、民間でやっているようなやり方
をある程度取り入れていかないと、委員がおっ
しゃるような元気な職員がなかなか来ないかな
というふうに考えております。ただ、それはま
だ将来的な話かとは思いますが。

○宮原委員 教育委員会、学校の先生たちの採
用が多分、新卒はなかなか厳しくて、講師とか
で回ってある程度適性が見えるんじゃないかな
と思うんだけど、その状況でも、この前ちょっ
と質問させてもらったけど、100人ぐらいメンタ
ルでダウンされたりしていますね。県の職員も、
監査もやらせてもらって、メンタルでダウンさ
れている方も結構いらっしゃるの、すぐすぐ
に制度を変えることはできないというふうに思
うんだけど、何かそういうような制度があると、
ある程度適正な状況が見えるのかなという気が
します。ただ、やれと言われると、それができ
るかという、できる話ではないんですけど、

今言われたように、私も不適正な事務処理から
職員の方が非常に元気がないなという気がしま
す。私的流用があったんであれば、これは問題
だというふうに思うんだけど、それなりに、こ
こにいらっしゃる皆さんは幹部の方ですから、
それなりに部下の面倒も見ないといけないとい
うときに、自分が身銭を切らにゃならんという
状況では、なかなか下の者もつきにくいのかな
という気がしますので、そういうような部分が
予算の中にもあっていいのかなという気はする
んですけどね。意見です。

○星原委員 私もいろんな意見を聞いて思っ
ているんですけど、先ほど、外山委員が言われた
中に、一回受かってしまえばずっといくと。民
間の会社だったら、どこかでつぶれるかもしれ
ないし、縮小されるかもしれないし、拡大する
かもしれない。それはいろんなその経営のや
り方であって、公務員の場合は、国家公務員で
も地方でも、どこもそうなんですけど、結局、
入ってしまえばという部分はありますね。だか
ら、競争意識とか、あるいは公僕としての何ら
かの規範あたりがあって、それを守れない人
というのはこうですよと、仮に何回か注意したり
いろいろすればやめてもらうような条件とかつ
いていけば——サッカーでもペナルティーでイ
エローカードとかレッドカードとかあるように、
そういうふうにしなさいじゃなくて、そういう
のもあるんですよというのが、採用試験のとき
からそういう形で決められていけば——一般の
県民なら県民から見て、あの職員はとか聞かさ
れたりするけれども、やめさせることはできな
いというふうになりますね。

だから、一定の基準とか、そういうものがな
いと、試験も、専門学校あたりに行ってそれな
りの試験を受けている人たちがかなり通ってい

るという話なんですね。それなりの教育を受けて、あるいは勉強したことだけで、表面上はわからない。3年、5年、10年たつうちにいろんな性格も出てきたりする場合もあるし、あるいはやっている仕事の中、人間関係とかいろんな中で少し折れてしまっただけで外れていく。連帯意識とか協働精神とかいうのが薄れていく。だけど、最低限守っていただかないとだめですというような、何か採用の時点で確約書でも何でもとれるような形だと、そういうことも注意できるかもしれないけれども、上からも「これはあんた、いかんわ」と言っても、「いや、私は自分のやるべきことをやっていますよ」ぐらいで、なかなか注意もできないとか、周りからもそういう形もできない人というのはいるのかいないのかはわかりませんが。ある程度、採用の時点で、公務員として、公僕として守らなくちゃいけない部分は何カ条かあって、それが守れているかどうかで判断される場合がありますというものというのは決められないものなんでしょうか。公務員というのは、一回受かってしまえば、何か問題さえ起こさなきゃずっとそのままいく形なんでしょうか。なかなか難しいと思いますが。

○四本人事務委員会事務局長 例えば、ずっと休職が何年とかいうことになれば、今でもその分限ということもあるんでしょうが、とにかく仕事場には来ている、休んではいないということで、しかし余力になっていないというのをどうするかというのは、実は非常に難しいところがございまして、ただ、行財政改革が進む中で、職員の数が非常に制限されている。そうすると、例えば、隣に座っているのがそれだとかここに全部しわ寄せが来るといようなことになって、それをそのままいいのかということとは当然ありますので、これも将来的というか、

委員がおっしゃるような制度的なものもだんだん変わってくるのかなという気はいたしますが、今のところそれを抜本的にということは残念ながらございません。

○鳥飼委員 要望だけにしておきます。先ほど外山委員のほうからありました、採用試験の前に公務員学校を出てこられる方がかなり多いんです。公務員学校に行かなくても1次にはパスできるような試験があつていいんじゃないかなと思つているんです。今後、検討していかれると思いますので、そういうふうな制度なり試験内容なり、これは教育委員会も警察も一緒だろうと思うんですけれども、その辺の検討もひとつよろしく願いいたします。

○山下委員長 そのほか、ございませんか。なければ人事委員会の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時48分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渋谷監査事務局長 監査事務局の平成24年度一般会計当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料501ページをごらんください。監査事務局の当初予算額は、2億1,619万8,000円ということでお願いしております。

その内容について御説明いたしますが、505ページをお開きください。まず、(目)一般管理費の1,693万円についてであります。これは、(事項)外部監査費で、包括外部監査人による監査の実施に要する経費でございます。

次に、(目) 委員費2,938万6,000円についてであります。内訳につきましては、(事項) 委員報酬が、監査委員4名の給与及び報酬で2,769万4,000円、(事項) 運営費、これは旅費など監査委員の監査活動に要する経費でございますけれども、169万2,000円でございます。

次に、(目) 事務局費1億6,988万2,000円についてであります。この内訳につきましては、(事項) 職員費が事務局職員の人件費1億5,802万1,000円、506ページの(事項) 運営費、事務局職員の監査活動や事務局の運営に要する経費が、1,186万1,000円となっております。

予算については以上でございます。

続きまして、議案第48号「包括外部監査契約の締結について」であります。議案書では177ページとなっておりますが、お手元に委員会資料を配付しておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきたいと思っております。

この議案は、平成24年度の包括外部監査契約の締結に当たりまして、地方自治法第252条の36第1項の規定によりまして、議会の議決に付するものでございます。

包括外部監査契約は、下の参考の欄にありますように、地方自治法の規定によりまして、毎会計年度、契約を締結しなければならないとされております。

2の契約の目的は、包括外部監査人による監査の実施及びその結果の報告を求めるものであります。

3の契約金額は、1,634万730円を上限とする額としております。

次に、4の契約の相手方についてであります。地方自治法におきましては、弁護士、公認会計士等と契約を締結することとされておりますが、包括外部監査が財務監査であるということにか

んがみまして、日本公認会計士協会南九州会宮崎県部会から推薦をいただきました公認会計士の木下博義氏と契約したいと考えております。なお、この方につきましては、今年度、平成23年度もお願いしているところであります。

説明につきましては以上であります。よろしくお願いいたします。

○山下委員長 説明が終了いたしました。議案について質疑はございませんか。

○鳥飼委員 最後に出ました包括外部監査のところでお尋ねしたいと思いますけれども、公認会計士協会南九州会ですか、宮崎県に所属する公認会計士というのは何人おられるんですか。

○渋谷監査事務局長 私どもの手元の資料で、23年8月31日現在ですが、宮崎県部会所属の公認会計士が25名となっております。

○鳥飼委員 今までこの25名の方のうち、外部監査委員になった方というのは何人ですか。

○渋谷監査事務局長 *4名だったと記憶しております。

○鳥飼委員 おおむね2年もしくは3年程度でお願いしているというのが実態ですか。

○渋谷監査事務局長 3年ですね。4回目からは契約できないということが法上規定されております関係上、公認会計士が少ないということもございまして、推薦のほうは毎年、そういう形で出てまいりますので、大体3年ということで契約しております。以上でございます。

○鳥飼委員 わかりました。25名おられる中で4人、今までに携わっていただいたということですがけれども、始まってそんなにたっていないので、そういう形になるのかなとふうに思います。監査項目は公認会計士が決めていいということでしたね。もし、わかっておれば、今まで

※127ページに訂正発言あり

どういう項目でやられてきたのかをお示しいただきたいと思います。

○渋谷監査事務局長 今回の御質問は監査テーマという理解でよろしいでしょうか。そういうことであれば、平成23年度では、県税の賦課徴収事務について、そういった事件を扱っています。昨年は、県立病院事業会計に関する事務の執行、さらに21年度が指定管理者制度の運用状況といったような形で、毎年、公認会計士のほうで特定の事件について選定して実施をいただいているという状況でございます。以上でございます。

○鳥飼委員 わかりました。財務会計をとということですから、途中から自治体の監査についても、行政監査もということになってきた経緯があると思うんですけども、そこをもう一回説明してもらえませんか。

○渋谷監査事務局長 個別の外部監査の……。

○鳥飼委員 公認会計士ということだけじゃなくて、監査事務局の対象。

○渋谷監査事務局長 行政監査のことかと思えます。通常は、財務監査、経営管理に関する事務についての監査がメインでございますけれども、加えて、事務事業等について監査することができるという形で加わった。行政監査につきましては、平成3年4月の法改正に伴いまして実施することとなったということでございます。以上でございます。

○鳥飼委員 わかりました。包括外部監査にまた戻りますけれども、これも含めてということになって選定していいわけですか。包括外部監査の対象。

○渋谷監査事務局長 包括外部監査のテーマにつきましては、財務に関する事務、経営に係る事業の管理ということですから、行政監査の事

件とは別だというふうに理解されます。そして、外部監査人がそういったものについて必要と認める特定の事件について監査をするということでございます。以上でございます。

○鳥飼委員 わかりました。もちはもち屋のところをしっかりと見てくださいという法の趣旨だと思います。

○前屋敷委員 包括外部監査契約ですけれども、金額が1,693万円ということになっていて、議案の中では契約の金額の上限が1,634万730円というふうになっているんですけど、これとの関係を。どういうふうに決定されたのか。

○渋谷監査事務局長 従来、この制度につきましては、積算に当たっては3種類の費用を勘案しておりまして、1つは基本費用、これは相手方が外部監査人という地位についたことに対する対価というふうに理解しています。それから執務費用、これが実際働いた日数。加えて実費、旅費等活動費、こういった3種類でございますけれども。もともとの制度がスタートしたときに、その算定の基礎にしたものが、公認会計士の報酬基準というのがございまして、これは九州各県も同じようなやり方でやっておるんですけども、それでスタートしておりまして、それを、例えば報酬基準が改正されたとか、人事院勧告があつて、それに準じて取り扱いを変更したとかいったような形でこれまで来ております。基本費用につきましては、現在、おおむね九州各県の平均の部分で積算させていただいておりまして、執務費用につきましては、公認会計士の単価がございまして、これに実際予想される実働日数、こういったものを計算して積算しているところでございます。以上でございます。

○前屋敷委員 これは契約の時点で金額そのも

のは変わってくるといいますか、そのときの基準で積算して変わってくるというのは当然起こり得ますね。

○**渋谷監査事務局長** 上限というふうにしておりまして、その上限額で契約をさせていただいております。ただ、先ほど言った基本費用についてはお払いますが、実働日数分については精算させていただいて、もし、我々が積算した日数に足らなければ、低い額というか、それでお支払いする。超えても、それが上限ですから、この契約金額までしかお支払いをしない。これまでの精算状況を見ていると、実働日数が我々の積算を超えておりまして、実際、この契約額以上のお仕事をしていただいているというふうな認識をしております。以上でございます。

○**前屋敷委員** 公認会計士の皆さんは、恐らく、自分の仕事はしながら県の監査もするという形でしょうね。これだけにかかるというわけではないので、そこに勤務しておられる方の人件費も含めてというようなことにもなるわけですね。

○**渋谷監査事務局長** 公認会計士の方を確保するという意味で、その対価をお支払いするということでございますけれども、実働の部分、執務費用については、御本人の分と、補助者を2人まで外部監査に御利用いただけますという形で積算させていただいております。

訂正させていただきたいんですが、さっき、私、4人と申し上げましたが、木下さんを除いて4人。ですから、木下さんを入れますと5人ということでございます。以上でございます。

○**山下委員長** 実働、何日稼働されているか、もし、わかったら教えてください。

○**渋谷監査事務局長** 積算上は、24年度は48日を見ております。

○**山下委員長** そのほか、ございませんか。な

ければ監査事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時4分再開

○**山下委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○**日高議会事務局長** 議会事務局の平成24年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお願いいたします。議会事務局の平成24年度当初予算は、11億3,824万4,000円をお願いしております。前年度当初予算と比べますと6.9%の減となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。まず、(目)議会費ですが、7億6,459万8,000円を計上しております。以下、事項ごとに御説明いたします。

まず、(事項)議員報酬ですが、議員の報酬、期末手当の経費として4億7,755万1,000円を計上しております。

次に、(事項)本会議運営費ですが、本会議及び議会運営委員会の開催などに要する経費として2,701万円を計上しております。

次に、(事項)常任委員会運営費ですが、常任委員会の開催、県内外調査活動などに要する経費として1,131万3,000円を計上しております。

次に、(事項)議会一般運営費ですが、正副議長の各種大会・協議会等への出席などに要する経費として2億4,074万8,000円を計上しております。このうち、説明欄の3、各種協議会負担

金等には、政務調査費に係る交付金約1億4,000万円や、議員年金の給付に係る地方負担金約8,500万円などが計上されております。

6ページをお願いいたします。(事項)特別委員会運営費ですが、特別委員会の開催、県内外調査活動などに要する経費として797万6,000円を計上しております。

次に、(目)事務局費ですが、3億7,364万6,000円を計上しております。以下、事項ごとに説明いたします。

まず、(事項)職員費ですが、事務局の職員31名の給与費として2億6,106万円を計上しております。

次に、(事項)本会議運営費ですが、本会議の記録、印刷などに要する経費として1,276万8,000円を計上しております。

次に、(事項)常任委員会運営費ですが、常任委員会調査活動の随行などに要する経費として258万円を計上しております。

次に、(事項)図書室運営費ですが、議員の調査活動に供するための図書購入など、議会図書室の運営に要する経費として698万9,000円を計上しております。

7ページをお願いいたします。(事項)議員寮運営費ですが、議員寮の維持管理に要する経費として935万2,000円を計上しております。

次に、(事項)議会一般運営費ですが、議会広報などの一般運営に要する経費として7,772万4,000円を計上しております。

次に、(事項)議会史編さん費ですが、議会史の編さん作業に従事する非常勤職員の人件費などに要する経費として243万1,000円を計上しております。今回の議会史は、平成11年度から14年度までのものを、第22集としまして、平成25年度までの2カ年間で編さんすることとしてお

ります。

最後に、(事項)特別委員会運営費ですが、特別委員会調査活動の随行に要する経費として74万2,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案についての質疑はございませんか。

○鳥飼委員 トータルでマイナス6.9%という予算になっています。主に議会一般運営費かなと思うんですけども、どこの分がどんな感じになっているのか、御説明いただきたいと思えます。

○山之内総務課長 議会費の中の議会一般運営費は、平成23年度が3億340万1,000円に対して、24年度が2億4,074万8,000円でございますけれども、6,200万円ほど減額になってございます。その一番大きな原因といたしましては、議員年金関係でございます。議員年金関係の負担金を3の各種協議会負担金等の中に入れていただいておりますけれども、平成23年度は1億4,600万円余予算を計上しております。すなわち、6,100万円の減額ということでございますが、議員年金制度につきましては、昨年6月1日に廃止されました。それで現職議員の皆さん方の負担はございませんけれども、受給資格を持っておられる方につきましては、引き続き支給するという仕組みになってございます。すなわち、収入と支出に大きな差額がございまして、それを県費で補てんするというようになっております。必要額を各都道府県が負担するというようになっておまして、平成23年度は、統一地方選挙に伴います勇退者等への一時金の支給が多く見込まれましたけれども、平成24年度は通常年ということで、所要額が減少して

いるということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。ちょっと確認なんですけれども、議員年金の負担がずっとあってきたんですけれども、去年の6月から報酬はふえてきておるんですか。

○山之内総務課長 議員の皆様方には、議員さん方の負担として、62万円が標準報酬ということで、それに対する13%、すなわち8万600円が報酬の中から5月以前は引かれていたわけですが、6月以降はこの8万600円が引かれていない状態ということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。

もう一つ、事務局費のところなんですけれども、職員費で2億6,106万円というのがありますが、特定の財産収入と諸収入の内訳を簡単に結構です。お願いします。

○山之内総務課長 職員費で、財産収入と諸収入をそれぞれ344万5,000円と104万6,000円を計上してございますけれども、まず、財産収入の主なものを申し上げますと、補正の委員会するときにも話題になりましたけれども、議員寮の宿泊料のほう为主线なものでございまして、318万円ほど見積もってございます。それから諸収入といたしましては、各会派の皆様からの電話代とかコピー代とか、あるいは議員寮の利用者の方の朝食代、そういったものを諸収入ということで見込んでございます。

○鳥飼委員 わかりました。議員寮については、幹事長会議でまた議論があるだろうと思うんですけれども、利用としてはかなり少なくなっている実態でしょうか。大まかで結構です。

○山之内総務課長 議員寮の利用の実態でございますけれども、平成19年度以降の状況でございますけれども、利用者のほうは、おおむね800人から900人ぐらいで推移しております。ただ22

年度は、632人ということのでいつもの年よりも少ないんですが、これは選挙の前の年ということもあったのかなというような気がしてございます。23年度はおおむね800人ぐらいかなというような見込みを立ててございます。

○鳥飼委員 わかりました。それで、大まかに言って、収支は費用のほうがどれぐらいかかっているとか、教えてください。

○山之内総務課長 議員寮の性質から申し上げまして、これは議員の皆様方の施設でございまして、収支、そういうバランスシート的なことはなかなか簡単には言いあわせない部分もございまして、大まかに言いまして、議員寮に要する経費というのが900万ぐらいで、そして、先ほど申し上げましたけれども、財産収入としては300万強、朝食代も含めまして350万ぐらいかなという状況でございます。

○鳥飼委員 わかりました。歳入が保たれないというのも現状としてはありますけれども、トータルとしては少ない金額ではないかなというようなことです。議員が活動しやすいようにそういう拠点をつくっていただくというのは大いに重要なことだというふうに思いますし、とりわけ、西臼杵とか入郷とか、そういうところの人たちにとっては拠点になりますので、今後とも継続をお願いしたいと思います。

○山下委員長 そのほか、ございませんか。なければ議会事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時20分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、あす、

行いたいと思います。開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かございませんか。何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午前11時20分散会

平成24年 3月16日（金曜日）

午後 1 時30分再開

出席委員（8人）

委 員 長	山 下 博 三
副 委 員 長	右 松 隆 央
委 員	外 山 三 博
委 員	星 原 透
委 員	宮 原 義 久
委 員	西 村 賢
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹	馬 場 輝 夫
議 事 課 主 査	花 畑 修 一

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょう。

〔「第1号のみ個別に採決」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ただいま、議案第1号について個別に採決との御意見がありましたので、まず、議案第1号について採決を行います。

議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手多数。よって、議案第1号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号、議案第3号、議案第21号、

議案第24号、議案第26号、議案第27号、議案第29号、議案第34号、議案第35号、議案第48号、議案第49号、議案第50号及び議案第54号について、一括して採決いたします。

以上の議案につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号外12件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。請願第16号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 暫時休憩いたします。

午後 1 時32分休憩

午後 1 時36分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

ただいま、継続という声がありましたので、お諮りしたいと思いますが、請願第16号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手全員。よって、請願第16号は継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時37分休憩

午後 1 時55分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副

委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

県民政策及び行財政対策に関する調査については継続審査といたしたいと思いますが、議御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時55分閉会